

いきいきふっつ障害者プラン(第2次基本計画・第2期障害福祉計画)

平成21年3月

富津市

いきいきふっつ障害者プラン

(第2次基本計画 平成21年度～30年度)

(第2期障害福祉計画 平成21年度～23年度)

平成21年3月

富津市



いきいきふっつ障害者プラン

平成21年3月

富 津 市



あいさつ

いきいきふっつ障害者プラン ～障がいがあってもその人らしく、 ともにいきいきと暮らせるまち・富津を目指して～

本市の障がい者福祉は、障害者基本法に定める障害者計画(ふれあいふっつ障害福祉プラン)及び障害者自立支援法の定める障害福祉計画(第1期障害福祉プラン)に基づき、市民の皆様のご理解とご協力により、順調に推移しておりますことに感謝を申し上げます。

平成18年4月に障がい保健福祉サービスの新たな枠組みを定めた「障害者自立支援法」が施行され、3年が経過いたしました。

しかし、この間に障がい者をめぐっては、障がい者数の増加とともに、本人や家族介助者の高齢化の進行、障がいの重度化や重複化などの傾向が進んでおります。

さらに、利用者負担の問題やサービス提供事業者の減収、人材確保の困難性や制度上の問題もあり、国は「法施行後3年後の見直し」に向けた協議を行いました。

こうした障がい者をめぐる動向や法制度の改正の動きに的確に対応するために、平成21年度から平成30年度までを期間とする「いきいきふっつ障害者プラン」(基本計画)及び平成23年度までを期間とする「第2期障害福祉プラン」(実施計画)を策定いたしました。

いきいきふっつ障害者福祉プランでは、本市の基本計画が示す基本理念「連携と自立」に基づき、「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち・富津を目指して」を基本理念とし、この基本理念を具現化するために「地域での自立した生活を総合的に支える」「ライフステージに応じた自立と社会参加を支える」「地域一体となった連携によるまちづくりの推進」を施策目標として掲げ、障がいをもつ方やその家族の方が地域で安心して暮らせるよう総合的な支援を実施いたします。

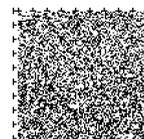
第2期障害福祉計画では、基本理念の達成に向けて必要なサービス量の確保の方策とサービス見込み量の数値目標を定めております。

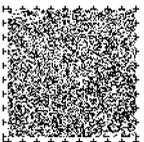
また、計画の推進にあたりましては、社会情勢や障がい者等のニーズを的確に把握し、必要に応じ事業量の検討や見直しを行い、施策全般の充実に取り組んでまいります。

市民の皆様をはじめ関係機関、団体等におかれましても、今後より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

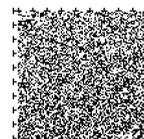
富津市長 佐久間 清治



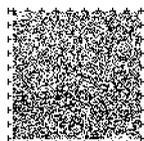


目 次

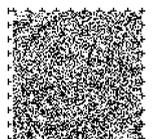
第1部 計画の策定にあたって	1
第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象者	5
5 計画策定の体制と方法	5
(1) 検討組織	5
(2) 市民参画による検討手法	5
第2章 障がい者施策をめぐる動向	5
1 障がい者施策の動き	5
2 障害者自立支援法の見直しの動向	5
3 計画策定の基本方針	5
(1) 障害者基本計画と障害福祉計画との調和	5
(2) 第2期障害福祉計画の策定方針	5
第2部 障害者基本計画	5
第1章 計画の基本目標	5
1 基本理念と目標	5
2 施策の体系	5
第2章 施策の推進	5
1 地域での自立した生活を総合的にささえる	5
1-1 相談支援と権利擁護の推進	5
(1) 広報・情報提供の充実	5
(2) 相談支援体制の充実	5
(3) 権利擁護の推進	5
1-2 生活支援サービスの充実	5
(1) 日常生活の支援	5
(2) 多様な暮らしの場の確保	5
(3) 制度の円滑な運営と利用促進	5
1-3 保健・医療の充実	5
(1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実	5
(2) こころの健康づくりの推進	5
(3) 難病患者への支援	5

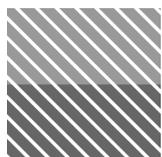


2	ライフステージに応じた自立と社会参加をささえる.....	5
2-1	教育・療育の充実.....	5
	(1) 療育・発達支援体制の充実.....	5
	(2) 障がい児教育の充実.....	5
	(3) 発達障がい児(者)への支援.....	5
2-2	雇用・就労の促進.....	5
	(1) 多様な就労機会の確保と支援.....	5
	(2) 福祉的就労の場の充実.....	5
2-3	社会参加の促進.....	5
	(1) 移動・コミュニケーションの支援.....	5
	(2) スポーツ・文化活動等の振興.....	5
3	地域一体となった「連携」による安心のまちづくり.....	5
3-1	ともに支えあうまちづくりの推進.....	5
	(1) 理解と交流の促進.....	5
	(2) 市民による多様な福祉活動の促進.....	5
3-2	安心・安全の生活環境づくり.....	5
	(1) 福祉のまちづくりの推進.....	5
	(2) 居住環境の整備・改善.....	5
	(3) 暮らしの安全対策の充実.....	5
第3章	計画の推進のために.....	5
1	計画推進体制の確立.....	5
2	計画の推進主体と役割.....	5
3	国・県や近隣自治体との連携強化.....	5
第3部	第2期障害福祉計画.....	5
第1章	障がい福祉サービスの内容.....	5
1	障害者自立支援法がめざす方向.....	5
2	サービスの内容と対象者.....	5
第2章	第1期におけるサービスの利用実績.....	5
1	指定障がい福祉サービスの給付実績.....	5
	(1) 訪問系サービス.....	5
	(2) 日中活動系サービス.....	5
	(3) 居住系サービス.....	5
2	地域生活支援事業の利用実績.....	5

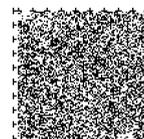


第3章 第2期のサービスの見込みと確保方策.....	5
1 地域生活移行等のための平成23年度に向けた目標.....	5
(1) 目標設定に関する国の考え方.....	5
(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標.....	5
(3) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に関する目標.....	5
(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標.....	5
2 訪問系サービスの見込量と確保方策.....	5
(1) 訪問系サービスの見込量.....	5
(2) 訪問系サービスの今後の方策.....	5
3 日中活動系サービスの見込量と確保方策.....	5
(1) 日中活動系サービスの見込量.....	5
(2) 日中活動系サービスの今後の方策.....	5
4 居住系サービスの見込量と確保方策.....	5
(1) 居住系サービスの見込量.....	5
(2) 居住系サービスの確保方策.....	5
5 地域生活支援事業の見込量.....	5
(1) 第2期における事業の実施方針.....	5
(2) 事業の実施内容と見込量.....	5
第4章 制度の円滑な運営のために.....	5
1 サービス提供の充実.....	5
(1) 支給決定の適正化・円滑化.....	5
(2) サービス見込量に対応した提供体制の整備.....	5
2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立.....	5
(1) 地域自立支援協議会の設置・運営.....	5
(2) 庁内関係部署の連携強化.....	5
(3) 国・県への意見・要望.....	5
資料編.....	5
資料1 障がい者数の動向.....	5
資料2 計画策定の経過.....	5
資料3 計画策定組織.....	5
資料4 アンケート結果の概要.....	5
資料5 関係施設・事業所及び団体アンケート結果の概要.....	5
資料6 用語解説.....	5





第1部 計画の策定にあたって



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

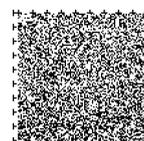
富津市では、平成12年3月に「ふれあいふっつ障害者プラン」を策定し、このもとに障がい者が地域社会において自立して生活し、すべての市民とともに支えあう社会をめざして障がい福祉施策に取り組んできました。

また、平成18年からの障害者自立支援法の施行に呼応し、平成19年3月には「いきいきふっつ障害福祉プラン」（第1期障害福祉計画）を策定し、同法に基づく新体系サービスへの移行を促進しながら新たな制度の運営に取り組んできたところです。

しかし、障がい者をめぐっては、この間、障がい者数の増加とともに、本人や家族介助者の高齢化の進行、障がいの重度化・重複化などの傾向が進んでいます。また、障がい者の意識も大きく変わり、積極的に社会参加しながら地域の中で自立した生活を送りたいという願いはますます強まっています。

さらに、障害者自立支援法が施行されて3年が経過する中において、利用者負担の問題やサービス提供事業者の減収、人材確保難の慢性化等、制度上のいくつかの問題が発生してきたことから、国では低所得者世帯への月額負担上限額の軽減や事業者に対する激変緩和措置、新法移行等のための緊急的な経過措置を実施するなどの特別対策を講じる一方で、「法施行後3年の見直し」に向けた議論が活発に行われています。

こうした障がい者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「ふれあいふっつ障害者プラン」や「いきいきふっつ障害福祉プラン」の進捗状況をふまえ、本市におけるこれからの障がい福祉施策目標や具体的な取り組みを明らかにしていくため、両計画を一体化した新たな計画を策定するものです。



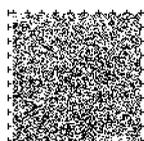
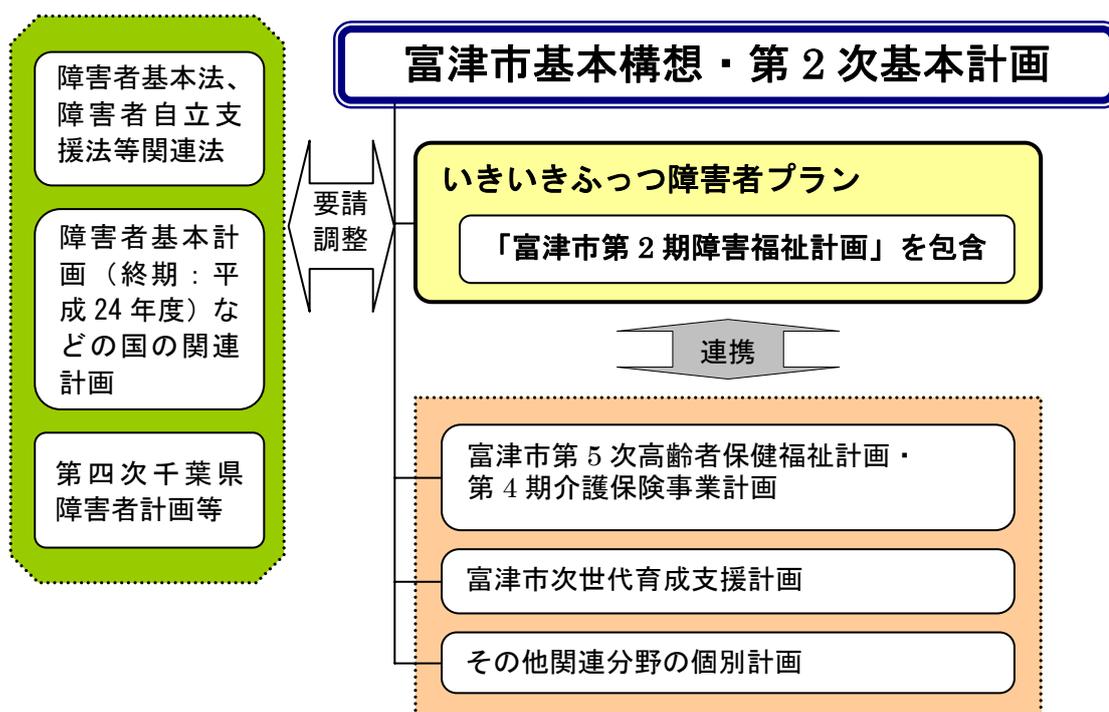
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、富津市における障がい福祉施策の基本的な計画となるものです。

また、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保については、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する内容を包含する形で、一体的に策定しています。

同時に、国の「障害者基本計画」や千葉県「第四次千葉県障害者計画」の内容を十分に踏まえながら、「富津市基本構想」及び「第2次基本計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「富津市第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

図表 1 計画の位置づけ



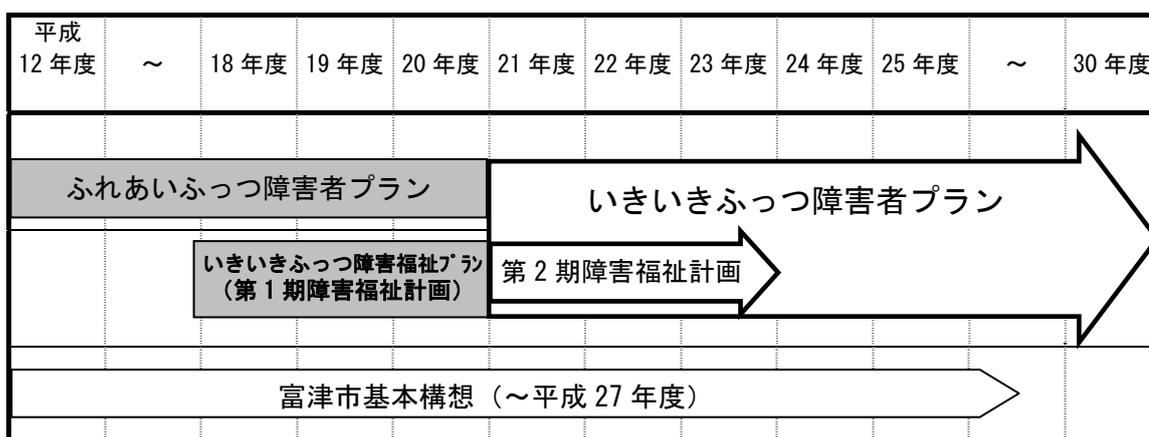
3 計画の期間

この計画は、長期的な展望に立った障がい者施策の方針としてきた「ふれあいふつつ障害者プラン」(計画期間：平成12年度～平成20年度)の後継計画となるものです。

計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10か年とし、目まぐるしく変化する障害者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応できるよう必要な見直しを行います。

また、この計画に包含される「第2期障害福祉計画」に相当する部分については、障害者自立支援法の定めに基づき、平成21年度から平成23年度までの3か年計画とし、平成23年度には第3期計画としての見直しを行います。

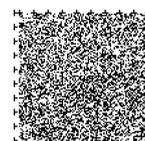
図表2 計画期間



4 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法(第2条)、障害者自立支援法(第4条)、児童福祉法(第4条)及び発達障害者支援法(第2条)等の関連法に規定される障がい者すべてとしています。

また、この計画の推進にあたっては、障がい者やその家族はもとより、行政関係機関や福祉法人、民間のサービス事業者及び市民各層が共通の認識と目標のもとに一層の理解と協力を求めるものです。



5 計画策定の体制と方法

この計画の策定にあたっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がい者やその家族をはじめ、広く市民各層の意見反映に努めるため、以下のような市民参画の手法を取り入れました。

(1) 検討組織

① 「いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会」による検討

障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などからなる「いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会」において審議しました。

② 「いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会」(庁内)による検討

庁内組織として関係各部署の参加による「いきいきふっつ障害福祉検討委員会」を設置し、施策の調整を行いながら計画案に関する協議を行いました。

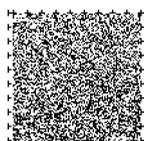
(2) 市民参画による検討手法

① 障がい者及び関係団体・事業所等に対する実態調査の実施

障害福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある市民を対象としてアンケート調査を実施しました。また、障害者自立支援法の施行に伴う事業運営上の問題や施策ニーズ等を把握するため、市内の関係団体や事業所等に対するアンケート調査も同時に実施しました。

図表 3 障がい福祉に関するアンケート調査の実施概要

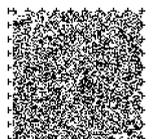
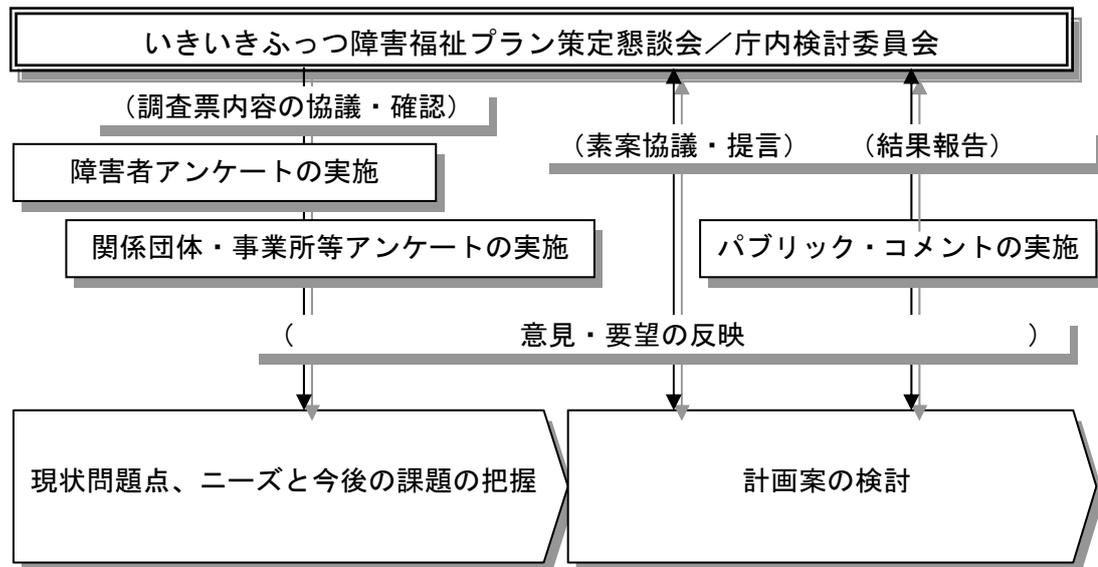
調査対象	市内の身体障害者手帳・療育手帳及び精神保健福祉手帳の保持者
標本数	1,500票 (平成20年9月1日現在の上記対象者から無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成20年10月
回収数及び回収率	有効回答数：829票 有効回答率：55.3%



② 市民各層に対するパブリック・コメントの実施

この計画内容の周知と意見聴取のため、市民各層に向けたパブリック・コメントを平成21年2月に実施しました。

図表4 計画策定の体制と主な手法



第2章 障がい者施策をめぐる動向

1 障がい者施策の動き

平成 12 年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の制定にともない、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（障がい児関係）の一部が改正され、平成 15 年度から、利用者が事業者と契約を結び、サービスを利用する支援費制度へと改められました。

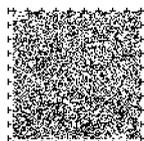
また、平成 15 年度からはじまった国の「障害者基本計画」は、『リハビリテーション』『ノーマライゼーション』の理念を継承しつつ、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざして、平成 24 年度までの障がい福祉施策の基本的方向について明らかにしています。あわせて、平成 19 年度までの 5 か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施 5 か年計画」が策定されました。

その後、平成 16 年に障害者基本法の一部が改正され、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」「差別の防止」「障害者の自立および社会参加の支援」等が明記されるとともに、市町村障害者計画の策定が義務化されました。

同年には『入院医療中心から地域生活中心へ』を基本として、精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を図るため、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が提示されたほか、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいのある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成 17 年 4 月より施行されました。

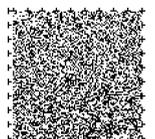
また、支援費制度に続き、国では障がいの種別による制度格差の解消とサービス体系の再編・一元化、実施主体の市町村への一元化、就労支援の抜本的強化、障がい程度に関する客観的な尺度の導入とサービスの支給決定過程の透明化などを進める新たな仕組みを構築するため、障害者自立支援法が平成 18 年に施行されました。以来、3 か年の制度運営を迎えていますが、さまざまな制度的な問題が浮上する中で、抜本的な見直しに向けた議論が進められています。

さらに、平成 19 年 9 月には、障がい者の権利及び尊厳を保護するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（仮称）への署名が行われ、現在、関連法の改正作業が進められています。



次に分野別にみると、教育に関しては、複数の障がいに対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための「学校教育法」等の一部改正（平成 18 年 6 月成立）に続き、教育の機会均等に係る規定に障がい者の教育に係る支援を盛り込んだ「教育基本法」の全面的改正が平成 18 年 12 月に実施されています。

一方、雇用に関しては、精神障がいのある人に対する雇用対策の強化等を行うための「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が平成 17 年 6 月に行われたのに続き、中小企業における障がい者雇用の促進を図るとともに、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を行うための「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が平成 20 年 12 月に行われています。

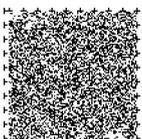


図表 5 障がい者施策に係る主な関連法令の動向

	~昭45・56 57 58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 ~
主な国内関連事項	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害者対策に関する長期計画 (昭和58~平成4年) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害者対策に関する新長期計画 (平成5~14年) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害者基本計画 (平成15~24年) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 「障害者対策に関する長期計画」 後期重点施策 (昭和62~平成4年) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害者プラン ~ノーマライゼーション 7か年戦略~ (平成8~14年) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 重点施策 実施5か年計画 (平成15~19年) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たな重点施策 実施5か年計画 (平成20~24年) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> 心身障害者対策基本法成立 昭和45年 </div> <div style="width: 30%;"> 障害者基本法成立 (心身障害者対策基本法の 全面改正) 平成5年 </div> <div style="width: 30%;"> 障害者基本法の改正 平成16年 </div> </div>
	国連等

	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
全体的枠組み	障害者基本法の改正 (5月)	改正障害者基本法の施行 (6月)			改正障害者基本法の施行 (4月) (市町村障害者計画の義務化)
生活支援		発達障害者支援法の施行 (4月)	障害者自立支援法の成立 (10月)	障害者自立支援法の一部施行 (4月)	障害者自立支援法の施行 (10月)
生活環境		ユニバーサルデザイン政策大綱の公表 (7月)		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の成立 (6月)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 (12月)
教育・育成			中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」 (12月)	学校教育法等の一部改正法の成立 (6月)	教育基本法の改正 (12月)
雇用・就業		障害者雇用促進法の一部改正法の成立 (6月)	改正障害者雇用促進法の一部施行 (10月)	改正障害者雇用促進法の施行 (4月)	障害者雇用促進法の一部改正法案閣議決定 (3月)

資料：内閣府

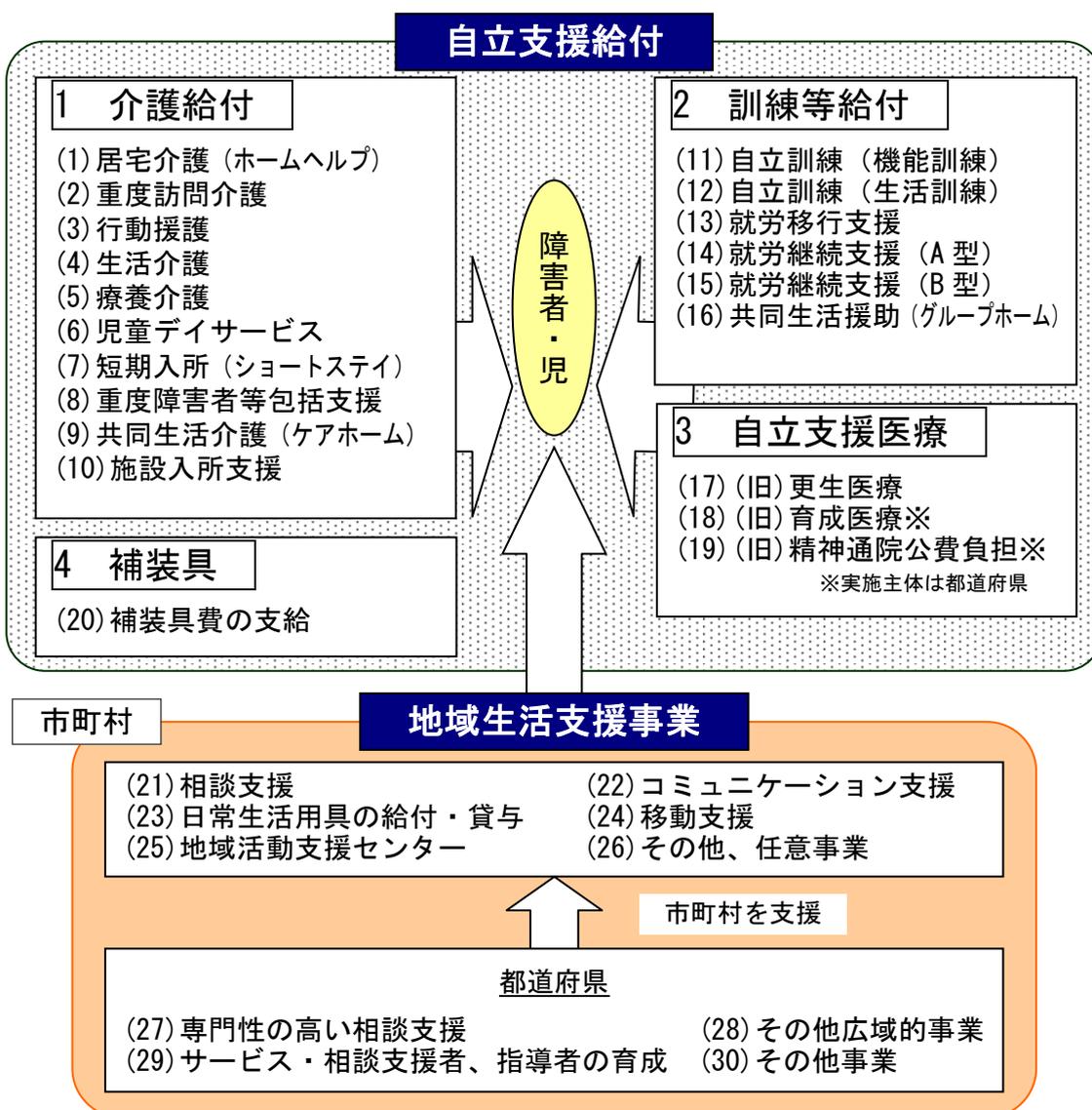


2 障害者自立支援法の見直しの動向

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、「障害種別を越えた障害福祉サービスの一元化」、「市町村が実施主体」、「利用者負担の原則と国の財政責任の明確化」、「就労支援の強化」、「手続き・基準の透明化・明確化」等を柱とする新たな仕組みが導入されました。

これにより、市町村には障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する3か年ごとの計画（市町村障害福祉計画）を策定することが法的に義務づけられました。

図表6 障害者自立支援法による「総合的な支援サービス」の全体像



しかし、障害者自立支援法は、1割を原則とする利用者負担の問題、報酬単価引き下げに伴う事業者の減収問題、慢性化する人材確保難の問題、さらには旧来の支援費制度からの急速な制度改正に伴う対応の混乱と新体系への移行の遅れといった問題が指摘されています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、①低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しています。

さらに、これと併せて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。また、障害者自立支援法施行後3年の見直しに向けて、「①負担軽減策の対象となっていない課税世帯（特に障がい児のいる世帯）の利用者負担」、「②世帯収入を単位とする負担上限額の区分」、「③障害程度区分の認定基準」、「④福祉人材の確保」などの課題も残されており、現在議論が行われています。

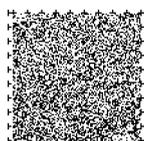
第2期計画の策定にあたってはその前提として、国における自立支援法の見直しの内容を的確にとらえ、国・県との連携に基づいた施策推進に十分留意し総合的に取り組んでいく必要があります。

現段階での国における見直し論議の主な論点を列挙すると、次のとおりです。

＜国における障がい者自立支援法見直しの論点＞

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (I) 相談支援 | (IV) 障がい者の範囲（障がい者の定義） |
| ① ケアマネジメントのあり方 | (V) 利用者負担 |
| ② 相談支援体制 | (VI) 報酬 |
| (II) 地域における自立した生活のための支援 | (VII) 個別論点 |
| ① 地域での生活の支援 | ① サービス体系 |
| ② 就労支援 | ② 障がい程度区分 |
| ③ 所得保障 | ③ 地域生活支援事業 |
| (III) 障がい児支援 | ④ サービス基盤の整備 |
| ① ライフステージに応じた支援の充実 | ⑤ 虐待防止・権利擁護 |
| ② 相談支援や家庭支援の充実 | |
| ③ 施設の見直し等による支援の充実 | |

また、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」においては、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成16年9月策定）が平成21年9月に中間点を迎えることから、「今後も『入院医療中心から地域生活中心へ』という基本的な方策をさらに推し進め、精神障がいのある人が地域において安心して自立した生活を送れるような社会としていく」との共通認識のもとに、精神保健医療福祉施策に関する抜本的見直しに向けた検討が進められています。

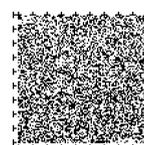
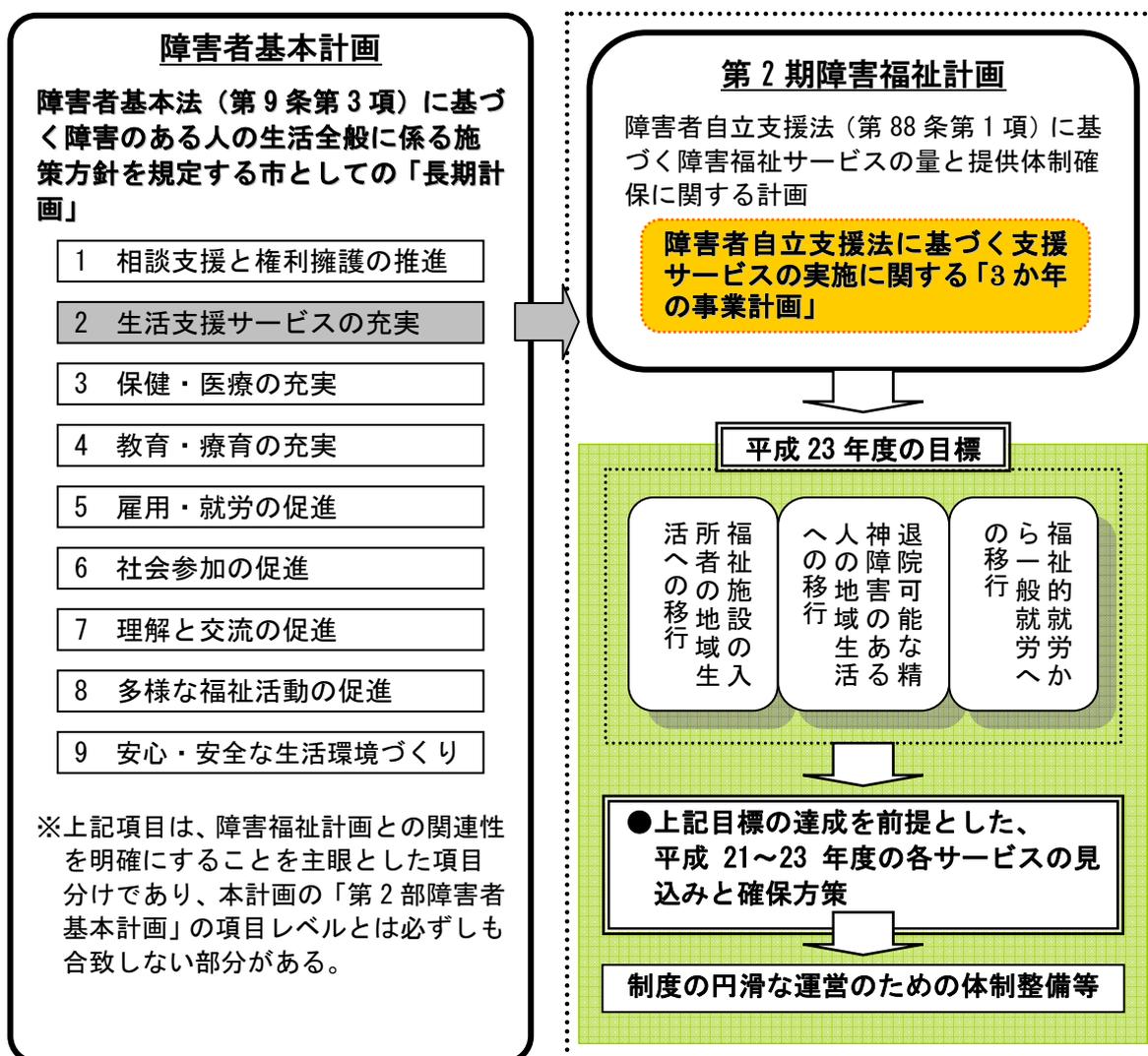


3 計画策定の基本方針

(1) 障害者基本計画と障害福祉計画との調和

本計画では、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に相当する「障害者基本計画」を全体計画（障がい者施策の長期的、総合的な計画）として位置づけ、この中に掲げられる施策目標のうち、特に障がい者の地域生活を支える具体的な“生活支援サービス”については、障害者自立支援法に基づく各種支援サービスの実施に係る「3か年の事業計画」として「第2期障害福祉計画」を取りまとめています。

このため、障害福祉計画に掲げる目標や各サービスの見込みを達成していく上では関連施策との相互の連携が不可欠であり、両計画の調和（整合）が保たれるよう配慮し必要な施策との調整を図るものとします。



(2) 第2期障害福祉計画の策定方針

国では「第1期の考え方を踏襲するものとする」とした上で、以下のような考え方を打ち出しており、第2期障害福祉計画の策定に際してはこれを尊重し、県の方針とも併せて次の諸点に留意するものとします。

①「相談支援の提供体制の確保」

障がい福祉サービスの提供体制の確保とサービスの適切な利用を支える地域自立支援協議会のあり方を明確に示す必要がある。

②「入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行」

都道府県において「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の実施による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。

※（千葉県）国の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」における議論をふまえ、必要と認められた場合に今後、目標設定について整理する。

③「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

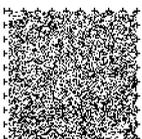
平成23年度末の施設入所者数の地域移行に関しては、7%以上の削減（平成17年現在の施設入所者数を基本とする目標）を原則とし、施設入所が真に必要と判断される者の数をふまえ設定する。

④「福祉施設から一般就労への移行」

（千葉県）福祉施設から一般就労への移行を促進する上において関係する就労支援関連サービスのうち、就労継続支援事業（A型）について、その受け皿となる福祉工場が県内にないために、目標達成にとらわれずに真に必要な量を見込む。

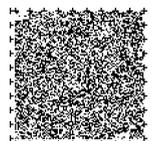
⑤「圏域単位を標準としたサービスの基盤整備」

施設入所や退院可能精神障がい者の地域生活移行について、地域における課題をふまえ、課題への対応が遅れている地域においては、圏域単位を標準として都道府県と市町村が協働により計画的にサービスの基盤整備を行う。





第2部 障害者基本計画



第1章 計画の基本目標

1 基本理念と目標

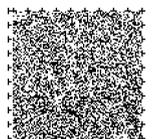
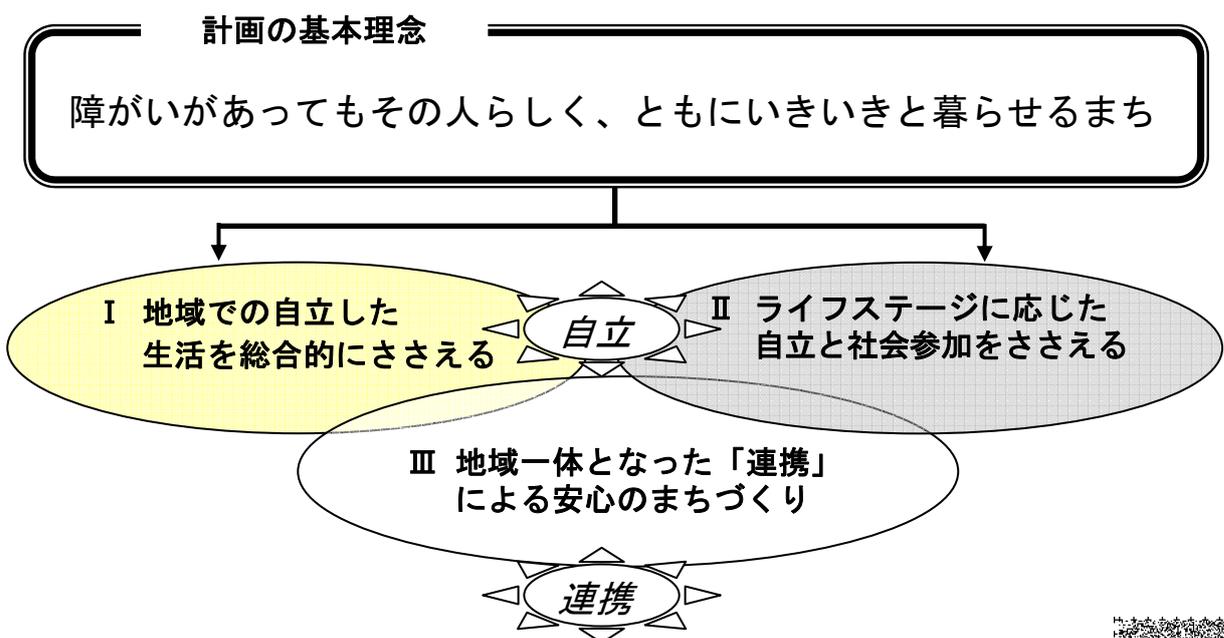
富津市では、長期展望に立ったまちづくり計画の指針であり、最上位計画となる基本構想において、「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち」を将来都市像とし、そのまちづくりの基本理念に「連携と自立」を置いています。

障がい者の生活を総合的に支援していくための本計画も、この上位計画の考え方に沿ったものであることが必要であり、まちづくりの基本目標を障がい者施策の観点から実現していくことが求められます。

このためには、障がいのある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として、その人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選び、あらゆる面で権利が擁護されるような平等な社会づくりをめざすノーマライゼーションの推進を図っていく必要があります。

この計画の基本理念として、市の「基本構想」がめざすまちづくりの方向と整合するよう、計画の基底に「連携と自立」を据え、障がい者が地域とのつながりを保ち、多くの人とふれあい、支えあっていくなかで、安心して自分らしくいきいきと暮らすことができるまちをめざすものとします。

また、この計画の基本理念を具現化していくため、重点的な取組み目標として次の3つの目標を掲げます。



I 地域での自立した生活を総合的にささえる

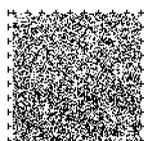
高齢化や障害の重度化・多様化が進む状況に対応し、障がい者が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

II ライフステージに応じた自立と社会参加をささえる

障がい者が「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障害のある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまでライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

III 地域一体となった「連携」による安心のまちづくり

地域が一体となって、多様な支えあいの活動や交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、だれもが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取組み、障がい者をはじめ、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。



2 施策の体系

《基本理念》

《施策目標》

《具体的な施策・事業》

障害があってもその人らしく、
ともにいきいきと暮らせるまち

I 地域での自立した生活を総合的にささえる

1-1 相談支援と権利擁護の推進

- (1) 広報・情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

1-2 生活支援サービスの充実

- (1) 日常生活の支援
- (2) 多様な暮らしの場の確保
- (3) 制度の円滑な運営と利用促進

1-3 保健・医療の充実

- (1) 保健・医療・リハビリ体制の充実
- (2) こころの健康づくりの推進
- (3) 難病患者への支援

II ライフステージに応じた自立と社会参加をささえる

2-1 教育・療育の充実

- (1) 療育・発達支援体制の充実
- (2) 障害児教育の充実
- (3) 発達障害児（者）への支援

2-2 雇用・就労の促進

- (1) 多様な就労機会の確保と就労支援
- (2) 福祉的就労の場の充実

2-3 社会参加の促進

- (1) 移動・コミュニケーションの支援
- (2) 文化・スポーツ活動等の振興

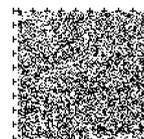
III 地域一体となった「連携」による安心のまちづくり

3-1 ともに支えあうまちづくり
の推進

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 市民による多様な福祉活動の促進

3-2 安心・安全の生活環境づくり
の推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 居住環境の整備・改善
- (3) 暮らしの安全対策の充実



第2章 施策の推進

1 地域での自立した生活を総合的にささえる

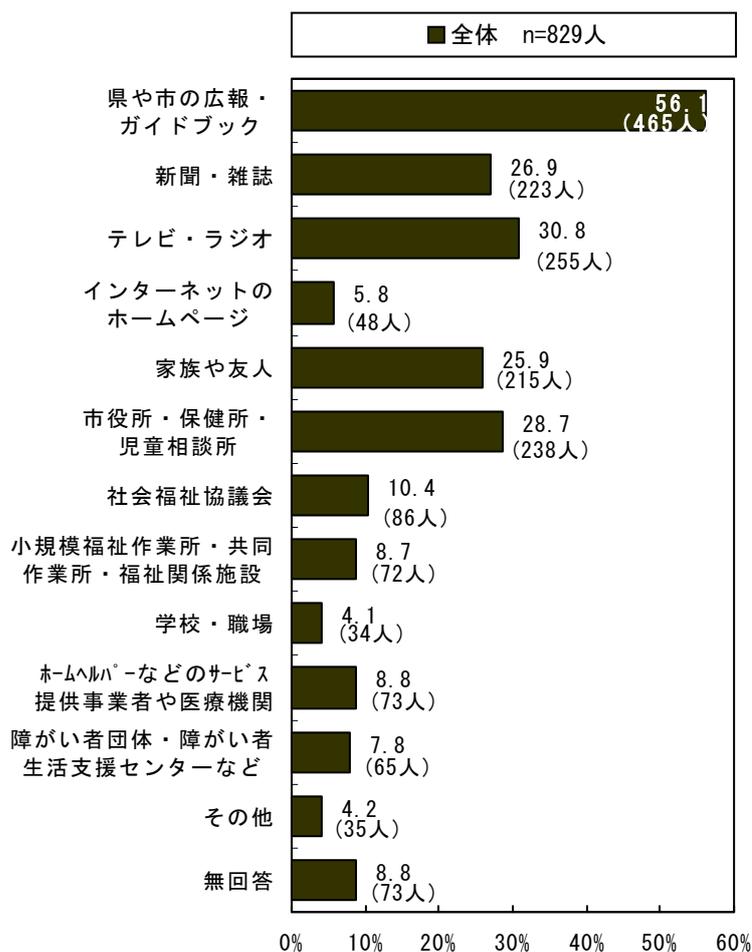
1-1 相談支援と権利擁護の推進

(1) 広報・情報提供の充実

【施策目標】

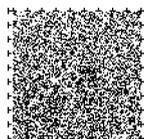
広報やインターネットのホームページなどの活用を通じて的確な情報の迅速な提供に努めます。また、各種福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動など生活にかかわる行政情報について、点字化や音声化への取り組みにも配慮しながら障がい者やその家族にとってわかりやすく、利用しやすい情報提供をめざします。

図表 7 福祉関連情報の入手方法

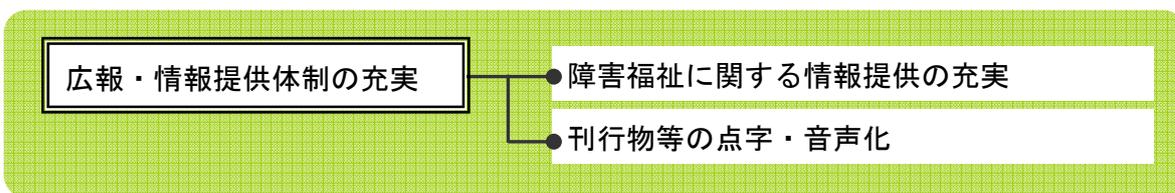


○障がい福祉サービス等に関する情報の入手手段としては、全体の6割近くが「市広報」等に頼っており、障がい者等にとって重要な情報入手手段となっている広報やガイドブックの内容充実が求められます。

○このほか、「市役所」等の窓口で直接入手している人が3割ほどを占める状況です。

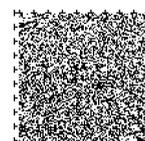


【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①障害福祉に関する 情報提供の充実	○各種障がい者支援制度やサービスの内容・利用方法、あるいは関係機関・施設の案内等についてわかりやすく紹介できるよう、広報をはじめインターネットのホームページなど多様な媒体の内容充実と活用を図ります。	社会福祉課 情 報 課
②刊行物等の点字・ 音声化	○文字による情報入手が困難な障がい者に配慮し、日常生活にとって必要度の高い情報を中心に、ボランティアの協力も得ながら刊行物の点字化・音声化などによる提供に努めるとともに、SPコード※の導入を検討します。	社会福祉課 情 報 課

※SPコード：文章等の文字情報をバーコード化し、専用機械を通じ音声により聞けるようにする方法

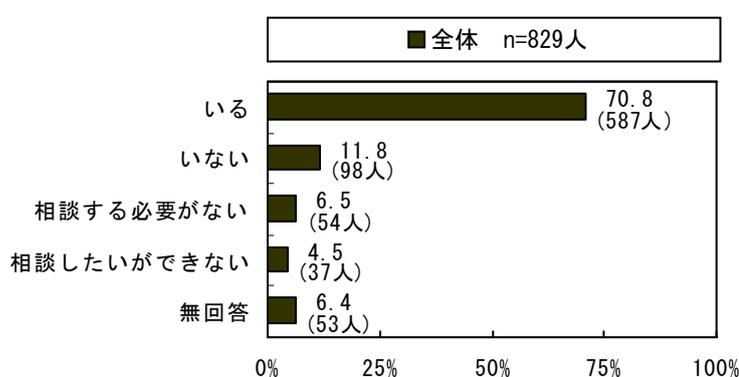


(2) 相談支援体制の充実

【施策目標】

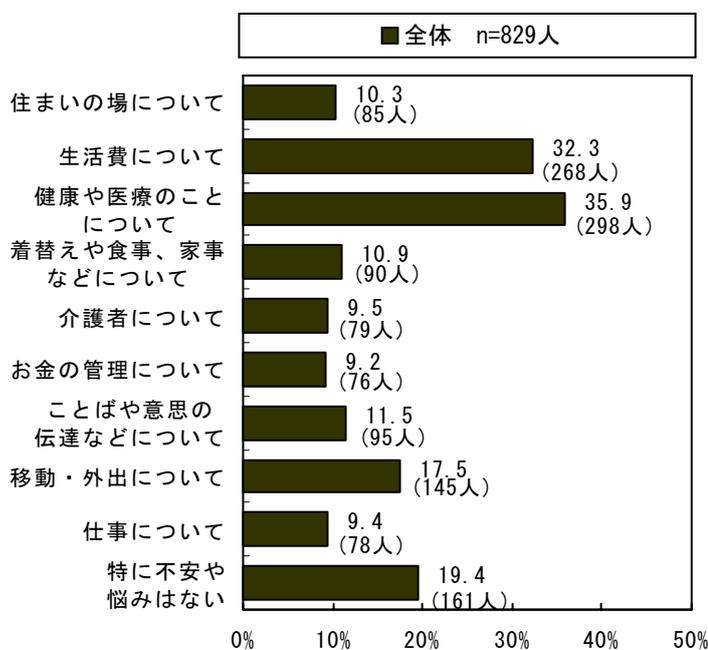
障がい者や家族介助者などからのさまざまな相談内容に応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、市の相談窓口の充実を図るとともに、関係機関・団体や事業所などとの連携を密にし、身近な相談先から専門的な相談体制に至る総合的な相談支援体制づくりをめざします。

図表 8 困ったことなどを相談する相手の有無

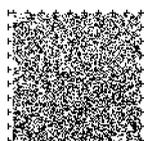


○相談先（相手）の有無では、「いる」人が7割ほどを占める一方で、「いない」人が約12%、「相談したいができない」人が4.5%と、全体の2割近くが相談先に困っています。

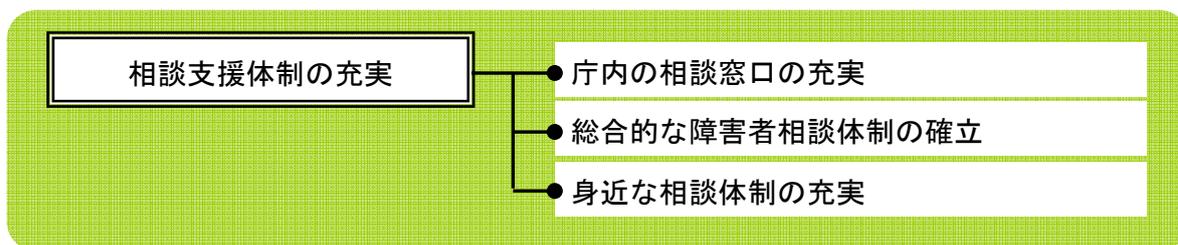
図表 9 日常生活で困っていること、不安に思っていること



○日常生活での悩みや不安を抱えている障がい者は全体の8割近くに上り、その上位には「健康や医療」と「生活費」のほか「移動・外出」、「ことばや意思の伝達」、「着替えや食事等の日常動作の介助」、「住まい」などが挙げられています。



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①庁内の相談窓口の充実	○保健・医療・福祉・教育・就労など多分野にわたる障がい者や家族からの相談に的確に対応できるよう、窓口の充実や庁内各部局の連携を図り、障がい種別にかかわらず気軽に相談できる相談支援体制づくりに努めます。	社会福祉課 児童家庭課 介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 商工観光課 市民課 国民健康保険課
②総合的な障害者相談体制の確立	○障がい者や家族等の相談ニーズに応じて、地域自立支援協議会の活用や同じ立場にある障がい者が相談に応じるピアカウンセリングの実施、地域包括支援センターとの連携強化などを通じて、介護相談をはじめ日常生活の支援に係る総合的な相談体制の確立に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
③身近な相談体制の充実	○身近な地域における相談者となる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員、あるいは民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、相談員制度の周知を図ります。	社会福祉課

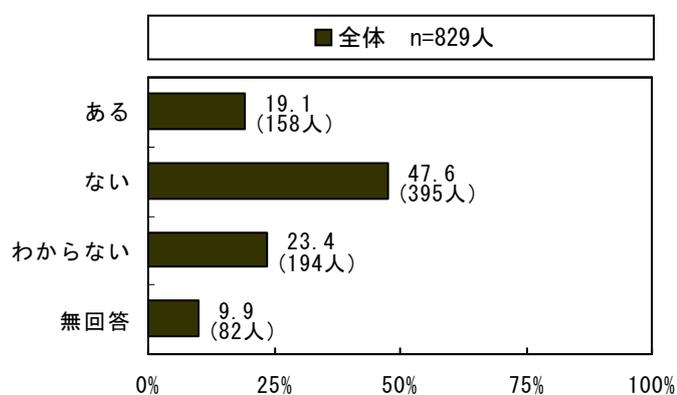


(3) 権利擁護の推進

【施策目標】

障害者基本法が求める「ノーマライゼーション」の理念や国連障害者権利条約の主旨をふまえ、障がい者の人権を浸す不当な差別や偏見の解消、虐待防止のための市民運動としての取り組みを進めるとともに、関係機関と連携し、判断能力が十分でない障がい者などあらゆる人の権利擁護の推進に取り組みます。

図表 10 障がい者への差別や疎外感を感じた経験の有無



○日常生活の差別を受けたり疎外感を感じた経験について半数近くが「ない」と回答しています。

○その一方で、そうした経験が「ある」障がい者が全体の2割ほどに上る現実が依然としてあることを一人ひとりがみつめ直す必要があります。

【具体的な施策・事業】

権利擁護の推進

- 権利擁護に関する相談窓口の充実
- 成年後見制度の普及と利用支援
- 日常生活自立支援事業の推進
- 虐待防止ネットワークづくりの推進



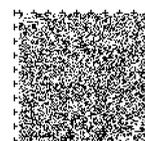
施策・事業	内 容	市の担当課
①権利擁護に関する相談窓口の充実	○障がい者や高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談窓口の設置や消費者被害をはじめとする権利侵害全般にわたる救済支援など、権利擁護のための体制や支援策などの具体的な検討を進めます。	社会福祉課 介護福祉課
②成年後見制度の普及と利用支援	○判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度について、周知を図るとともに、利用支援に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
③日常生活自立支援事業の推進	○社会福祉協議会との連携を密にし、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	社会福祉課
④虐待防止ネットワークづくりの推進	○高齢者を含めた虐待防止ネットワークの活用など関係部署や関係機関との連携のもとに、障がい者に対する虐待の防止のための体制づくりを進めます。	社会福祉課 児童家庭課 介護福祉課 学校教育課

図表 11 成年後見制度の概要

成年後見制度とは：

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

区 分	後 見	補 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	○本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など ○市町村長（申立てをすることができる人がいない場合）		



図表 12 国連障害者の権利条約（抜粋）

■ 目的（第1条）

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。（以下、略）

■ 一般原則（第3条）

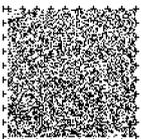
この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別〔無差別〕
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン
- (d) 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環及び人類の一員としての障害のある人の受容
- (e) 機会の平等〔均等〕
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

■ 一般的義務（第4条）

- 1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。（以下、略）

※上記は、2006年12月13日に国連総会で採択された“Convention on the Rights of Persons with Disabilities”と“Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities”に関する川島＝長瀬仮訳（2008年5月30日付）から一部抜粋したものである。



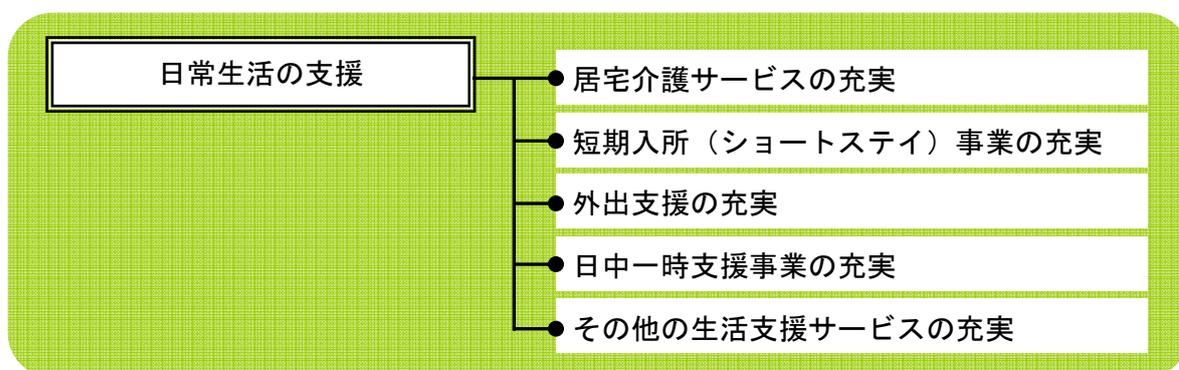
1-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

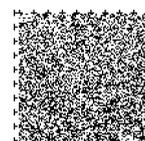
【施策目標】

障がい者が地域の一員として安心して自立した生活を送り、積極的に社会参加できるように、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行を促進するとともに、地域生活支援事業を充実し、地域での自立した生活の一層の支援をめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①居宅介護サービスの充実	○日常生活を営むことに支障がある障がい者が地域社会のなかで自らの選択・決定のもとに、主体的な生活が送れるよう、利用ニーズの的確な把握に努めながら、居宅介護の充実を図ります。 ○県と連携し、精神障がいのある人などを含め障がい特性を理解し、的確に対応できる人材の確保や資質の向上を支援します。	社会福祉課
②短期入所（ショートステイ）事業の充実	○一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、受入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。	社会福祉課
③外出支援の充実	○行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業など、障がい者の移動を支援するための事業・サービスの重層的な実施に努めます。	社会福祉課



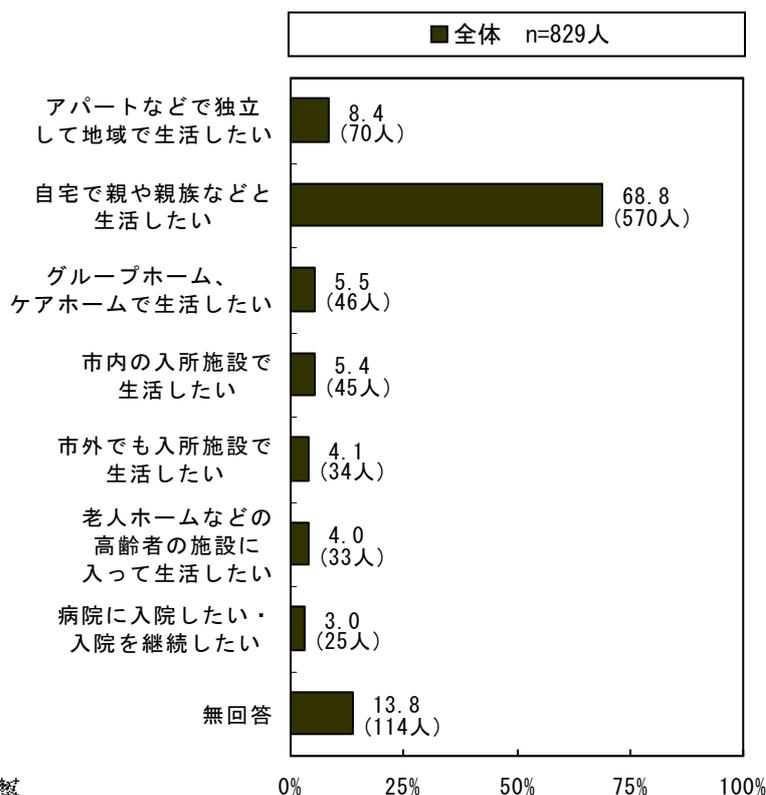
施策・事業	内 容	市の担当課
④日中一時支援事業の充実	○障がい児や知的障がいのある人を対象に、日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、宿泊を伴わない日中利用の事業を「日中一時支援事業」として引き続き実施します。	社会福祉課
⑤その他の生活支援サービスの充実	○障がい者がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付、訪問入浴サービスなど、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課

(2) 多様な暮らしの場の確保

【施策目標】

「アパートなどで独立して地域で生活したい」、「グループホーム、ケアホームで生活したい」など障がい者の今後の暮らし方に対する希望は、「自宅」以外にも多様化している状況をふまえ、地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、グループホームをはじめ、民間住宅を含めた多様な住まいの場の確保をめざします。

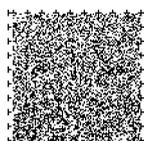
図表 13 今後の暮らし方の希望



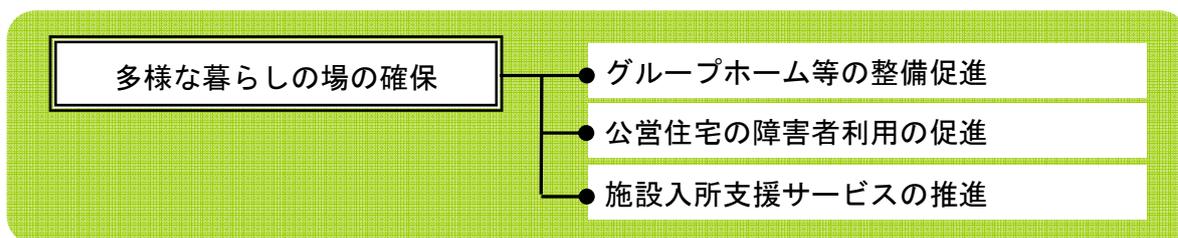
○今後の暮らし方について全体の約7割が「自宅で親や親族などと生活したい」と希望しています。

○また、「アパートなどで独立して地域で暮らしたい」や「グループホーム等で生活したい」とする人が全体の1割を超えます。

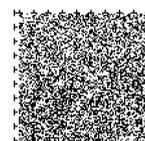
○こうした市内での在宅生活を希望する人や今後、施設等から地域移行してくる人が多様な暮らし方を選択できるような受け皿づくりに取り組む必要があります。



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①グループホーム等の整備促進	<p>○障がい者の地域生活を支える基盤として、また、今後の施設等からの地域移行者の受け皿として、必要なグループホームやケアホームが確保されるよう、県や関係機関と連携しながら運営法人等への助言・指導等に努め、その整備を促進します。</p> <p>○グループホーム等での安全な共同生活が維持・確保されるよう、消防法の改正等関連法令に基づく施設整備・改善を促進します。</p>	社会福祉課 消防本部
②公営住宅の障害者利用の促進	<p>○障がい者の地域での自立生活の場として選択できるよう、公営住宅の新築・改修時におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。</p>	社会福祉課 建設課
③施設入所支援サービスの推進	<p>○障害者自立支援法に基づく「施設入所支援」について、広域的な調整を図りながら施設確保やサービス提供に努めます。</p>	社会福祉課

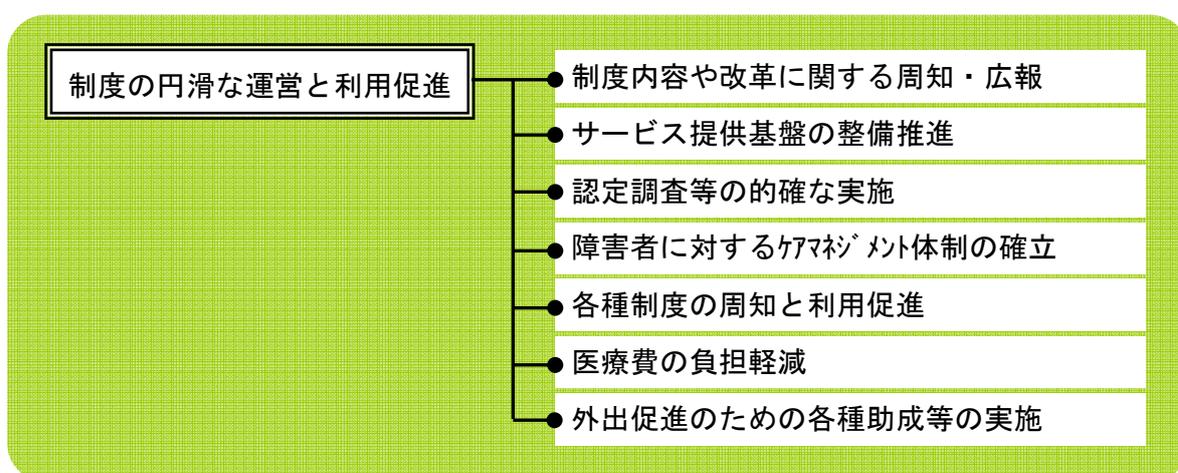


(3) 制度の円滑な運営と利用促進

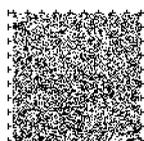
【施策目標】

利用者の立場に立って障がい者や家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス事業所等との連携のもとに障害者自立支援法に基づく円滑な制度運営をめざします。また、障がい者等の経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ります。

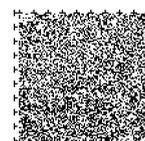
【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①制度内容や改革に関する周知・広報	○広報紙などの多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に引き続き努め、自立支援給付や地域生活支援事業の内容や支給決定の仕組み、利用手続き等に関する周知を図ります。	社会福祉課 情報課
②サービス提供基盤の整備推進	○利用者自らが必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、サービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行を促進するとともに、新規事業者の参入に努め、質量ともに充実したサービス提供体制を整備していきます。	社会福祉課



施策・事業	内 容	市の担当課
③認定調査等の的確な実施	○障がい者が住みなれた地域で生活していくために必要なサービスを適切に受けられることができるよう、認定調査等の的確な実施を図ります。	社会福祉課
④障害のある人に対するケアマネジメント体制の確立	○障がいの特性や置かれた状況などに応じ、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、障がい者ケアマネジメントの確立に取り組みます。 ○保健・医療・福祉等関係者や障がい者の代表からなる地域自立支援協議会の設置と継続的な運営を図り、具体的な課題の検討や分析を行います。	社会福祉課
⑤各種制度の周知と利用促進	○障がい者やその家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成等について障がい者や家族に周知し、制度を有効に活用するよう図っていきます。	社会福祉課 市民課 課税課 国民健康保険課
⑥医療費の負担軽減	○障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。 ○特定疾患医療費公費負担など、国や県の制度に準じて医療費の助成を行い、障がい者やその家族の費用負担の軽減を図ります。 ○市独自事業として実施している上記利用時の自己負担分の助成について事業を継続します。 ○難病見舞金の支給を継続します。	社会福祉課
⑦外出促進のための各種助成等の実施	○障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用や自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成を図ります。	社会福祉課



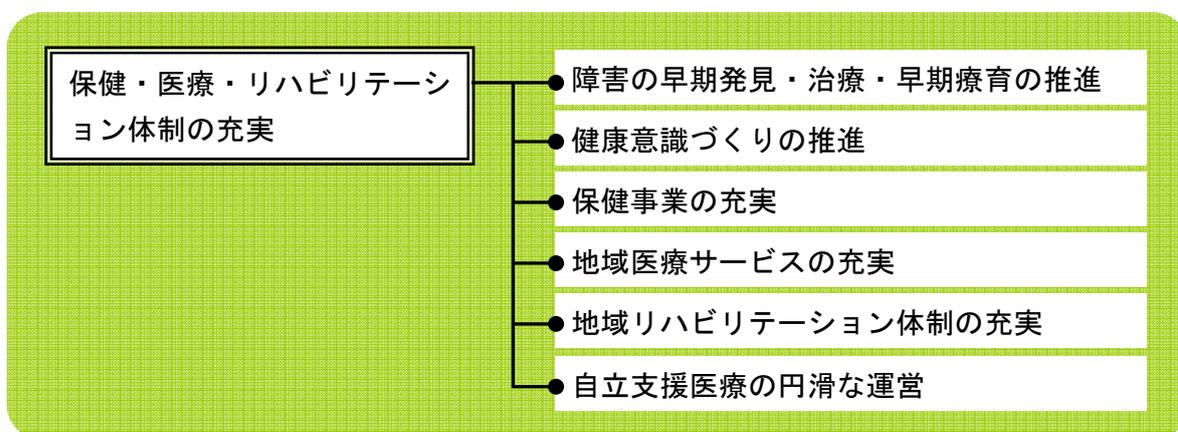
1-3 保健・医療の充実

(1) 保健・医療・リハビリ体制の充実

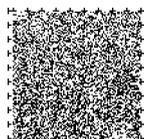
【施策目標】

生涯を通じて障がい者の健康の維持・増進を支援するため、生涯の各時期に応じた一貫性ある保健事業の推進や地域の医療・リハビリテーション体制の充実をめざします。

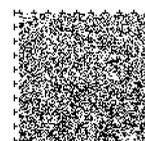
【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①障害の早期発見・治療・早期療育の推進	○妊産婦への健康教育・相談や健康診査、新生児や乳幼児への健康診査、個別相談指導等を実施し、健康づくりに努めるとともに、疾病や障がいの早期発見と早期治療、早期療育につなぐ体制を充実します。	健康づくり課
②健康意識づくりの推進	○健康教育の充実や広報活動等を通じて、疾病、外傷等の予防や治療方法など、正しい知識の普及を図ります。 ○健康づくりに関するイベントや各種講座・教室の開催などを通じて、市民各層の健康管理・健康増進に対する意識を高めるとともに、障がい者にも配慮した参加しやすい環境づくりに努めます。	健康づくり課



施策・事業	内 容	市の担当課
③保健事業の充実	<p>○生活習慣病の予防と早期発見のため、学校や職場、地域等での健康診査やがん検診などにおいて障がいの内容に配慮し、必要に応じた相談指導や医療機関等への受診勧奨に努めます。</p> <p>○保健師等による訪問相談・指導や各種教室等の実施など、障がい者にも配慮した適切な保健サービスの実施に努めます。</p>	健康づくり課 学校教育課
④地域医療サービスの充実	<p>○障がい者も自宅で安心して療養できるよう、関係機関に働きかけるとともに、夜間・休日や緊急時などの診療体制に関する情報提供に努めます。</p> <p>○障がい者も気軽に診療を受けられるよう、地域の医療体制の充実を働きかけます。</p>	健康づくり課
⑤地域リハビリテーション体制の充実	○地域の関係機関、医療機関などと連携し、地域リハビリテーション提供体制の充実に努めます。	健康づくり課 介護福祉課
⑥自立支援医療の円滑な運営	○障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（旧更生医療、旧育成医療、旧精神障がい者通院公費負担）の円滑な実施に努めます。	社会福祉課

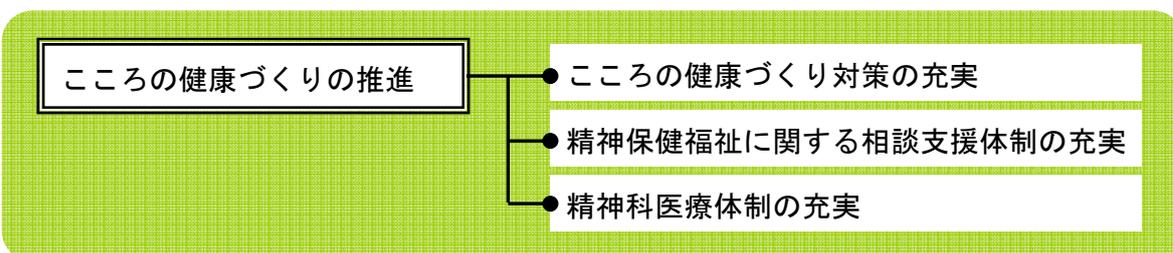


(2) こころの健康づくりの推進

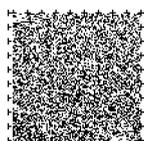
【施策目標】

ストレスや悩み、こころの病気についてだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、精神疾患に関する市民理解の促進や適切に医療を受けられる体制づくりを進め、精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れ、社会に参加しやすい環境づくりをめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①こころの健康づくり対策の充実	○精神保健に関する情報提供などを充実し、こころの健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障がいのある人に対する市民の関心と理解を深めていきます。 ○ストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できるよう、相談体制を充実します。	社会福祉課
②精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	○こころの病に関する相談に的確に応じることができるよう、専門相談機関と連携し、相談支援体制を充実します。 ○市社会福祉課に精神保健福祉士を配置し、身近で専門的な相談支援を実施します。	社会福祉課
③精神科医療体制の充実	○精神疾患の早期発見や緊急時の対応ができるよう専門医療機関との連携を強化します。 ○症状の悪化にともない医療保護が必要な人への精神科救急について県や関係機関と連携し迅速な対応に努めます。	社会福祉課

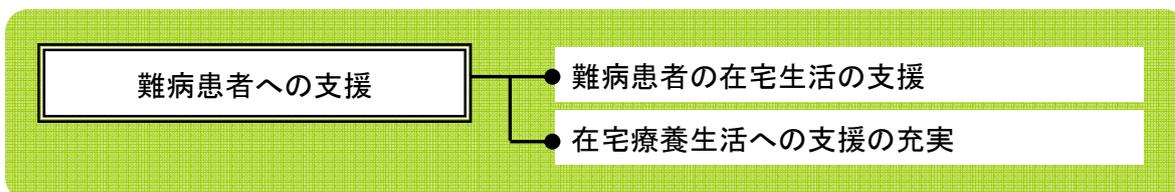


(3) 難病患者への支援

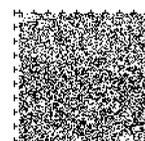
【施策目標】

難病患者の在宅療養を支援するため、関係機関との連携による相談機能の充実をはじめ、地域で適切な医療を受けることができる体制づくりや在宅サービスの充実などをめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①難病患者の在宅生活の支援	<p>○健康福祉センター（保健所）の難病患者保健サービス窓口を中心に、社会福祉課、医療機関、介護関係機関等との連携を進め、保健・医療・福祉に関する総合的な相談・支援体制の整備を進めます。</p> <p>○難病患者居宅生活支援事業を引き続き実施するとともに、医療機関や県との連携を強化します。</p>	社会福祉課
②在宅療養生活への支援の充実	<p>○難病患者等への訪問指導や情報提供、医療相談会や患者交流会等の活動の充実など、難病患者等の在宅療養生活への支援を進めます。</p> <p>○難病見舞金の支給を継続します。</p>	社会福祉課



2 ライフステージに応じた自立と社会参加をささえる

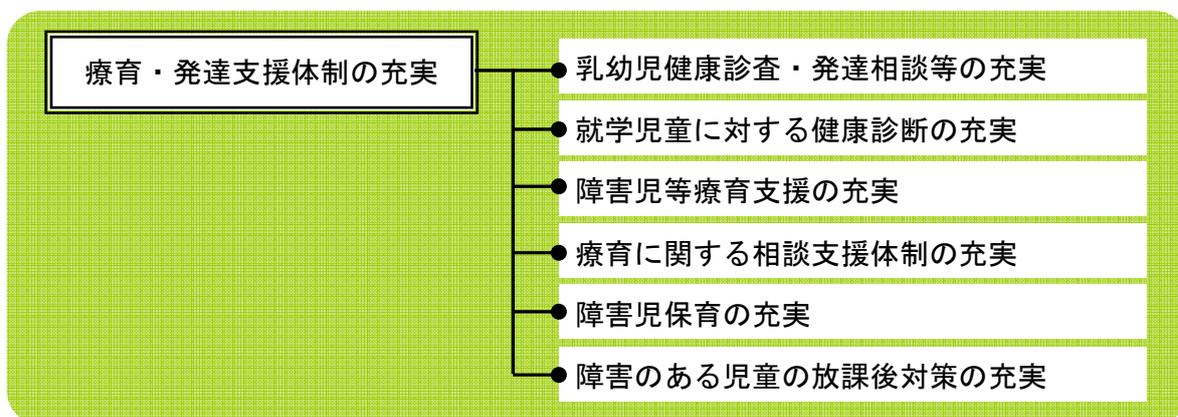
2-1 教育・療育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

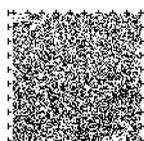
【施策目標】

障がいの早期療育のため、母子保健事業等の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもとに一人ひとりの状況やライフステージに応じた的確な保育・療育・教育体制づくりをめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①乳幼児健康診査・発達相談等の充実	○乳幼児健診等の実施を通じて、子どものこころや身体の課題を早期に発見し、フォロー体制を充実させるなど、障がいの早期療育の充実を図ります。 ○乳幼児の健全育成をめざし、医療機関や療育機関と連携しながら、乳幼児発達相談、育児発達相談、精神発達相談など、保護者や家族に対する育児支援、相談体制の充実に努めます。	健康づくり課
②就学児童に対する健康診断の充実	○身体的疾病や発達障がい等の早期発見・治療を進めるため、市内の学校・保育所（園）・幼稚園における健康診断の充実を図ります。	学校教育課 児童家庭課
③障害児等療育支援の充実	○障がい児（者）の生活を支援するため、県と連携しながら、窓口相談や訪問などの療育相談・ことばの教室等の支援の充実を図ります。	社会福祉課 児童家庭課



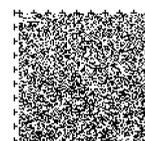
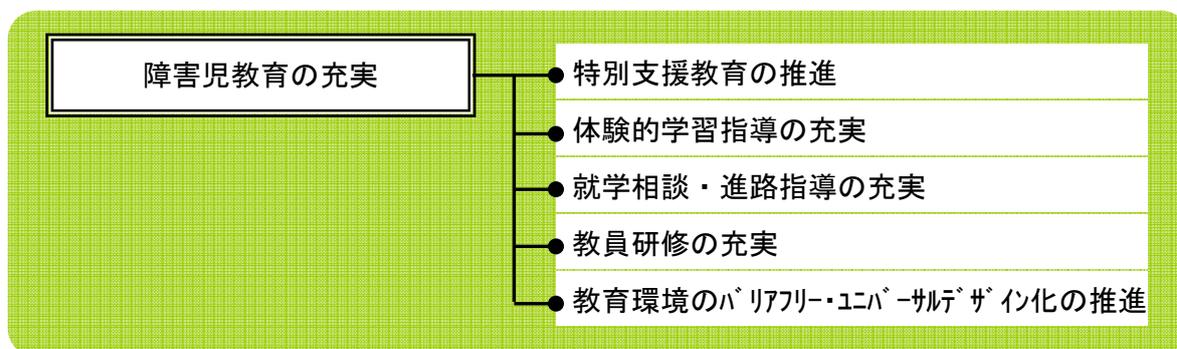
施策・事業	内 容	市の担当課
④療育に関する相談支援体制の充実	○地域自立支援協議会の活用等を通じて、関係機関とのネットワーク化を進め、療育に関する相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
⑤障害児保育の充実	○障がいのある子どもの保育需要に対応できるよう、体制整備を図りながら障がい児保育の充実に努めます。	社会福祉課 児童家庭課
⑥障害のある児童の放課後対策の推進	○教育部門の施策と連携し、放課後児童クラブなどで障がいのある児童の受入れ体制の整備を進めます。	社会福祉課 学校教育課

(2) 障害児教育の充実

【施策目標】

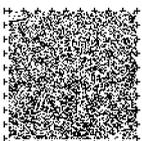
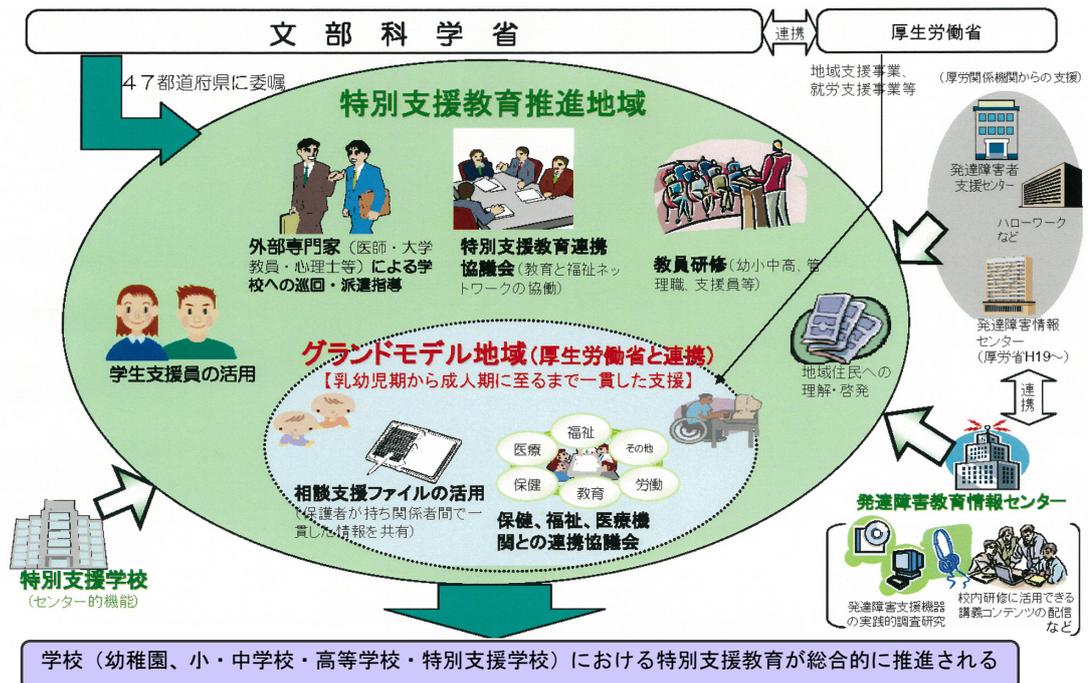
障がい児が地域の中で障がいのあるなしにかかわらず共に育まれ、主体的な生活を営む力を身につけることができるよう、特別支援教育の考え方をふまえながら一人ひとりの個性や可能性を伸ばす障がい児教育の充実にめざすとともに、就学前から卒業後に至るまでの適切な進路指導と一貫した支援体制の充実に取り組みます。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①特別支援教育の推進	○障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性等に応じた適切な指導・支援を行うため、特別支援学校等の協力を求めながら、特別支援教育の推進に取り組みます。	教育センター 社会福祉課
②体験的学習指導の充実	○生活に結びついた学習を取り入れ、体験を通じて学ぶことができる教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。	教育センター 社会福祉課
③就学相談・進路指導の充実	○障がいのある一人ひとりの子どもにとって最適な進路を選択できるよう、就学相談の充実を図ります。 ○学校における進路指導において、本人や保護者への情報提供に努めるとともに、障がいのある子どもの職業的な自立をめざした指導の充実を図ります。	学校教育課 教育センター 社会福祉課
④教員研修の充実	○軽度発達障がいなど障がいの多様化に適切に対応できるよう、教職員に対する研修機会を充実し、指導力の向上に取り組みます。	教育センター 社会福祉課
⑤教育環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	○スロープや手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。 ○障がいのある子どもの学習を支援するために必要な機器・設備の整備などの教育設備の充実を図ります。	庶務課 学校教育課 社会福祉課 児童家庭課

図表 14 特別支援教育総合推進事業のイメージ図

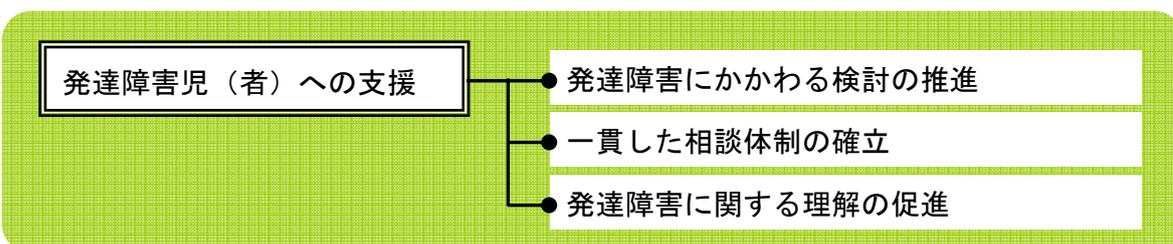


(3) 発達障害児（者）への支援

【施策目標】

発達障がいのある人やその家族が不安をもつことなく、地域の一員として伸びやかに育まれ、こころ豊かに暮らし続けることができるよう、国・県の施策との連携を図り、ライフステージに応じた相談から療育、就学、就労等にかかわる支援策の具体化をめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①発達障害にかかわる検討の推進	○発達障がいのある人のライフステージごとにみた支援課題やこれからの支援のあり方について、国・県の動向をふまえながら、具体的な支援策の検討を進めます。また、発達障害者支援センター(CAS)の君津圏域内への整備を国・県に要望します。	社会福祉課 児童家庭課 学校教育課 教育センター 健康づくり課
②一貫した相談体制の確立	○障がい者一人ひとりの生活課題や支援ニーズに的確に応じられるよう、専門機関との連携を密にし、療育から就学、就労などに至る相談体制の充実を図ります。 ○発達障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じ、一貫性のある適切な対応ができるよう、「特別支援教育連携協議会」を通じ乳幼児から高校生に至るまで関係機関相互の情報共有とその適切な活用を図ります。	社会福祉課 児童家庭課 学校教育課 教育センター 商工観光課
③発達障害に関する理解の促進	○庁内をはじめ広く市民に対して発達障がいや発達障がいのある人に関する正しい知識と理解を深めるため、広報等の充実を図ります。 ○特に、市職員や教職員、医療・福祉関係者など、発達障がいのある子どもと接する機会が多い関係者への研修・啓発を充実します。	社会福祉課 児童家庭課 学校教育課 教育センター 健康づくり課



2-2 雇用・就労の促進

(1) 多様な就労機会の確保と支援

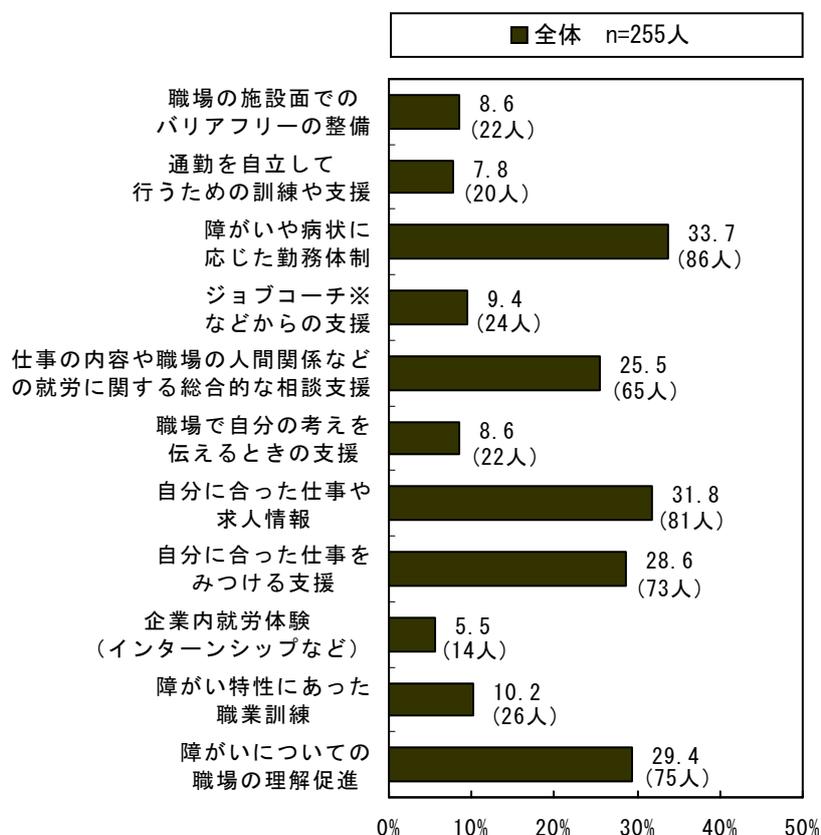
【施策目標】

就労（労働）は、障がい者が地域の中で自立した暮らしを営む上で不可欠な条件の一つであり、アンケート調査結果によると、全体の3割ほどが就労を希望しています。

しかし、就労意欲をもった障がい者の雇用をめぐるには依然として厳しい環境にあり、雇用機会の確保をもとより労働条件の改善や周囲の（職場での）偏見や差別の解消など、社会的なバリアを克服するとともに、就労相談から就労移行、就労定着に至るまで個人や障がい特性に配慮した個別的な支援が必要となります。

このため、関係機関と連携し、一般企業・事業所の理解と協力を求めるとともに、障がい者の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進め、一般就労への移行や福祉的就労のための総合的な支援体制づくりをめざします。

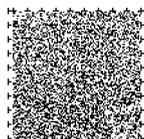
図表 15 一般就労するため、または一般就労を続けていくために必要だと思うこと



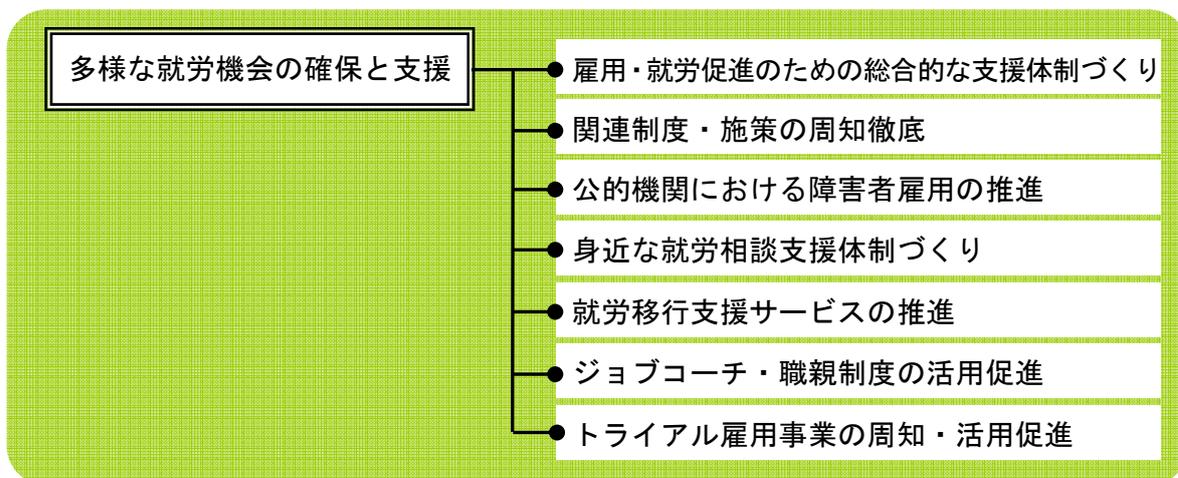
○「就労を希望する」人が全体の3割ほどに上る中、一般就労への移行や一般就労の継続のために必要な支援としては、「障がいや症状に応じた勤務体制」や「自分に合った仕事や求人情報」、「障がいについての職場の理解促進」をそれぞれ3割の人が求めています。

○このほか「仕事の内容や職場の人間関係などの就労に関する総合的な相談支援」を3割近くの人が求めています。

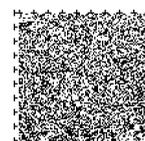
※「ジョブコーチ」とは、障がいのある人と一緒に職場に入り、ひとりで仕事ができるようになるまでの手助けをしたり、障がいのある人と勤め先などとの調整をする支援者です。



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり	○障がい者の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、「君津地域雇用対策連絡会議」などを通じて公共職業安定所、県などの関係機関、市内の企業や経済団体等との連携を強化し、障がい者雇用・就労支援のための総合的な支援体制づくりに取り組めます。	社会福祉課 企画政策課 商工観光課
②関連制度・施策の周知徹底	○公共職業安定所や県の関係機関、経済団体などと連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障がい者雇用に関わる制度・施策の企業等への周知徹底に努めます。 ○「障害者雇用支援月間（9月）」などを通じて、市内の事業者等に対する障がい者雇用への理解と協力を求めています。	社会福祉課 企画政策課 商工観光課
③公的機関における障害者雇用の推進	○障がい者の雇用に関する関連法の主旨や規程に沿って、公的機関での一般雇用に努めます。 ○福祉的雇用の場の確保の観点に立ち、公共調達における競争性や公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等への発注機会の充実や可能な範囲での庁内業務の委託などに努めます。	社会福祉課 商工観光課 行政管理課
④身近な就労相談支援体制づくり	○障がい者がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう支援するため、雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制づくりに努めます。	社会福祉課 商工観光課



施策・事業	内 容	市の担当課
⑤就労移行支援サービスの推進	○障がい者が一般就労へと円滑な移行を図れるよう、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」や「就労継続支援」、あるいは地域生活支援事業における「地域活動支援センター」等の新体系サービスへの事業所の移行や新規参入を促進します。	社会福祉課
⑥ジョブコーチ、職親制度の活用促進	○就労後の職場定着や一般就労への機会を拡大していくため、障がい者の職場定着を支援するジョブコーチの派遣や事業所の職親制度の導入について広く制度周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課
⑦トライアル雇用事業の周知・活用促進	○公共職業安定所が紹介により短期間試行的に雇用した企業等に一定の奨励金の支給を行い、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る、国の「トライアル雇用事業」について、企業・団体等への周知を図り、障がい者の雇用促進に努めます。	社会福祉課 商工観光課

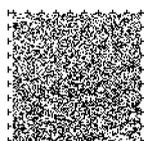
(2) 福祉的就労の場の充実

【施策目標】

障がい者が地域の中で生きがいをもって働き、収入を得て自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援法に基づき新体系サービスへの移行を促進し、一般企業などへの就職が困難な障がい者を対象とする働く場、活動の場の確保をめざします。

【具体的な施策・事業】

施策・事業	内 容	市の担当課
①授産施設・小規模作業所の新体系サービスへの移行促進	○市内の授産施設や小規模作業所については、自立支援給付の対象となる「就労継続支援」や地域生活支援事業における「地域活動支援センター」など新体系への円滑な移行を促進します。 ○障がい者の地域生活を支援する多面的な役割を有する小規模通所作業所の新体系サービスへの移行や安定運営について指導・助言などの支援を行います。	社会福祉課



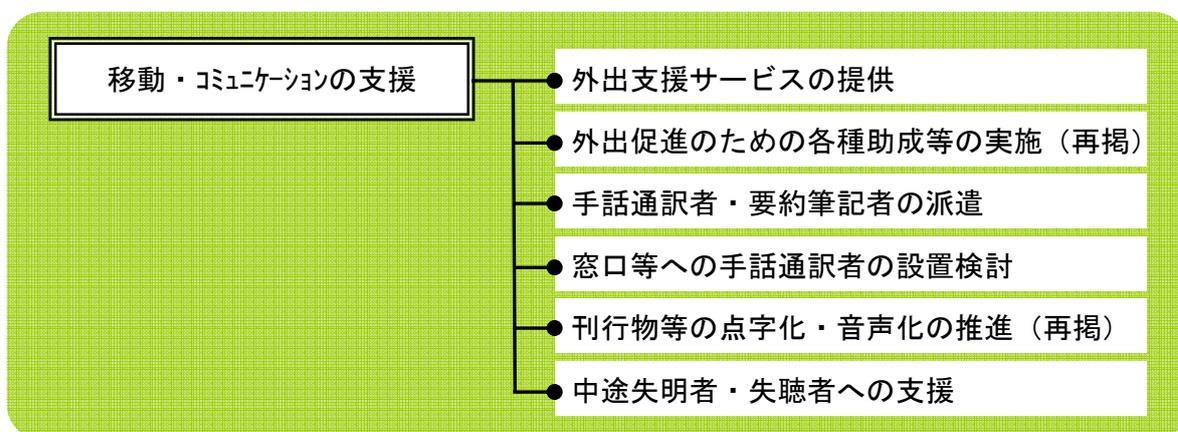
2-3 社会参加の促進

(1) 移動・コミュニケーションの支援

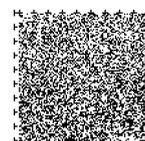
【施策目標】

地域生活支援事業を通じて、障がい者の外出やコミュニケーションを支援する各種サービスの充実と提供に努め、障がい者の日常生活や社会参加の支援をめざします。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①外出支援サービスの提供	○外出に困難がある障がい者の支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、行動援護など自立支援給付によるサービスや地域生活支援事業における移動支援事業に加え、ボランティアなどによる外出支援・移送サービスなどを育成支援し、障がい者の特性に応じた重層的な移動支援に努めます。	社会福祉課
②外出促進のための各種助成等の実施（再掲）	○障がい者の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成などを実施します。	社会福祉課



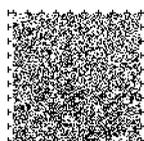
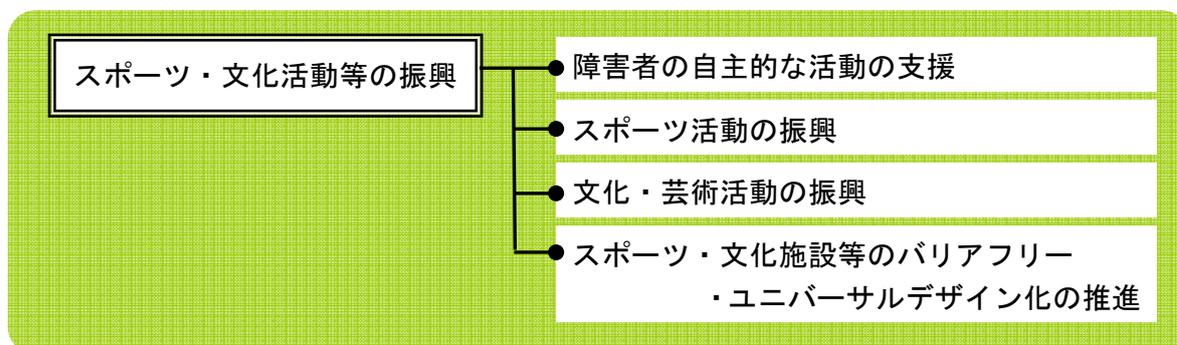
施策・事業	内 容	市の担当課
③手話通訳者・要約筆記者の派遣	○聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ○障がい者のコミュニケーションを支援するため、県と連携し手話奉仕員の養成を促進します。	社会福祉課
④窓口等への手話通訳者の設置検討	○聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人に対する情報提供や相談支援に向けて、地域生活支援事業による手話通訳者の設置について検討します。	社会福祉課
⑤刊行物等の点字化・音声化の推進（再掲）	○視覚障がいのある人等への的確な情報提供を図るため、必要度、重要度の高い情報を中心に点字化・音声化に取り組みます。	社会福祉課
⑥中途失明者・失聴者への支援	○中途失明者を対象とした点字・点字タイプライター、歩行訓練などの修得のための講習や、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習の機会を充実します。	社会福祉課

（２）文化・スポーツ活動等の振興

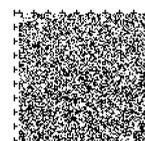
【施策目標】

障がい者がスポーツ・文化活動をはじめ、幅広い分野にわたって活動に参加し、自己実現を図り交流の輪を広げられるよう、環境整備に取り組みます。

【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①障害のある人の自主的な活動の支援	○生涯学習や生涯スポーツの振興の観点に立ち、各種団体、ボランティアグループ等と連携しながら、スポーツ、文化活動にかかわる自主的な活動の支援に努めます。	社会福祉課 生涯学習課
②スポーツ活動の振興	○多くの障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ大会など各種スポーツイベントやスポーツ大会等に関する情報提供に努め、参加を促すとともに、活動を支える指導者の育成などに努めます。	社会福祉課 生涯学習課
③文化・芸術活動の振興	○障がいのある人の作品を発表する場として、障がい者・障がい児作品展を引き続き実施します。 ○文化・芸術活動の振興に向けて、活動機会や発表の場の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 公民館 市民会館
④スポーツ・文化施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	○できる限り身近でスポーツや文化活動が行えるよう、使用頻度の高い施設を重点に、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。	社会福祉課 生涯学習課 公民館 市民会館



3 地域一体となった「連携」による安心のまちづくり

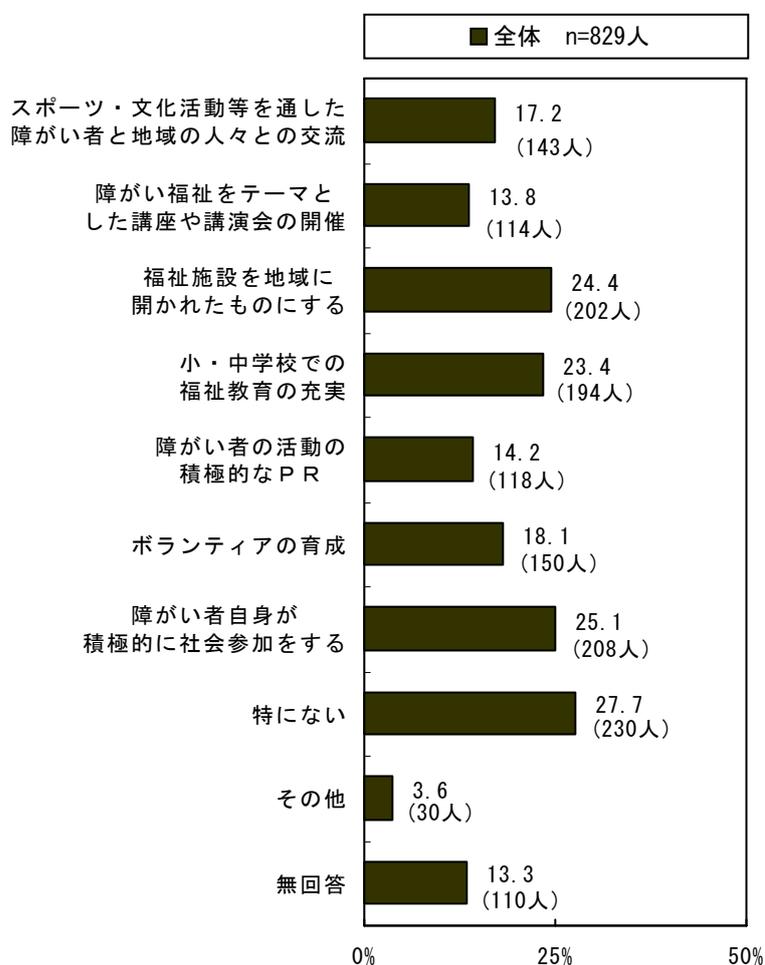
3-1 ともに支えあうまちづくりの推進

(1) 理解と交流の促進

【施策目標】

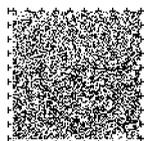
広報媒体の活用や障がい福祉に関するイベントの開催、啓発・交流活動の推進など多くの機会を通じて、障がい者に対する市民や事業者等の正しい理解と認識を深め、ともに支えあうまちづくりをめざします。

図表 16 障がい者への理解を深めるために力をいれるべきこと

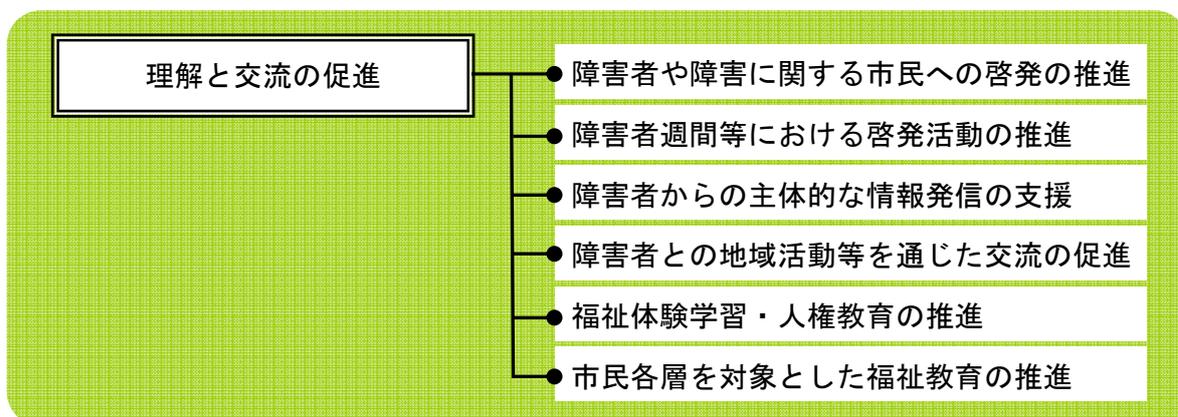


○障がい者や障がいに対する市民等の理解を深めるためには「障がい者自身が積極的に社会参加をする」ことが重要と考えている人が4人に1人に上り、障がい者自身の能動的な意識が見て取れます。

○同時に、「福祉施設を地域に開かれたものとする」や「学校での福祉教育の充実」もほぼ同率の割合となっており、施設との交流や幼い頃からの福祉教育推進の重要性が挙げられています。



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①障害者や障害に関する市民への啓発の推進	<p>○市広報やインターネットのホームページをはじめ多様な広報媒体を活用し、市民各層に対し障がい者や障がいに関する正しい認識を促します。</p> <p>○今後、精神障がいのある人などの地域生活の支援、地域移行を進めるためには、地域の人たちの理解が不可欠であり、啓発活動を充実し、こころのバリアフリー化を進めます。</p>	社会福祉課 情 報 課
②障害者週間等における啓発活動の推進	<p>○「障害者週間」（12月3日～9日）を中心に、障がい者関係団体などと連携し、啓発活動を推進します。</p>	社会福祉課
③障害者からの主体的な情報発信の支援	<p>○情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障がい者自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努めます。</p>	社会福祉課
④障害者との地域活動等を通じた交流の促進	<p>○民生委員・児童委員やボランティア団体などと連携し、障がい者をはじめ広く市民への呼びかけを行い、地域活動やイベント等への参加を通じて、障がいのある人とない人が直接ふれあい、交流できる機会を充実します。</p> <p>○福祉体験やバリアフリーマップづくりなど、地域単位での活動を通じて、福祉に対する意識や実践力を高めていきます。</p>	社会福祉課



施策・事業	内 容	市の担当課
⑤福祉体験学習・人権教育の推進	○子どもたちの障がい者への理解を深めていくため、保育所（園）や幼稚園、小中学校等における福祉体験学習や人権教育の推進、障がい者との交流機会の充実を促します。	社会福祉課 児童家庭課 学校教育課
⑥市民各層を対象とした福祉教育の推進	○地域活動等における啓発活動や地域での福祉講座の開催などを促進し、あらゆる年代の幅広い市民を対象とする地域に根ざした福祉意識の醸成に努めます。	社会福祉課

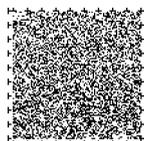
（２）市民による多様な福祉活動の促進

【施策目標】

障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、市民の一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動や多様な分野におけるボランティア活動の振興をめざします。

【具体的な施策・事業】

施策・事業	内 容	市の担当課
①ボランティアの育成と地域福祉の推進	○社会福祉協議会と連携し、各種講座・講習会等の開催を通じてボランティアの発掘と育成に取り組めます。 ○ボランティア活動に関する市民各層への情報提供の充実を図り、ボランティア意識の高揚と活動への参加を促進します。 ○社会福祉協議会や障がい者関係団体、ボランティア活動団体等によるネットワークづくりを促進し、障がい者が身近で支援を受けることができる環境づくり、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めます。	社会福祉課



3-2 安心・安全の生活環境づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

【施策目標】

障がい者や高齢者などすべての人が積極的に社会参加できるよう、関係法令や千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づき、建築物や道路、交通機関など公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、正しい利用がされるよう市民の意識啓発にも努めます。

図表 17 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の概要

■条例制定の目的

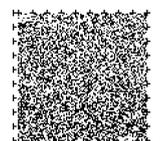
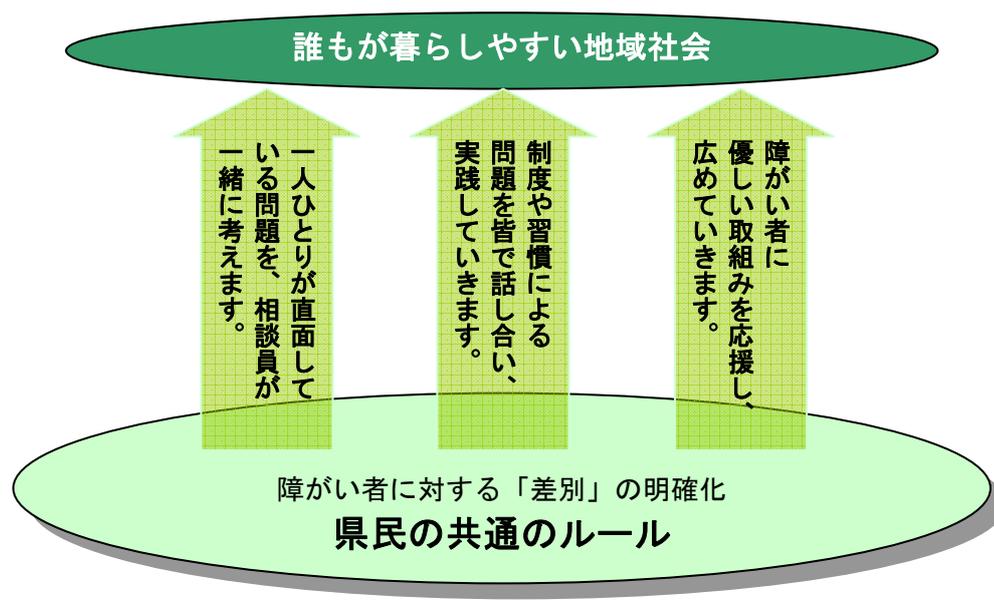
行政や事業主、団体、個人など、さまざまな立場の県民が力を合わせ、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取り扱いをなくすとともに、障がいのある方の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。

■条例の3つの仕組み

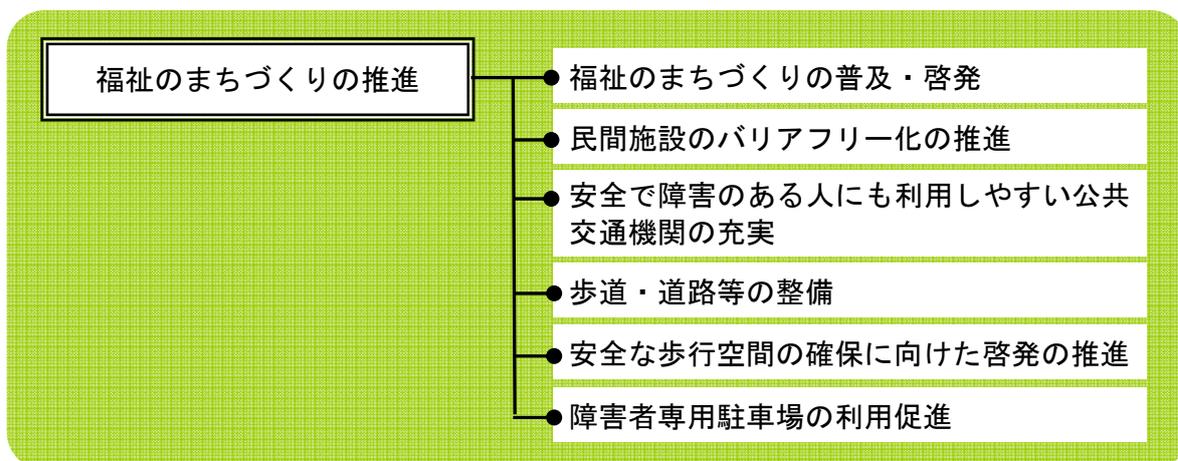
(1) 個人事業解決の仕組み

(2) 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

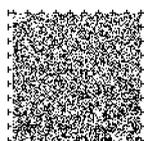
(3) 障がいのある方に優しい取り組みを応援する仕組み



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①福祉のまちづくりの普及・啓発	<p>○千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」などについて、市民や事業者に対する普及・啓発に努め、「福祉のまちづくり」に関する意識高揚を図ります。</p> <p>○性別や年齢、障がいの有無に関係なくすべての市民にとって利用しやすい施設となるよう、公共施設や公共的施設の整備・充実や公共交通機関等における「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。</p> <p>○関係法・条例・要綱等に基づき、障がい者や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を進めていきます。</p>	社会福祉課 企画政策課 建設課
②民間施設のバリアフリー化の促進	<p>○高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律によって既存建築物の基準適合が努力義務とされたことを受け、病院や大規模店舗など障がい者が利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例・要綱への適合を図るよう必要な指導、助言に努めます。</p>	社会福祉課
③安全で障害ある人にも利用しやすい公共交通機関の充実	<p>○障がい者や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎、車両となるよう、鉄道事業者の協力を得ながら、引き続きバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>○路線バス事業者に対し、超低床バス（ノンステップバス）の導入などとともに、利用しやすいバス路線の維持・継続を求めています。</p>	社会福祉課 企画政策課



施策・事業	内 容	市の担当課
④歩道・道路等の整備	○既存の道路における交差点部の歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー整備を計画的に進めていきます。 ○道路の新設にあたっては、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。	社会福祉課 管理課 建設課
⑤安全な歩行空間の確保に向けた啓発の推進	○安全な歩行空間を確保するため、自動車運転者や自転車利用者とともに歩行者自身に対しても、高齢者や障がい者に配慮した交通マナーを心がけるように、広報や啓発を進めます。	社会福祉課 市民課
⑥障害者専用駐車場の利用促進	○関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障がい者専用駐車場の設置を進めるとともに、適正な利用について広く市民への啓発を進めます。	社会福祉課

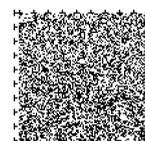
(2) 居住環境の整備・改善

【施策目標】

グループホームやケアホームの整備を促進するとともに、障がい者の入居や利用にも配慮した公営住宅のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。また、住みなれた自宅で、生涯を通じ安心して暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業	内 容	市の担当課
①公営住宅におけるバリアフリー化の推進	○公営住宅の新設・改築にあたっては、障がい者の利用にも配慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めます。	社会福祉課 建設課
②住宅改造の支援・促進	○住みなれた家庭で安全に快適な生活を続けられるよう、住宅のバリアフリー化に関する支援制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課 街づくり課 介護福祉課

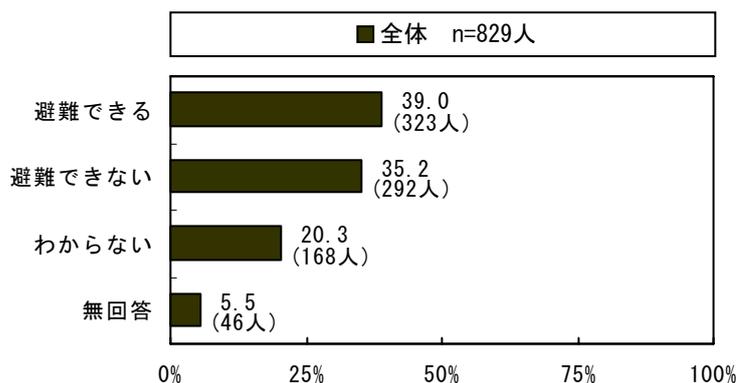


(3) 暮らしの安全対策の充実

【施策目標】

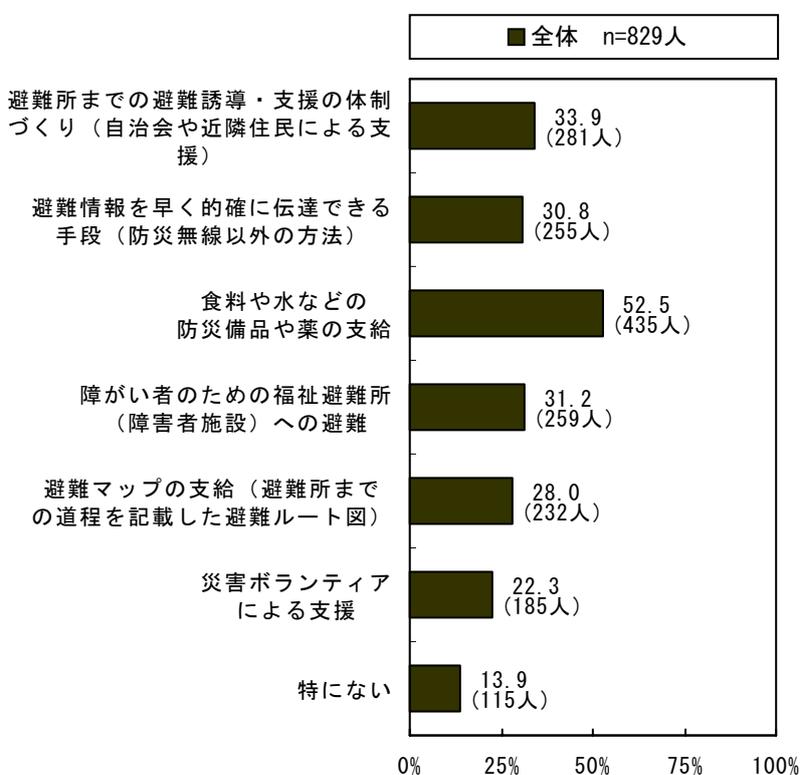
障がい者や高齢者等が地域において安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えた地域ぐるみのネットワークづくりや、障がい者や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知徹底や地域の防犯体制の充実をめざします。

図表 18 災害時のひとりでの避難



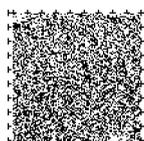
○災害時に自力で「避難できない」と考えている人が3割を超えています。

図表 19 災害時に必要とする支援

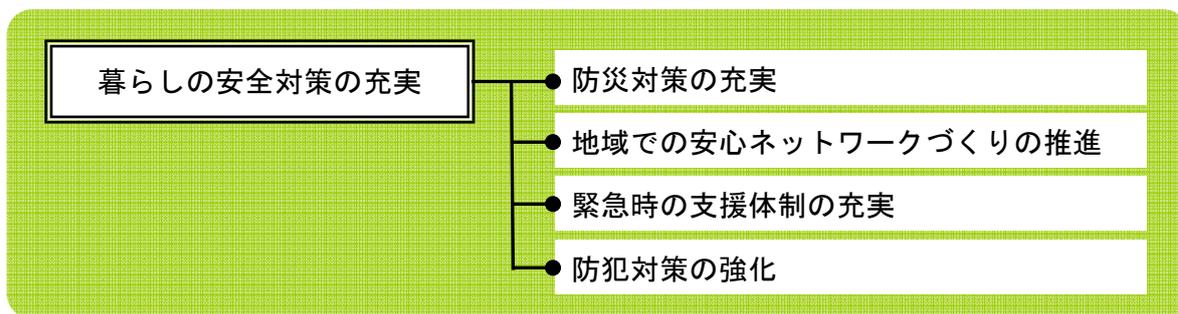


○災害時に必要とする支援の内容では「食料や水などの防災備品や薬の支給」を過半数が必要と考えています。

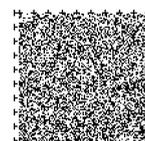
○また、「避難所までの避難誘導・支援」や「避難情報の早期かつ的確な伝達」、「障がい者のための福祉避難所への避難」を求める人が3割を超えています。



【具体的な施策・事業】



施策・事業	内 容	市の担当課
①防災対策の充実	○地域防災計画において、障がい者や高齢者などの災害時要援護者への対策を明確にし、障がいの特性を考慮した安全な避難誘導體制や避難所の確保などに努めます。	総務課 社会福祉課 消防本部
②地域での安心ネットワークづくりの推進	○障がい者や高齢者などが地域で安心して暮らせるよう、「要援護者安心ネットワーク支援計画」に基づき、個人情報に配慮しながら支援の必要な人の現状把握を行うとともに、平常時には、市内11地区に組織している地区社会福祉協議会が中心となって、声かけや安否確認などの見守り支援を行い、災害時には自主防衛組織などにより避難所への誘導支援に加え、安否確認や救出などの適切な支援活動を実施します。 ○安心ネットワークを構築するために市、区長会、民生委員、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署など関係機関からなる「安心ネットワーク支援対策協議会」を設立し、この協議会を推進母体として積極的に取り組みます。	総務課 社会福祉課 消防本部 介護福祉課
③緊急時の支援体制の充実	○急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置の設置や聴覚・音声・言語機能に障がい者への通信装置の給付などを行います。	社会福祉課
④防犯対策の強化	○近年増加している障がい者や認知症の高齢者などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。 ○犯罪被害の発生を未然に防ぐため、地域における近隣住民相互の声かけやパトロールなどによる連携に努めるとともに、地域での自主的な防犯活動を促進します。	社会福祉課 商工観光課 市民課



第3章 計画の推進のために

1 計画推進体制の確立

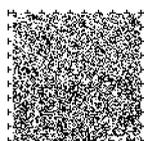
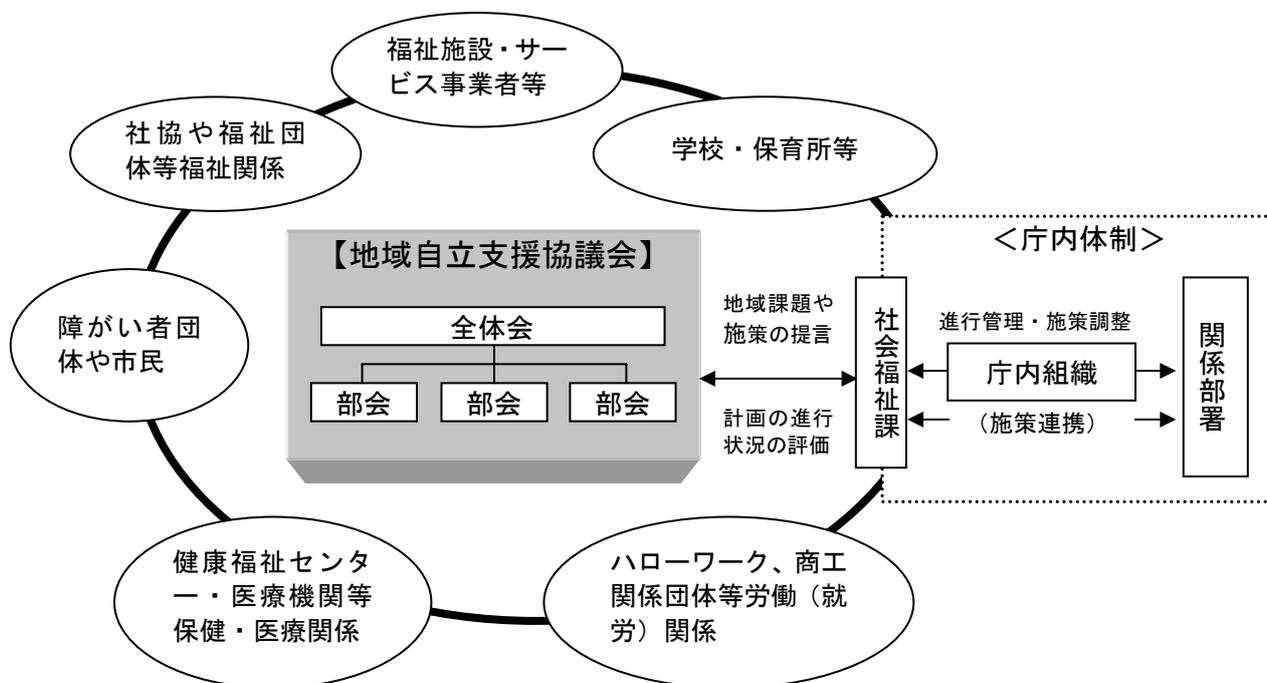
この計画を着実に推進するため、庁内での横断的な組織を通じ、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係事業の緊密な連携に努めます。

また、関係機関、サービス提供事業者、関係団体等との連携を図りながら、計画の適切な進行管理や施策・事業の見直しなどを行っていくことが重要です。

このため、障がい者や地域の関係団体、サービス事業者など保健・医療・福祉をはじめ幅広い分野の関係者で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行っていくとともに、地域共通的な障がい福祉に係る課題や施策のあり方に関する意見交換の場としていきます。

また、障がい者個々人の相談に応じ、困難事例などに適切に対処できるよう、この下に「専門部会」を設置するなど、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援などにわたる実務的、効果的な方策を検討する組織づくりと運営に取り組みます。

図表 20 計画の推進及び進行管理の体制



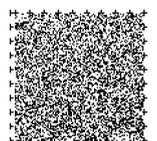
2 計画の推進主体と役割

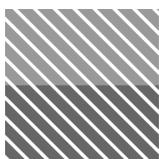
この計画で掲げた内容を実現していくためには、富津市などの行政のみが各種施策の推進・充実に取り組むだけでなく、市民・地域社会、サービス事業者、企業などより多くの主体が、それぞれの立場で自らの果たすべき役割を考え、相互の連携を図りつつ、積極的かつ主体的な取り組みを進めます。

主体別	期待される役割
①富津市	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の生活実態や施策ニーズの的確な把握と支援策の立案・推進 ○市民、民間企業に対する意識啓発 ○地域福祉の推進と主体的な市民活動の育成 ○指定障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供基盤整備のための指導・助言・支援 ○地域自立支援協議会の運営支援とこれを核とした総合的、専門的な相談支援ネットワーク化の推進
②市民・地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や障がい等に関する正しい知識の習得 ○障がい者などの地域生活、就労、社会参加に対する理解と協力 ○地域福祉活動やボランティア活動への積極的な参加
③サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の特性やニーズに応じた質の高いサービスの提供 ○従事者の確保と資質向上 ○障害者自立支援法に基づく制度改革への円滑な対応
④企業・一般事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の特性や能力に応じた雇用機会の拡大と就労定着の支援 ○施設・設備等の整備・改善への取り組み ○企業市民としての地域貢献、ボランティア活動等への参画

3 国・県や近隣自治体との連携強化

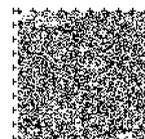
各種障がい者施策の推進にあたっては、千葉県や近隣自治体との連携を密にし、効果的、効率的な事業実施に努めます。また、国・県に対しては、必要な財政的支援を要請していきます。





第3部 第2期障害福祉計画

第
3
部



第1章 障害福祉サービスの内容

1 障害者自立支援法がめざす方向

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3つの基本的理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

障害者自立支援法がめざす理念・目標

1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度別を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

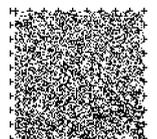
2 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均等化を図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

(厚生労働省資料より抜粋)

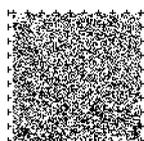


2 サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障がい福祉サービスの主な対象者と実施内容は、以下のとおりです。

① 介護給付

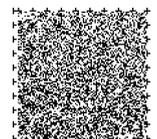
	サービス名	内 容	主な利用対象者像
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障がい者（障がい程度区分1以上）
	重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障がい程度区分4以上）
	行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障がい程度区分3以上）
	重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障がい程度区分6）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
	児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障がいのある児童
	短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者



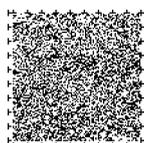
	サービス名	内 容	主な利用対象者像
日中活動の場の充実	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障がい程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障がい程度区分2以上（施設入所は区分3以上）
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい程度区分5以上
生活の場の確保	共同生活介護（ケアホーム）	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障がい程度区分2以上の人
	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	①生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の人（50歳以上の場合には区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

② 訓練等給付

	サービス名	内 容	主な利用対象者像
日中活動の場の充実	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

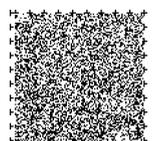


	サービス名	内 容	主な利用対象者像
日中活動の場の充実	就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人
	就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
	就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人
生活の場の確保	共同生活援助（グループホーム）	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人



③ その他のサービス

サービス名	内 容	主な利用対象像
相談支援	相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。	障害福祉サービス（自立支援給付）を利用するために支給決定を受けた障害者のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人 ・ひとり暮らしの人で、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない人 ・重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる人で障害福祉サービスの支給決定を受けた人
補装具費の支給	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。	補装具を必要とする身体障害のある人



第2章 第1期におけるサービスの利用実績

1 指定障がい福祉サービスの給付実績

(1) 訪問系サービス

第1期(平成18年度～平成20年度)における訪問系サービスの利用実績をみると、居宅介護の利用時間数は平成18年度、19年度では当初見込量を下回る状況でしたが、サービス提供基盤整備の進捗から平成20年度には当初見込みの98%で822時間/月の利用実績となっています。

また、利用者数はほぼ横這い状態が続いていますが、一人当たりの月間利用時間数は8時間/月・人から平成20年度には16時間/月・人と飛躍的に伸びています。

居宅介護の利用対象者は、障がい程度区分が区分1以上と幅が広く、入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談といった生活全般にわたる援助を行う基本的なサービスであり、今後の施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行が進むことを加味すると、利用は引き続き増加するものと見込まれます。

図表 21 訪問系サービスの第1期における利用実績（月単位）

区 分	単位	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
①居宅介護	時間	368	677	54.5%	654	782	83.6%	822	833	98.7%
(実利用人数)	人	46	34	135.3%	44	38	115.8%	49	45	108.8%
②重度訪問介護	時間	0	0	—	0	10	—	0	20	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	1	—	0	2	—
③行動援護	時間	5	9	55.6%	5	20	25.0%	13	25	52.0%
(実利用人数)	人	1	1	100.0%	1	4	25.0%	1	5	20.0%
④重度障害者等包括支援	時間	0	0	—	0	10	—	0	20	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	1	—	0	2	—

※各年度の利用時間数、実利用人数は、1か月当たりの平均値。このため、合計値は小数点以下を省略しており、必ずしも一致しない。

現段階では、平成20年度の年度途中であるため、平成21年の1月利用分（地域生活支援事業は2月分）までの実績値を計上しています。以下、同様。



(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「生活介護」や「児童デイサービス」の利用は順調な伸びを示しており、「短期入所（ショートステイ）」も利用日数、利用人数ともに当初見込みに近づく実績となっています。

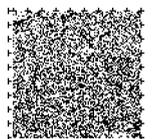
その一方で、自立訓練、就労支援関係サービスなどいずれも利用者数、給付量ともに第1期計画に掲げる目標値から乖離している状況です。特に、就労系サービスの提供基盤の整備が遅れ（事業所の新体系への移行が進捗しなかったこと）から、当初見込みを大幅に下回る結果となっています。

このため、関係機関等との連携のもとに、施設や事業所の新体系サービスへの移行を促進し、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要です。

図表 22 日中活動系サービスの第1期における利用実績

区 分	単位	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
①生活介護	人日	0	0	—	295	372	79.3%	478	403	118.6%
(実利用人数)	人	0	0	—	14	12	116.7%	23	13	176.9%
②療養介護	人日	0	0	—	0	31	—	0	62	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	1	—	0	2	—
③児童デイサービス	人日	117	124	94.4%	158	136	116.2%	238	167	142.5%
(実利用人数)	人	17	20	85.0%	19	25	76.0%	27	27	100.0%
④短期入所	人日	113	91	124.2%	117	152	77.0%	120	130	92.3%
(実利用人数)	人	15	12	125.0%	15	7	214.3%	15	17	88.2%
⑤自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	—	0	31	—	0	31	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	1	—	0	1	—
⑥自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	—	20	345	5.8%	20	345	5.8%
(実利用人数)	人	0	0	—	1	15	6.7%	1	15	6.7%
⑦就労移行支援	人日	0	0	—	0	138	—	0	138	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	6	—	0	6	—
⑧就労継続支援 (A型)	人日	0	0	—	0	69	—	0	69	—
(実利用人数)	人	0	0	—	0	3	—	0	3	—
⑨就労継続支援 (B型)	人日	2	23	8.7%	12	46	26.1%	44	644	6.8%
(実利用人数)	人	1	1	100.0%	2	2	100.0%	4	28	14.3%

※各年度の実績値は、1か月当たりの平均値。



(3) 居住系サービス

共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）の利用は、第1期での見込量を大きく上回っており、平成19年度での進捗率は当初見込量の1.7倍の水準に達します。

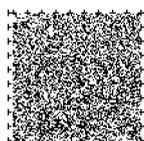
施設入所支援は、施設入所者の地域生活への移行を原則として平成23年度末までには真に施設入所の必要がある人が利用できるよう取り組んでいくことが求められています。

今後とも障がい者の高齢化や今後の福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行促進を考慮し、地域生活の基盤となるこれら施設の新規整備を促進していくことが必要です。

図表 23 居住系サービスの利用実績

区 分	単 位	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
①共同生活介護 （ケアホーム）	人	12	14	85.7%	34	12	283.3%	24	34	70.6%
②共同生活援助 （グループホーム）	人									
③施設入所支援	人	0	0	—	14	12	116.7%	13	14	92.9%

※各年度の実績値は、1か月当たりの平均値。



2 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業のうち、必須事業である「コミュニケーション支援事業」や「日常生活用具給付等事業」については利用対象者が限定されることから、年度ごとの利用に変動はあるものの、概ね堅調な利用実績となっています。

また、「移動支援事業」の利用に関しては、年々増加傾向にあり、当初の利用見込みを大きく上回る水準となっています。

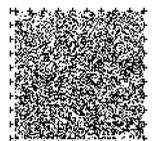
図表 24 地域生活支援事業（必須事業）の第1期における利用実績

(1) 相談支援事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
(事業所数)	1	2	50.0%	0	3	00.0%	0	4	00.0%

(2) コミュニケーション支援事業 (件/月)	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
①手話通訳者派遣事業 (件/月)	7	6	116.7%	14	7	200%	3	7	42.9%
②要約筆記者派遣事業 (件/月)	0	0	-	0	2	00.0%	0	1	00.0%

(3) 日常生活用具給付等事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
①介護・訓練支援用具 (件/月)	7	3	233.3%	2	6	33.3%	1	6	16.7%
②自立生活支援用具 (件/月)	2	3	66.7%	9	6	150%	1	6	16.7%
③在宅療養等支援用具 (件/月)	2	2	100%	8	4	200%	1	4	25%
④情報・意志疎通支援用具 (件/月)	8	3	266.7%	8	6	101.3%	2	6	33.3%
⑤排泄管理支援用具 (件/月)	8	9	88.9%	71	70	101.4%	64	80	80.0%
⑥居宅生活動作支援用具 (件/月)	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%

(4) 移動支援事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
(時間/月)	137	224	61.2%	432	243	177.8%	509	270	188.5%
(人/月)	25	25	100%	54	27	200%	40	30	133.3%



(5) 地域生活支援センター事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
①地域生活支援センター	0	0	-	26	26	100%	31	29	106.9%
②経過的デｲｰビス	27	27	100%	1	0	-	1	0	-

次に、本市の実情や利用者ニーズに対応し、次のような任意事業を実施しており、社会参加促進事業の諸事業については当初の見込みを下回る利用実績となっているものの、その他の福祉ホーム事業や知的障害者職親委託制度はほぼ見込みどおりの利用実績となっているほか、「日中一時支援事業」は家族介護者のレスパイト等の上で利用ニーズも高いものとなっています。

図表 25 地域生活支援事業（任意事業）の第1期における利用実績

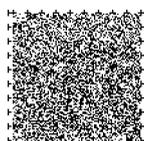
(1) 福祉ホーム事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
(人)	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%

(2) 知的障害者職親委託制度	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
(人)	3	4	75.0%	3	4	75.0%	3	4	75.0%

(3) 日中一時支援事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
(回数/月)	51	51	100%	102	103	100%	103	120	85.8%
(人/月)	15	15	100%	33	20	165%	16	24	66.7%

(件数/年、人/年)

(4) 社会参加促進事業	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率	実績	計画	進捗率
①手話奉仕員養成研修事業	240	240	100%	240	240	100%	168	480	35.0%
	12	12	100%	17	12	142%	7	24	29.2%
②自動車運転免許取得助成	0	0	-	0	1	-	0	1	0.0%
	0	0	-	0	1	-	0	1	0.0%
③自動車改造助成事業	0	1	-	1	1	100%	0	2	0.0%
	0	1	-	1	1	100%	0	2	0.0%
④福祉ｸﾞｰﾝ利用助成事業	1,550	1,101	141%	890	1,200	74.2%	629	1,200	52.4%
	81	81	100%	167	90	186%	78	90	86.7%



第3章 第2期のサービスの見込みと確保方策

1 地域生活移行等のための平成23年度に向けた目標

(1) 目標設定に関する国の考え方

第1期計画では、障がい者の地域生活支援のための平成23年度の目標として、国の策定指針に基づき「施設入所者の地域生活への移行」や「退院可能な精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」にかかわる数値目標を設定し、これまでその達成に取り組んできました。

第2期においてもこれら目標設定に関する国の考え方は、「第1期での考え方」を踏襲するものとしています。

図表 26 平成23年度に向けた目標に係る国の指針

① 「施設入所者の地域生活への移行」に関する指針

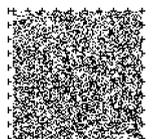
- 現在の施設入所者の2割以上が地域生活への移行を目指す。
- 平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

② 「退院可能な精神障害者の地域生活への移行」に関する指針

- 平成23年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）の70%以上が退院することを目指し、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

③ 「福祉施設から一般就労への移行」に関する指針

- 福祉施設を退所し、現時点の一般就労への年間移行実績の4倍以上とすることが望ましい。



(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の策定指針に関する考え方を尊重し、本市では第1期で設定した数値目標を踏襲するものとし、「施設から地域生活へ移行する人の目標」を次のとおり定めます。今後ともこの目標達成をめざし、総合的な支援体制の整備に引き続き取り組んでいきます。

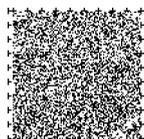
図表 27 「入所施設の入所者の地域生活への移行」に関する目標

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数 (A)	56人	平成 17 年 10 月 1 日の数
自然退所者数 (B)	1人	(A)のうち、平成 23 年度末までに自然退所(死亡・入院等)する人の見込み数
【目標値】地域生活移行 (C)	6人	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
地域生活移行率	10%	(C/A) 目標は 10%以上
新たな施設入所支援利用者 (D)	1人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 23 年度末の入所者数 (E)	50人	平成 23 年度末の利用人員見込み (A - B - C + D)
【目標値】(F) 入所者減少見込み (A-E)	6人	差引減少見込数
削減率	10%	(F/A) 目標は 7%以上

(3) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に関する目標

受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以後「退院可能精神障がい者」という。）の地域移行を支援していくため、国では、検討会等において今後の方策が議論されており、今後新たな方向性が示される可能性もありますが、現段階での国の捉え方は第1期と同様となっています。

このため、本市でも第1期で設定した目標値の達成をめざすものとし、この目標を前提に、地域生活へ円滑に移行するための必要なサービス支援が受けられるような環境づくりに取り組みます。



図表 28 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活移行に関する目標

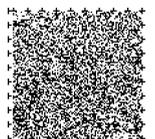
項 目	数 値	考 え 方
退院可能精神障がい者数	36人	平成18年6月県調査における数
【目標値】 減少数	36人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

国の第1期における基本方針を参考に、福祉施設を利用している障がい者のうち、平成23年度において一般就労へ移行する人の目標を次のとおりとし、就労に関する情報の提供・相談体制の充実をはじめ、就労訓練から就労定着に至るまでの総合的な就労支援体制づくりに取り組みます。

図表 29 福祉施設から一般就労への移行目標

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する人の数



2 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障がい程度区分が区分 1 以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

第 1 期での利用実績をふまえて、今後の施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行を考慮し、サービスの量的な拡大をめざします。

図表 30 居宅介護の見込量

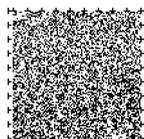
		第 2 期見込量		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込量	時間/月	878	924	973
利用見込者数	人/月	53	56	59

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人で、障がい程度区分が区分 4 以上の人で、二肢以上に麻痺等があり、障がい程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人が対象となります。これまでの利用実績がなく、受入れ先確保の問題もあることから今後の利用ニーズを見極めて対応します。

図表 31 重度訪問介護の見込量

		第 2 期見込量		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込量	時間/月	0	10	20
利用見込者数	人/月	0	1	2



③ 行動援護

「行動援護」は、知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

障がい程度区分が区分3以上の人で、障がい程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人を対象となります

今後、施設や医療機関からの地域生活移行者の利用を的確に見込んだ量的な確保を図ります。

図表 32 行動援護の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	時間/月	23	46	69
利用見込者数	人/月	1	2	3

④ 重度障害者等包括支援

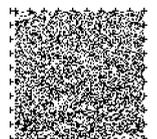
「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障がい程度区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

他の居宅サービスとの平衡利用が制度上できないほか、受け皿確保の問題もあってこれまでも利用実績がないことから、今後、利用ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。

(2) 訪問系サービスの今後の方策

障がいのため日常生活を営むのに支障がある身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい(児)者が在宅生活を維持できるよう、必要とされるサービスの量的な拡大とともに、特に知的障がい者や精神障がい者へ配慮したサービスの質的向上を図るため、利用者ニーズの的確な把握に努めながら、事業者との継続的な協議や継続的な指導・助言等に努めます。

また、今後の入所者・入院者等の地域移行の進行をふまえ、利用者ニーズの的確な把握に努めます。



3 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護を要する人に対して、主として昼間に、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言や必要な日常生活上の支援、あるいは創作的活動、生産活動の機会の提供などを行うものであり、第1期での利用増や平成23年度までの旧法施設の新体系施設への移行分を勘案し、また家族介助者の負担軽減を図る上からも適切な量的確保に取り組んでいきます。

図表 33 生活介護の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	588	672	2,352
利用見込者数	人/月	28	32	112

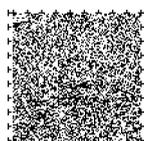
② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校卒業者が地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

また、今後、入所施設・病院からの退所・退院者が地域生活へ円滑に移行し、安心できる継続的な暮らしを確保していく上で不可欠であることから、事業所の新体系サービスへの移行を見込んだ適切なサービス提供体制を確保します。

図表 34 自立訓練（機能訓練）の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	0	21	21
利用見込者数	人/月	0	1	1



③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障がい者や精神障がい者に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスであり、現行での利用実績分の確保に努めます。

また、今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校からの卒業者等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには、生活能力の維持・向上などの支援が不可欠であり、利用ニーズを見極めながら新規利用分の量的確保を検討します。

図表 35 自立訓練（生活訓練）の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	18	42	63
利用見込者数	人/月	1	2	3

④ 就労移行支援

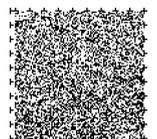
「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスですが、県内でもこのサービス提供先は限定され、確保が困難なため、県との調整の中で今後検討していきます。

図表 36 就労移行支援の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	0	21	21
利用見込者数	人/月	0	1	1

⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」も同様に、就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった人や特別支援学校の卒業者で企業等の雇用に結びつかなかった人等が一般就労できるよう支援するサービスであり、今後、県との調整の中で検討していきます。



図表 37 就労継続支援（A型）の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	0	21	21
利用見込者数	人/月	0	1	1

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

第1期での利用実績をふまえ、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される人が一般就労できるよう、量的な拡大を図ります。

図表 38 就労継続支援（B型）の見込量

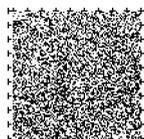
		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	56	80	100
利用見込者数	人/月	7	8	10

⑦ 療養介護

「療養介護」は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障がい程度区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障がい程度区分が区分5以上の人に対して必要なサービスが提供できるよう量的確保について今後の利用ニーズをふまえ検討します。

図表 39 療養介護の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	0	21	21
利用見込者数	人/月	0	1	1



⑧ 児童デイサービス

「児童デイサービス」は、障がい児に児童デイサービス事業所等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

第1期で利用実績は、見込量を大きく上回るものとなっており、児童療育の観点から個別療育、集団療育へのニーズの高さを考慮し、サービスの量的な拡充を図ります。

図表 40 児童デイサービスの見込量

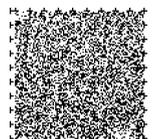
		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	279	288	315
利用見込者数	人/月	31	32	35

⑨ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な保護を行います。今後も第1期での利用動向を適切にふまえた見込利用量を設定します。

図表 41 短期入所（ショートステイ）の見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込量	日/月	135	146	159
利用見込者数	人/月	22	24	26

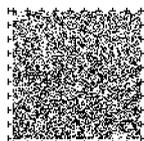


(2) 日中活動系サービスの今後の方策

適切な情報提供により、障害者自立支援法に規定する旧法施設支援事業から早期移行を図るとともに、事業への新規参入を促し、就労移行支援、就労継続支援といった就労関係サービスの充実を図ります。

また、就学前の心身に発達遅れのある児童に対して、適切かつ効果的な療育を行うため、児童デイサービスにおける専門性の向上とともに、今後の制度の方向性を見極めながら事業の充実に取り組みます。

在宅の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭などにより、障がい（児）者を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保を図り、障がい者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実を努め、在宅生活の支援に努めます。



4 居住系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住系サービスの見込量

「共同生活介護（ケアホーム）」は、障がい程度区分が区分2以上に該当する知的障がい者や精神障がい者が利用対象となるもので、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、就労先、その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービスであり、一層の利用増が見込まれます。

「共同生活援助（グループホーム）」は、障がい程度区分が区分1以下の知的障がい者及び精神障がい者が対象であり、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

グループホームは、利用対象者が広いことから、施設等からの地域移行者も含め、今後の利用ニーズを的確に把握しながら必要な量的確保を図ります。

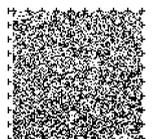
「施設入所支援」は、平成23年度までに旧法施設が新体系施設に移行することとなるため、夜間における介護や日常生活上の相談支援として引き続き行います。

図表 42 居住系サービスの見込量

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①共同生活介護（ケアホーム）	人/月	20	25	30
②共同生活援助（グループホーム）	人/月	9	15	17
③施設入所支援	人/月	20	24	112

(2) 居住系サービスの確保方策

障がい者の高齢化の進行や今後の福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行促進を考慮したとき、地域生活の維持や地域生活への移行を進めるための環境づくりとして共同生活介護、共同生活援助は不可欠であり、施設・事業者との協議を密にし、事業の取組み（参入）を促します。



5 地域生活支援事業の見込量

(1) 第2期における事業の実施方針

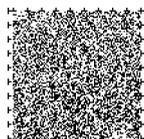
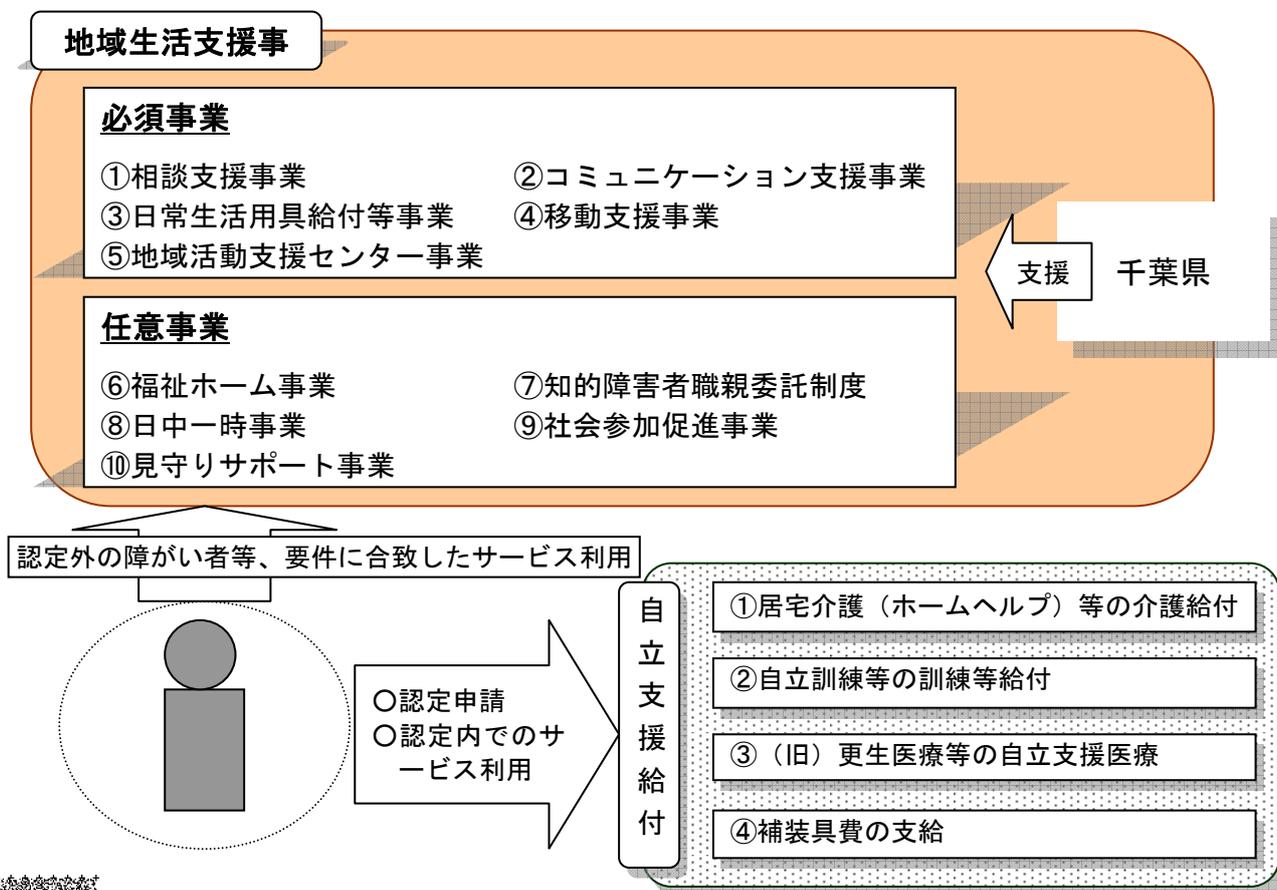
地域生活支援事業は、障害者自立支援法の施行によって新たに創設された事業で、市や県が主体となって地域の実情や利用者のニーズ等に応じて柔軟に実施するものです。

こうした事業の主旨・目的をふまえ、本市では、第1期計画（平成18年度～20年度）において必須事業である「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の5事業に加え、任意事業として福祉ホーム事業をはじめとする下図のような5事業を組み合わせ、障がい者に対する効果的な日常生活の支援に努めてきました。

平成21年度からの第2期においてもこれら事業を継続的に実施するものとし、支援を必要とする障がい者が必要な事業を選択し利用できるよう、量的な充足をめざすとともに、利用しやすさに配慮した事業運営を進めます。

なお、今後の新たなニーズや課題に柔軟に対応できるよう、必要に応じ事業内容や実施体制について随時検討していきます。

図表 43 地域生活支援事業の体系



(2) 事業の実施内容と見込量

① 相談支援事業（必須事業）

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者や家族、介護（介助・支援）を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を実施します。

○障害者相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

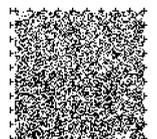
○地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障がい者等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすものとして設置します。

図表 44 相談支援事業の実施見込み

単位：箇所

	第2期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	3	3	3
ア. 障がい者相談支援事業	2	2	2
イ. 地域自立支援協議会	1	1	1



② コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳などの方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。また、聴覚障がいや音声・言語機能に障がいの外出、社会参加を支援していきます。

図表 45 コミュニケーション支援事業の利用見込者数

単位：人／月

	第2期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	8	9	10
①手話通訳者派遣事業	7	8	8
②要約筆記者派遣事業	1	1	2
③手話通訳者設置事業	0	0	0

③ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

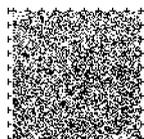
重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。

また、重度障がいのある人の日常生活が円滑に行われるよう、今後とも引き続き、障がいの種類、程度に応じて、日常生活用具の給付・貸与を行います。

図表 46 日常生活用具給付等事業の利用見込み件数

単位：件／月

	第 2 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業	70	85	100
① 介護訓練支援用具	2	2	2
② 自立生活支援用具	3	3	3
③ 在宅療養等支援用具	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	3	3	3
⑤ 居宅生活動作補助用具	1	1	1
⑥ 排泄管理支援用具	60	75	90



④ 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

図表 47 移動支援事業の見込み

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用時間数	時間/月	260	265	270
実利用人数	人/月	52	53	54

⑤ 地域活動支援センター事業（必須事業）

小規模作業所等の新体系サービスへの移行を促進し、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対する創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施します。

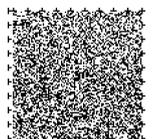
図表 48 地域活動支援センターの見込み

単位：人/月

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	I型	7	8	9
	II型	37	40	45
	III型	10	26	32

⑥ 福祉ホーム事業（任意事業）

心身に障がいを持つ人で、自立した生活を望みながらも、さまざまな事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、同居あるいは近隣に居住している世話人が、日常的な生活援助を行います。



図表 49 福祉ホーム事業の見込み

単位：人／月

	第 2 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活ホーム事業	1	1	1

⑦ 知的障害者職親委託制度事業（任意事業）

知的障がい者を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

図表 50 知的障害者職親委託制度事業の見込み

単位：人／年

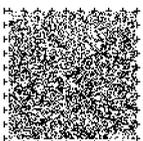
	第 2 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
知的障害者職親委託制度事業	3	3	3

⑧ 日中一時支援事業（任意事業）

家族が緊急な理由等により、介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。

図表 51 日中一時支援事業の見込み

		第 2 期見込量		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延利用回数	延回数/月	83	90	90
実利用人数	実人数/月	23	25	25



⑨ 社会参加促進事業（任意事業）

スポーツ・レクリエーション教室、手話奉仕員養成講習会、福祉タクシー利用助成券交付事業等、障がい者の社会参加を促進する事業です。

図表 52 社会参加促進事業の見込み

単位：件／年

	第2期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①手話奉仕員養成研修事業	16	24	24
②福祉タクシー利用助成事業	1,150	1,150	1,150
③障がい者自動車改造費助成	2	2	2
④障がい者運転免許取得費助成	2	2	2

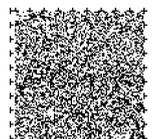
⑩ 見守り・助言サポート事業（任意事業）

単身等で見守り等が必要な障がい者を市のホームヘルパーが定期的に訪問し、安否確認や助言を行い、地域で安心して生活できるようサポートします。

図表 53 見守りサポート事業の見込み

		第2期見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
延回数	回数/年	413	413	413
実利用人数	実人数/年	17	17	17

※要援護者安心ネットワーク事業の数値が確定したときに見込み量が変更になります。



第4章 制度の円滑な運営のために

1 サービス提供の充実

(1) 支給決定の適正化・円滑化

障がい者の福祉サービスの必要性を的確かつ総合的に判定できるよう、今後の国における障害者自立支援法の見直しの結果をふまえながら、①障がい者の心身の状況（障がい程度区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を十分行いながら適切な支給決定に努めます。

(2) サービス見込量に対応した提供体制の整備

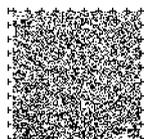
第3章に掲げた各障がい福祉サービスの見込量に対応したサービス供給基盤整備を図るため、サービス事業者への的確な情報提供や指導・助言に努めるなど、事業者に対する側面的な支援を進めながら新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、県や圏域との調整・連携のもとに新規参入を促します。

また、サービス利用者の視線に立って、より質の高いサービスを選択できるよう、県と連携しながら、事業者に関する利用者への情報提供とともに、サービス事業者に対しては人材の質的向上と新規確保に関する側面的な支援に努めます。

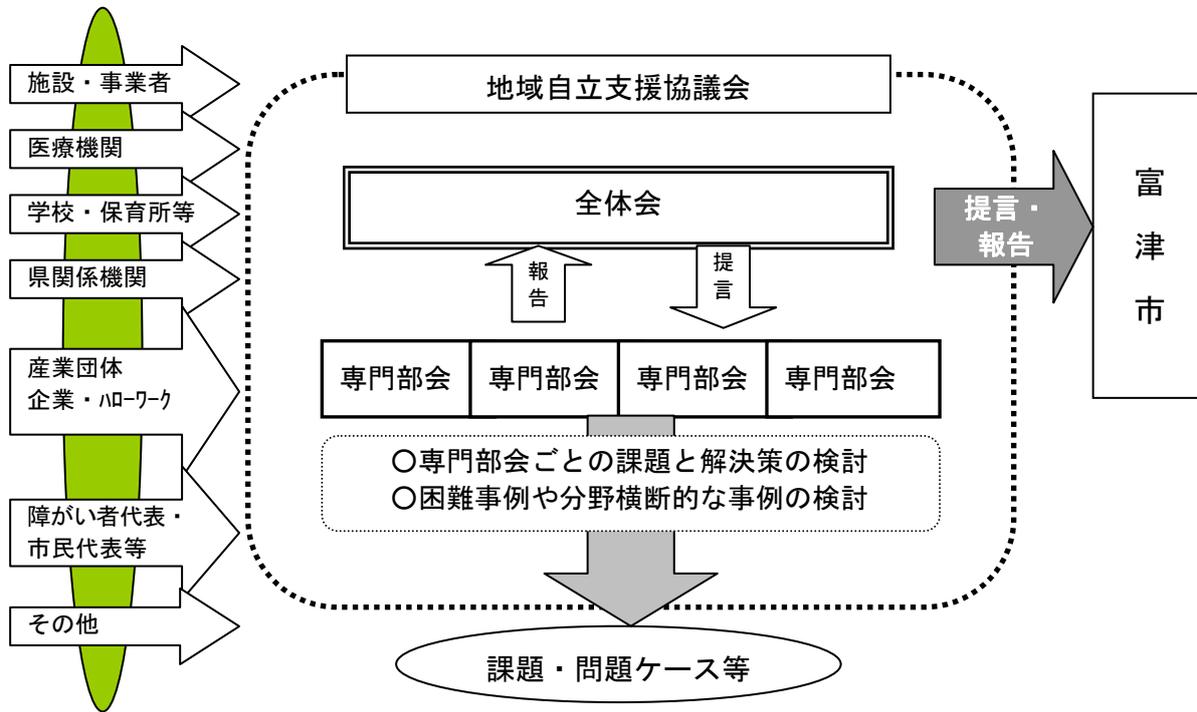
2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立

(1) 地域自立支援協議会の設置・運営

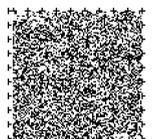
本計画の的確な進行管理に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議や調整する必要性が生じたり、サービス提供事業者単位では対応困難なケースに総合的に対応する必要がある場合などのための総合調整の場として「地域自立支援協議会」について具備すべき機能や体制に関する具体的な検討を図り、その早期設置に努め、これを核に地域全体で障がい者の自立生活を支援する体制を整備します。



図表 54 地域自立支援協議会の基本構成（例）



地域自立支援協議会の基本機能（例）	
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
調整機能	・ 地域の関係機関等によるネットワークの構築 ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発・改善
育成機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取組みの展開
評価機能	・ 中立・公平性を担保するための事業運営評価 ・ 障害福祉計画の進行管理等

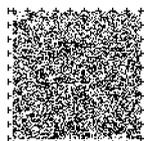


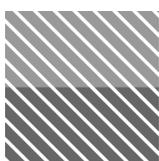
(2) 庁内関係部署の連携強化

本計画に基づく事業を円滑に実施するため、庁内関係部署による連携体制を確立し、施策・事業の調整に努めます。

(3) 国・県への意見・要望

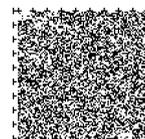
現在、見直しが進められている障害者自立支援法について、見直し内容を十分検討し、必要に応じて本市の実情や課題に照らした意見・要望を具申してまいります。





資料編

資料編



資料 1 障がい者数の動向

1 身体障がい者(児)

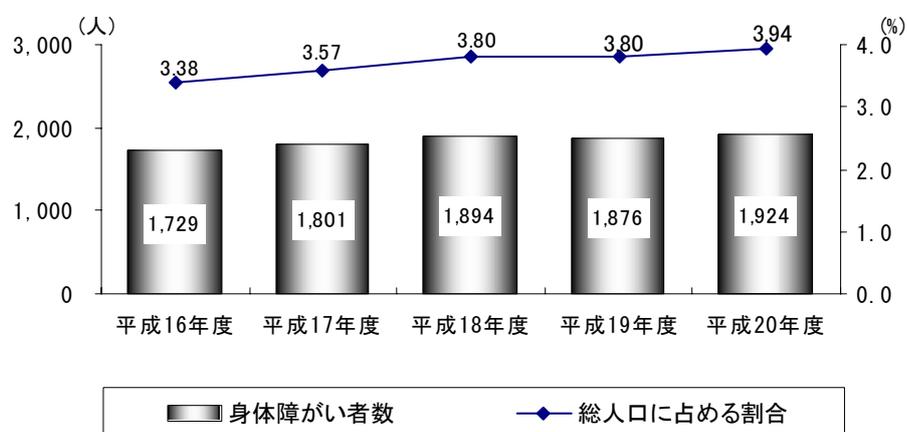
図表 55 身体障がい者（手帳所持者）数の推移

単位：人

年 度	総人口	身体障がい者数	対人口比(%)
平成16年度	51,023	1,729	3.38
平成17年度	50,381	1,801	3.57
平成18年度	49,881	1,894	3.80
平成19年度	49,346	1,876	3.80
平成20年度	48,716	1,924	3.94

※各年度4月1日現在

資料：社会福祉課



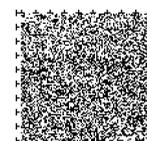
図表 56 障がい部位別にみた身体障がい者数の推移

単位：人

年度 \ 種別	視 覚	聴覚・平 衡機能	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障が い	合 計
平成16年度	154	169	17	968	421	1,729
平成17年度	157	178	19	1,002	445	1,801
平成18年度	159	182	18	1,066	469	1,894
平成19年度	147	176	18	1,035	500	1,876
平成20年度	146	179	22	1,049	528	1,924
構成比(%)	7.58	9.30	1.14	54.52	27.44	100.0

※各年度4月1日現在

資料：社会福祉課



図表 57 障がい等級別の身体障がい者数の推移

単位：人

年齢 \ 等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成16年度	516	280	322	354	114	143	1,729
平成17年度	543	286	333	365	121	153	1,801
平成18年度	575	298	341	394	127	159	1,894
平成19年度	616	292	328	390	111	139	1,876
平成20年度	629	301	335	404	110	145	1,924
構成比 (%)	32.69	15.64	17.41	20.99	5.71	7.53	100.0

※各年度 4 月 1 日現在

資料：社会福祉課

2 知的障がい者（児）

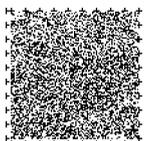
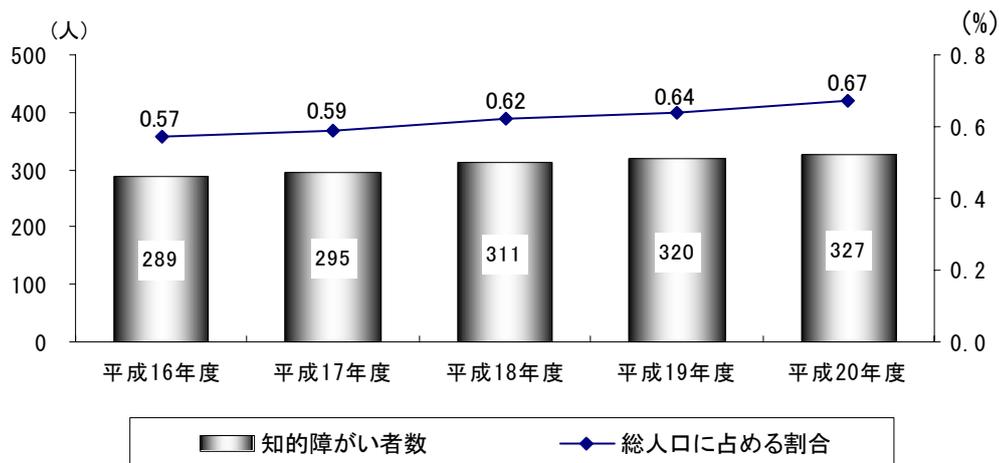
図表 58 知的障がい者数の推移

単位：人

年 度	総人口	知的障がい者数	対人口比 (%)
平成16年度	51,023	289	0.57
平成17年度	50,381	295	0.59
平成18年度	49,881	311	0.62
平成19年度	49,346	320	0.64
平成20年度	48,716	327	0.67

※各年度 4 月 1 日現在

資料：社会福祉課



図表 59 等級別にみた知的障がい者数の推移

単位：人

区分	㊟(最重度)	A(重度)	B(中軽度)	合計
平成16年度	54	75	160	289
平成17年度	58	71	166	295
平成18年度	61	74	176	311
平成19年度	61	74	185	320
平成20年度	61	92	174	327
構成比(%)	18.7	28.1	53.2	100.0

※各年度4月1日現在

資料：社会福祉課

3 精神障がい者

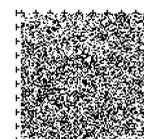
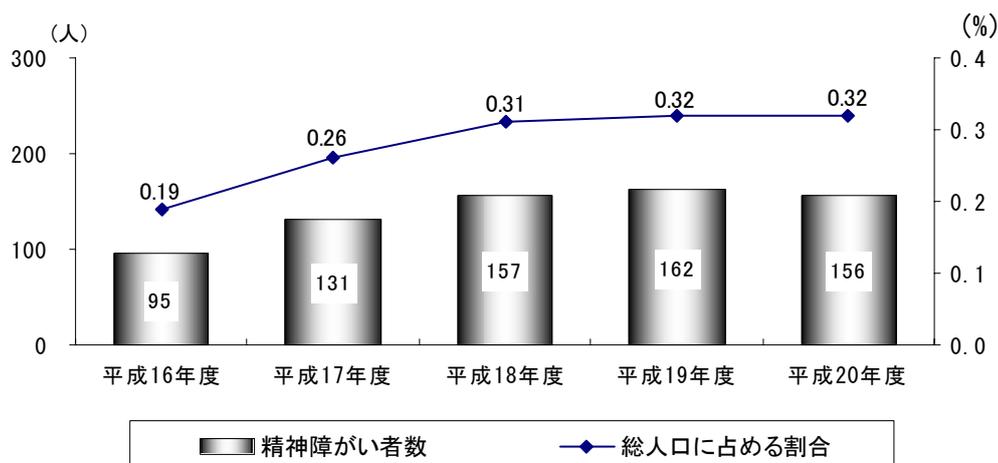
図表 60 精神障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

年度	人口	手帳所持者数	対人口比(%)
平成16年度	51,023	95	0.19
平成17年度	50,381	131	0.26
平成18年度	49,881	157	0.31
平成19年度	49,346	162	0.32
平成20年度	48,716	156	0.32

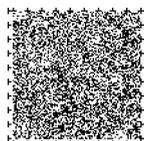
※各年度4月1日現在

資料：社会福祉課

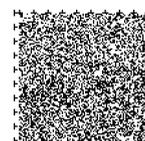


資料2 計画策定の経過

年月日	実施内容																				
平成20年6月2日	○いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会設置要綱制定及び委員委嘱																				
平成20年6月25日	○いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱制定及び委員委嘱																				
平成20年6月30日	○いきいきふっつ障害者プラン（基本計画）・第2期障害福祉プラン（実施計画）策定業務委託入札執行 落札業者 アシスト株式会社																				
平成20年7月7日	○いきいきふっつ障害者プラン（基本計画）・第2期障害福祉プラン（実施計画）策定業務委託契約締結																				
平成20年7月22日	第1回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会開催 ・基本計画及び障害福祉計画の概要説明 ・今後のスケジュール説明 ・アンケート調査（案）の説明																				
平成20年7月30日	第1回いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会開催 ・役員選出 ・基本計画及び障害福祉計画の概要説明 ・今後のスケジュール説明 ・アンケート調査（案）の説明																				
平成20年9月1日～ 9月30日	アンケート調査の実施 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付</th> <th>回収</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>1,050人</td> <td>594人</td> <td>56.6%</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>300人</td> <td>148人</td> <td>49.3%</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>150人</td> <td>87人</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,500人</td> <td>829人</td> <td>55.3%</td> </tr> </tbody> </table>		送付	回収	回収率	身体障がい者	1,050人	594人	56.6%	知的障がい者	300人	148人	49.3%	精神障がい者	150人	87人	58.0%	合計	1,500人	829人	55.3%
	送付	回収	回収率																		
身体障がい者	1,050人	594人	56.6%																		
知的障がい者	300人	148人	49.3%																		
精神障がい者	150人	87人	58.0%																		
合計	1,500人	829人	55.3%																		
平成20年10月末～ 11月末	関係施設・関係団体アンケート調査の実施 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付</th> <th>回収</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧法施設</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>55.0%</td> </tr> <tr> <td>新体系施設</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>障がい者団体</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35</td> <td>18</td> <td>54.3%</td> </tr> </tbody> </table>		送付	回収	回収率	旧法施設	20	11	55.0%	新体系施設	10	4	40.0%	障がい者団体	5	3	60.0%	合計	35	18	54.3%
	送付	回収	回収率																		
旧法施設	20	11	55.0%																		
新体系施設	10	4	40.0%																		
障がい者団体	5	3	60.0%																		
合計	35	18	54.3%																		
平成20年12月24日	第2回いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会 ・アンケート調査結果について ・基本計画・障害福祉計画の素案について ・その他																				
平成21年1月21日	第2回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会 ・基本計画・障害福祉計画（案）について ・今後のスケジュールについて																				



平成 21 年 1 月 26 日	庁議 ・基本計画・障害福祉計画（案）のパブリックコメント実施について
平成 21 年 2 月 2 日～ 2 月 27 日	パブリックコメント実施 ・意見なし
平成 21 年 3 月 5 日	第 3 回いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会 ・パブリックコメント結果について ・基本計画・障害福祉計画（最終案）について ・市長への意見書（案）について
平成 21 年 3 月 2 日	庁議 ・パブリックコメント結果について ・基本計画・障害福祉計画（最終案）について
平成 21 年 3 月 25 日	いきいきふつつ障害者プラン（基本計画）・第 2 期障害福祉プラン（実施計画）策定終了



資料3 計画策定組織

1 富津市いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱

平成20年6月25日

富津市告示第99号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定による障害者基本計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定による障害者福祉計画を策定する課程において、市民、関係者等の意見や助言を聴くため、いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) 障害者福祉計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会教育福祉常任委員会委員長
- (2) 医師及び保健関係者 2名以内
- (3) 障害児教育関係者 1名以内
- (4) 障害児福祉関係者 1名以内
- (5) 障害者就労支援関係者 1名以内
- (6) 障害者団体関係者 6名以内
- (7) 障害者自立支援施設関係者 4名以内
- (8) 社会福祉団体関係者 1名以内

3 前項の規定により身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、当該身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成21年3月31日までとする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

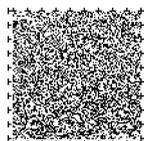
第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

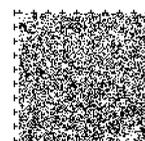
この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。



2 いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	氏名	役職	摘要
市議会議員	澤田 春江	会長	教育福祉常任委員長
医師及び保健関係者	三枝 奈芳紀	副会長	医師会
	安田 典代	委員	君津健康福祉センター（地域保健福祉課長）
障がい児教育関係者	池田 弘	委員	千葉県立君津特別支援学校（教頭）
障がい児福祉関係者	鏡 則子	委員	君津児童相談所（主席児童福祉司）
障がい者就労支援関係者	角田 賢治	委員	木更津公共職業安定所（統括職業指導官）
障がい者団体関係者	高橋 正義	委員	富津市身体障害者福祉会（会長）
	渡辺 美佐代	委員	富津市手をつなぐ育成会（会長）
	三辻 康一	委員	富津市ろうあ協会（会長）
	牧野 一郎	委員	あきつの会（会長）
	横山 祥彦	委員	ぼちぼち会（会長）
	金木 由男	委員	オストメイト三津友会（会長）
障がい者自立支援施設関係者	渡辺 浩	委員	（社）あすなろ会（どんぐりの郷）
	本間 文子	委員	（社）アルムの森（ペーターの丘）
	三橋 信康	委員	（社）ミッドナイトミッション のぞみ会（新生舎）
	鳥居 博明	委員	（社）薄光会（豊岡光生園）
社会福祉団体関係者	平野 正	委員	富津市社会福祉協議会（会長）



3 いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

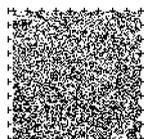
3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。



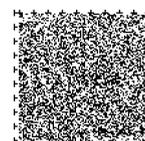
(別表第3条関係)

4 いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	部 長	萱野 孝夫	委員長
健康福祉部社会福祉課	参 事	藤平 稔	副委員長
総務部行政管理課	参 事	鈴木 俊一	委 員
企画財政部企画政策課	次 長	平野 満	委 員
企画財政部財政課	参 事	正司 富夫	委 員
企画財政部情報課	課 長	絹村 弘明	委 員
健康福祉部	次 長	石井 早苗	委 員
健康福祉部児童家庭課	参 事	藤平 則夫	委 員
健康福祉部介護福祉課	課 長	藤江 洋史	委 員
健康福祉部地域包括支援センター	所 長	三富 万司	委 員
健康福祉部健康づくり課	課 長	鈴木 良昭	委 員
健康福祉部国民健康保険課	課 長	前沢 幸雄	委 員
建設部管理課	課 長	山田 幸輝	委 員
建設部建設課	参 事	島田 秋雄	委 員
建設部街づくり課	参 事	高橋 隆	委 員
消防本部総務課	課 長	中山 二郎	委 員
消防本部予防課	課 長	高島 弘光	委 員
教育部教育センター	所 長	石渡 衛	委 員
教育部生涯学習課	課 長	山中 正弘	委 員

事務局

氏 名	所属及び職名
島津 太	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係長
鹿島 亜希子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係総括保健師
平野 百合子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
鈴木 宏誌	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
立石 早季	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
榎本 竜一	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
能城 和也	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
和田 有利子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係臨時職員



資料4 アンケート結果の概要

1 調査の概要

この調査は、障がいのある人の生活の実態や障害者自立支援法に基づく各種サービス利用に対する評価、あるいは障がい福祉施策に対する意見などを把握し、第2期障がい福祉計画の策定のための基礎資料として活用するため、市内に在住する障がいのある人を対象に実施したものです。

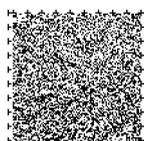
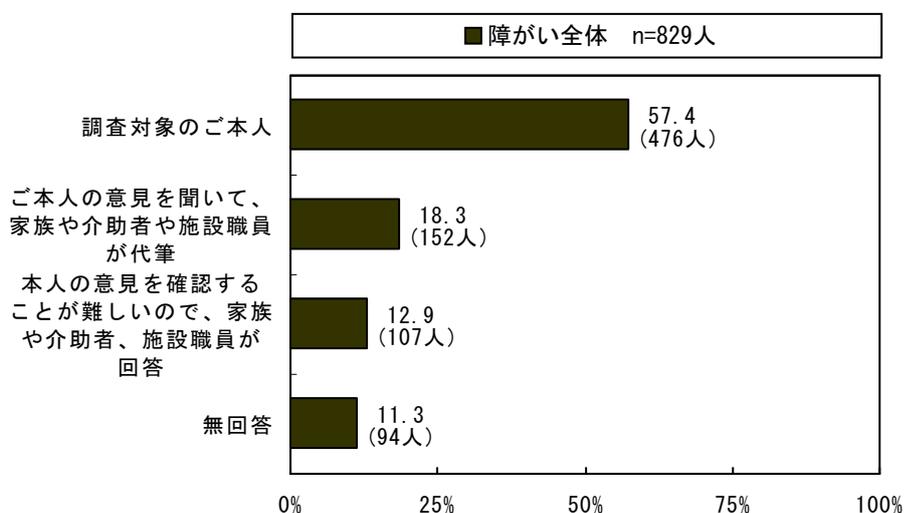
図表 61 調査対象及び調査の実施方法

① 調査対象	市内の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者及び自立支援医療費支給認定受給者証の保持者			
② 標本数	1,500 票			
③ 抽出法	平成20年9月1日現在の上記対象者から無作為抽出			
④ 調査方法	郵送による配布・回収			
⑤ 調査時期	平成20年9月1日～20日			
⑥ 調査結果	対象者区分	配布数	回収票数	回収率
	身体障がい者	1,050 票	594 票	56.6%
	知的障がい者	300 票	148 票	49.3%
	精神障がい者	150 票	87 票	58.0%
	合計	1,500 票	829 票	55.3%

2 調査結果（全体結果）

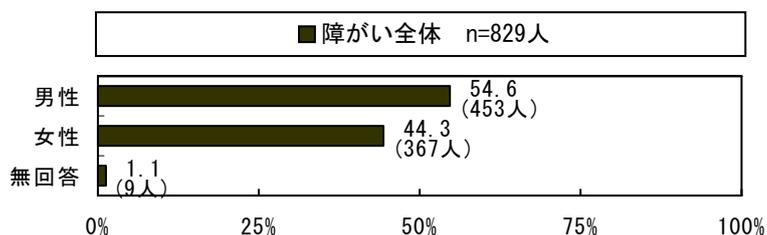
◎ はじめに、この調査票にお答えいただくのはどなたですか。（1つに○をつけてください）

図表 62 調査票の回答者



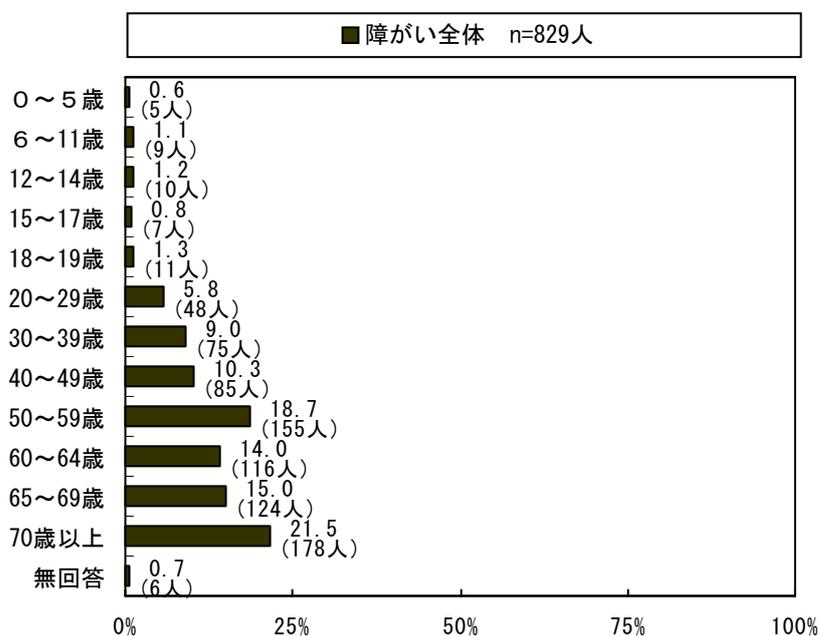
問1 あなたの性別はどちらですか。(1つに○をつけてください)

図表 63 性別



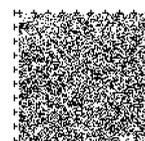
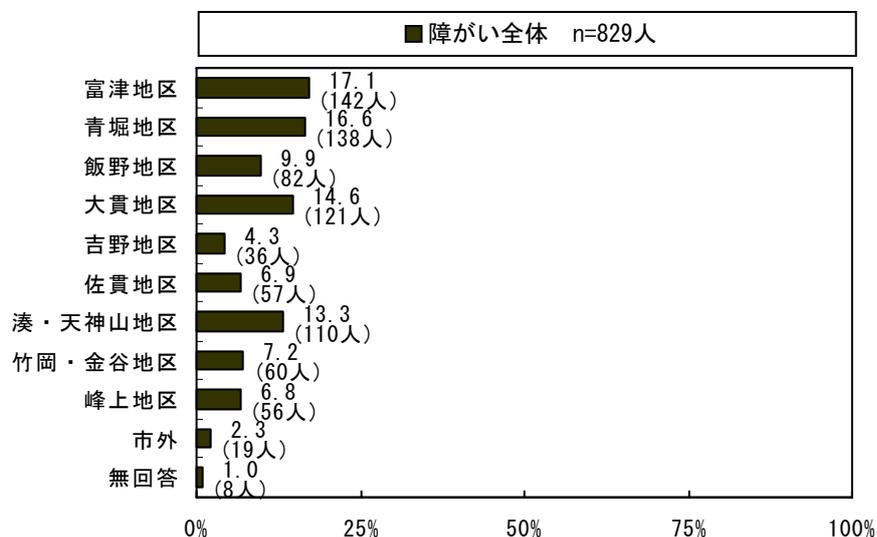
問2 あなたは何歳ですか。(平成20年(2008年)9月1日現在)(1つに○をつけてください)

図表 64 年齢(平成20年(2008年)9月1日現在)



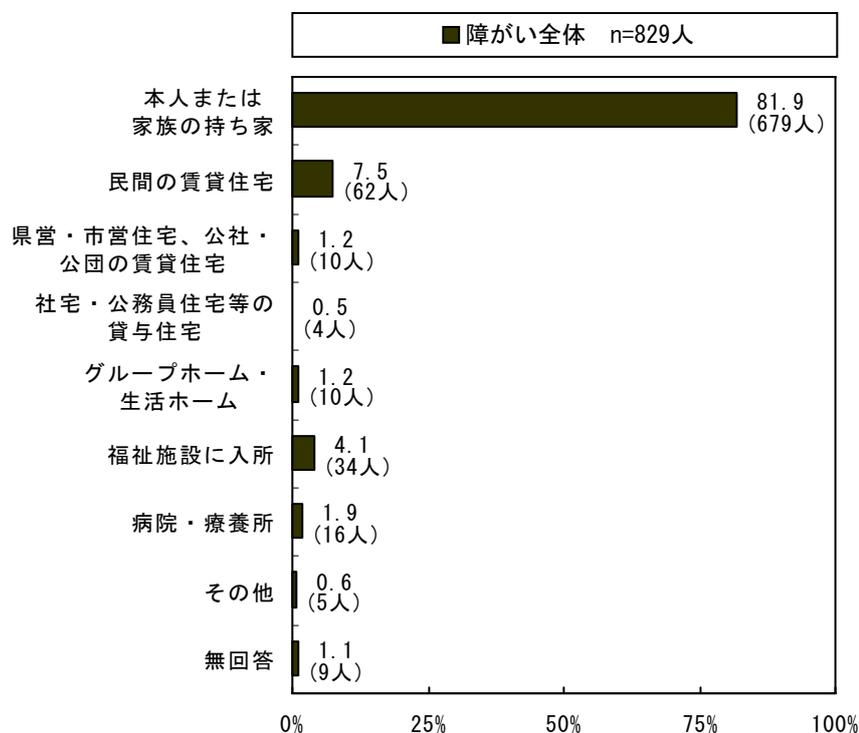
問3 あなたのお住まいの地区はどちらですか。(1つに○をつけてください)

図表 65 住んでいる地区



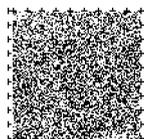
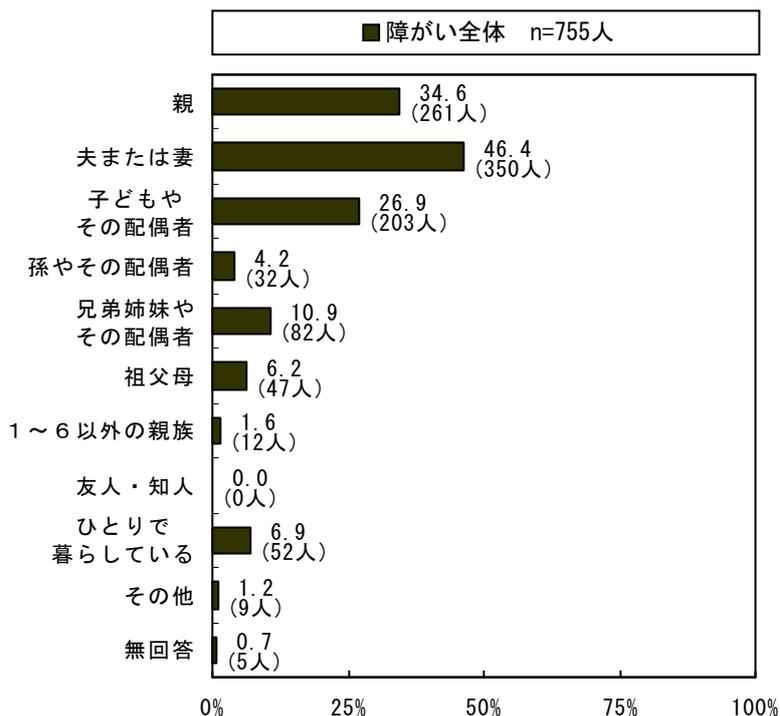
問4 あなたは、どこで生活していますか。(1つに○をつけてください)

図表 66 生活の場所



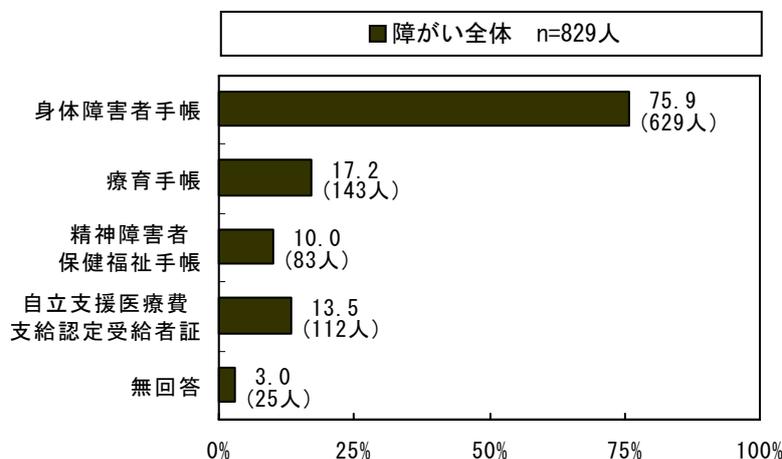
問4-2 <問4で「1」～「4」と回答した方におたずねします。あなたは、誰と生活していますか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 67 同居している人



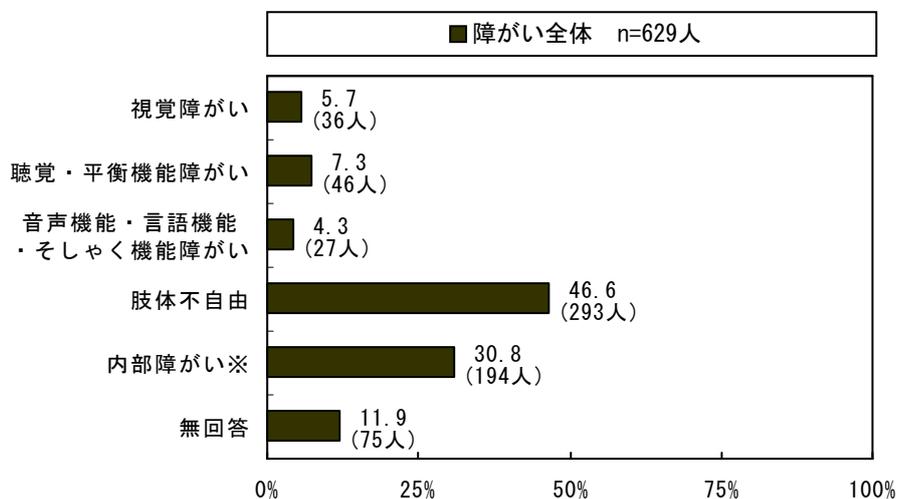
問5 〈すべての方におたずねします。〉あなたが、現在お持ちの障害者手帳の等級及び自立支援医療費支給認定受給者証の有無について、あてはまる番号に○をつけてください。

図表 68 現在持っている障害者手帳

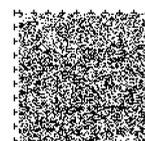


問5-2 〈身体障害者手帳をお持ちの方におたずねします。〉
どのような障がいがありますか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 69 身体障がいの部位別構成

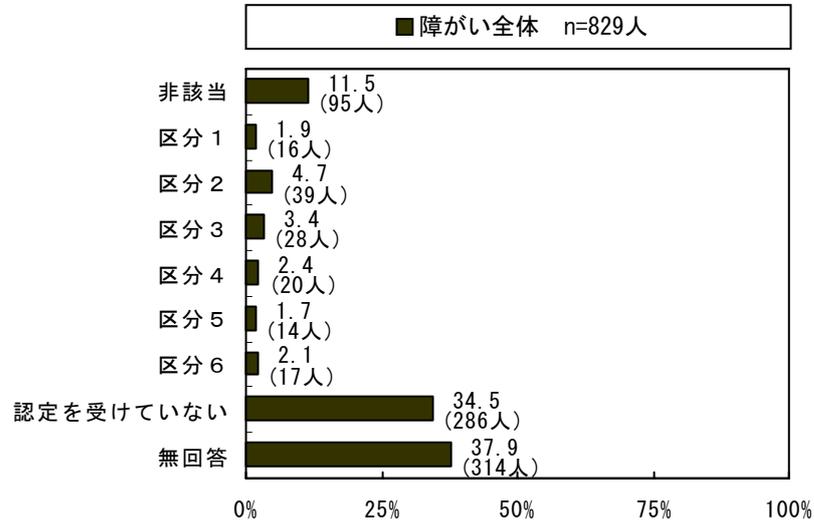


※ 内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能 など)



問6 <すべての方におたずねします。> あなたの障害程度区分（介護給付のみ）は何ですか。
（1つに○をつけてください）

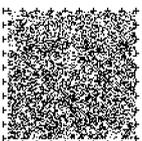
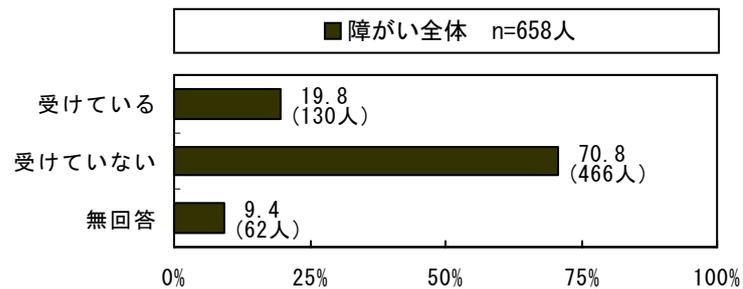
図表 70 障害程度区分について



※「障害程度区分」とは、障がい者に対する介護給付（ホームヘルプサービスなど）の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）で、106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定するものです。

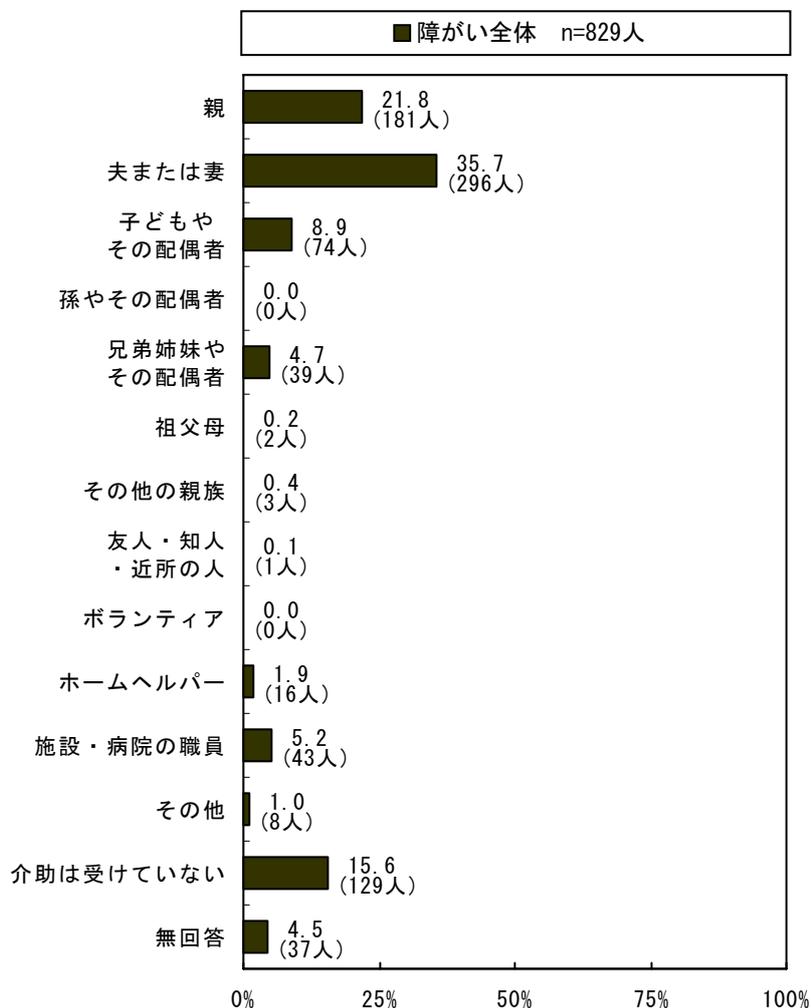
問7 <40歳以上の方におたずねします。> あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。
（1つに○をつけてください）

図表 71 要介護認定について



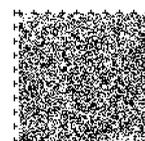
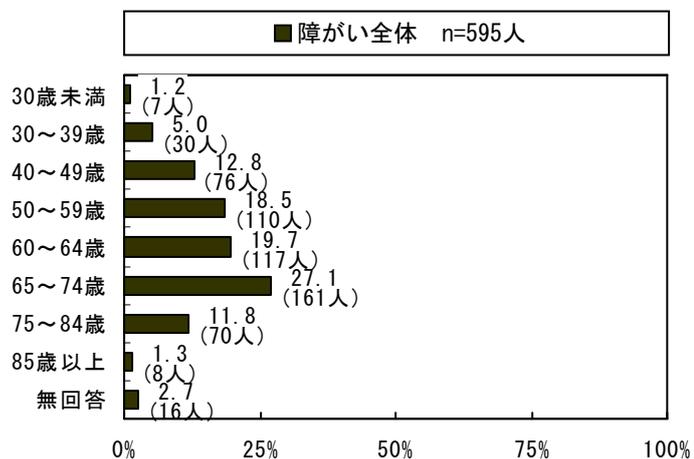
問8 〈すべての方におたずねします。〉あなたの主な介助者（支援者）は、どなたですか。
（1つに○をつけてください）

図表 72 主な介助者（支援者）



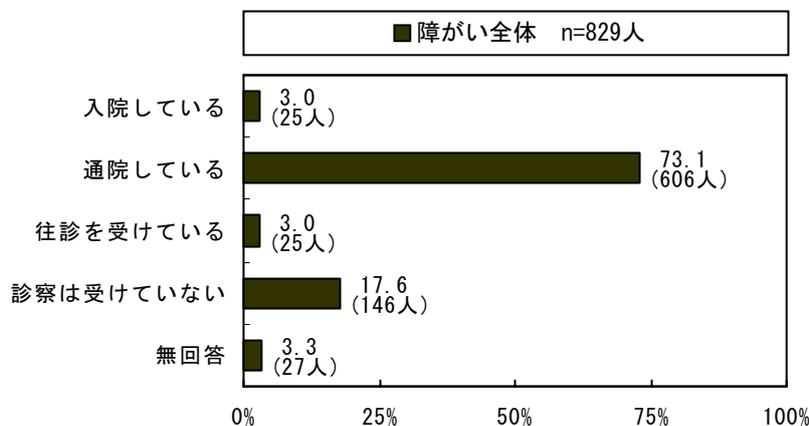
問8-2 〈問8で「1~7」と回答した方におたずねします。〉主な介助者（支援者）は何歳ですか。（1つに○をつけてください）

図表 73 主な介助者（支援者）の年齢



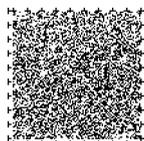
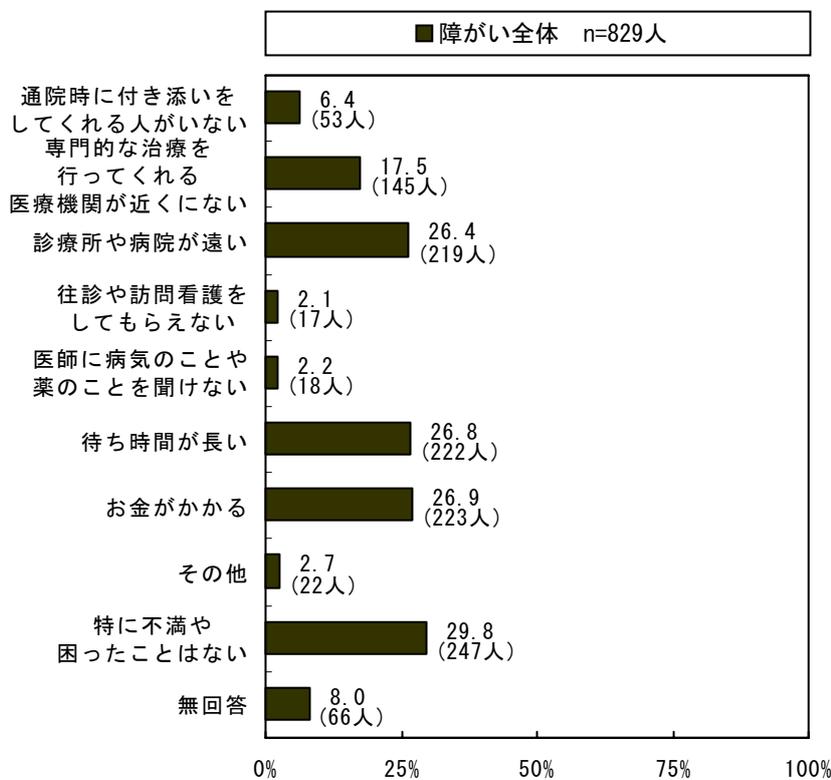
問9 〈すべての方におたずねします。〉あなたは、現在、医師による診察を受けていますか。
(1つに○をつけてください)

図表 74 現在の受診状況



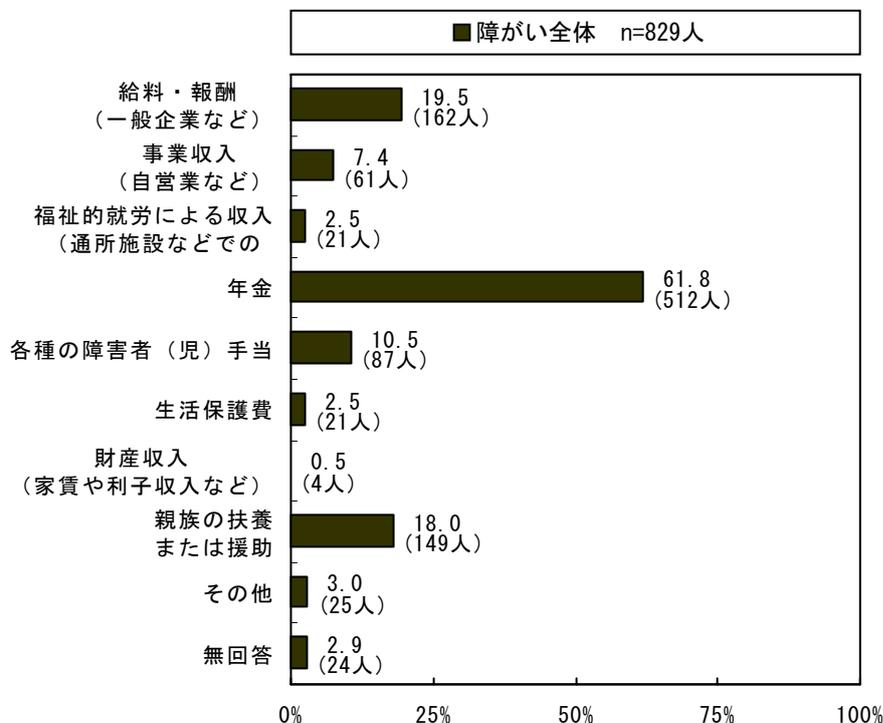
問10 〈すべての方におたずねします。〉あなたが、医療について困っていることは何ですか。
(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 75 医療について困っていること



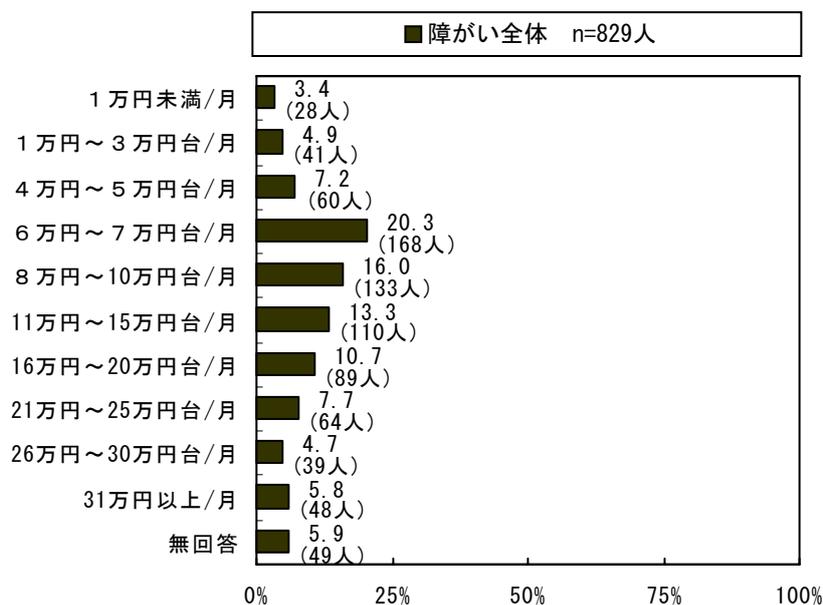
問 11 <すべての方におたずねします。> あなた*が生活するための主な収入は、次の中でどれですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)
 ※調査対象が児童の場合は、ご家庭の主な収入としてお答えください。

図表 76 主な収入の種類



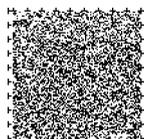
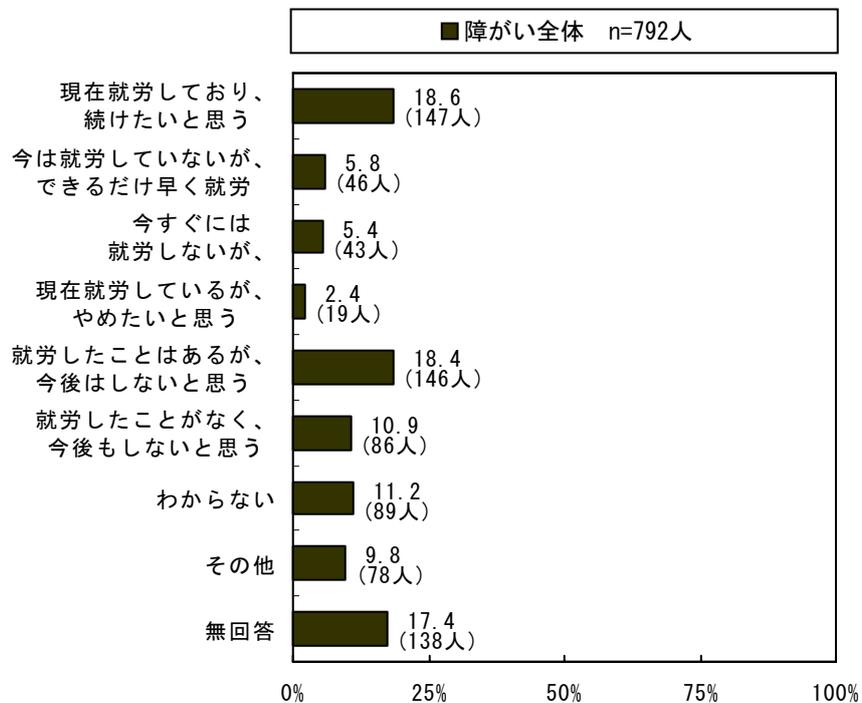
問 12 <すべての方におたずねします。> あなた*の収入は、1か月あたりどのくらいですか。(1つに○をつけてください) 年金・手当・生活保護費・親族からの援助なども含めてください。
 ※調査の対象が児童の場合は、ご家庭の主な収入としてお答えください。

図表 77 1か月あたりの収入



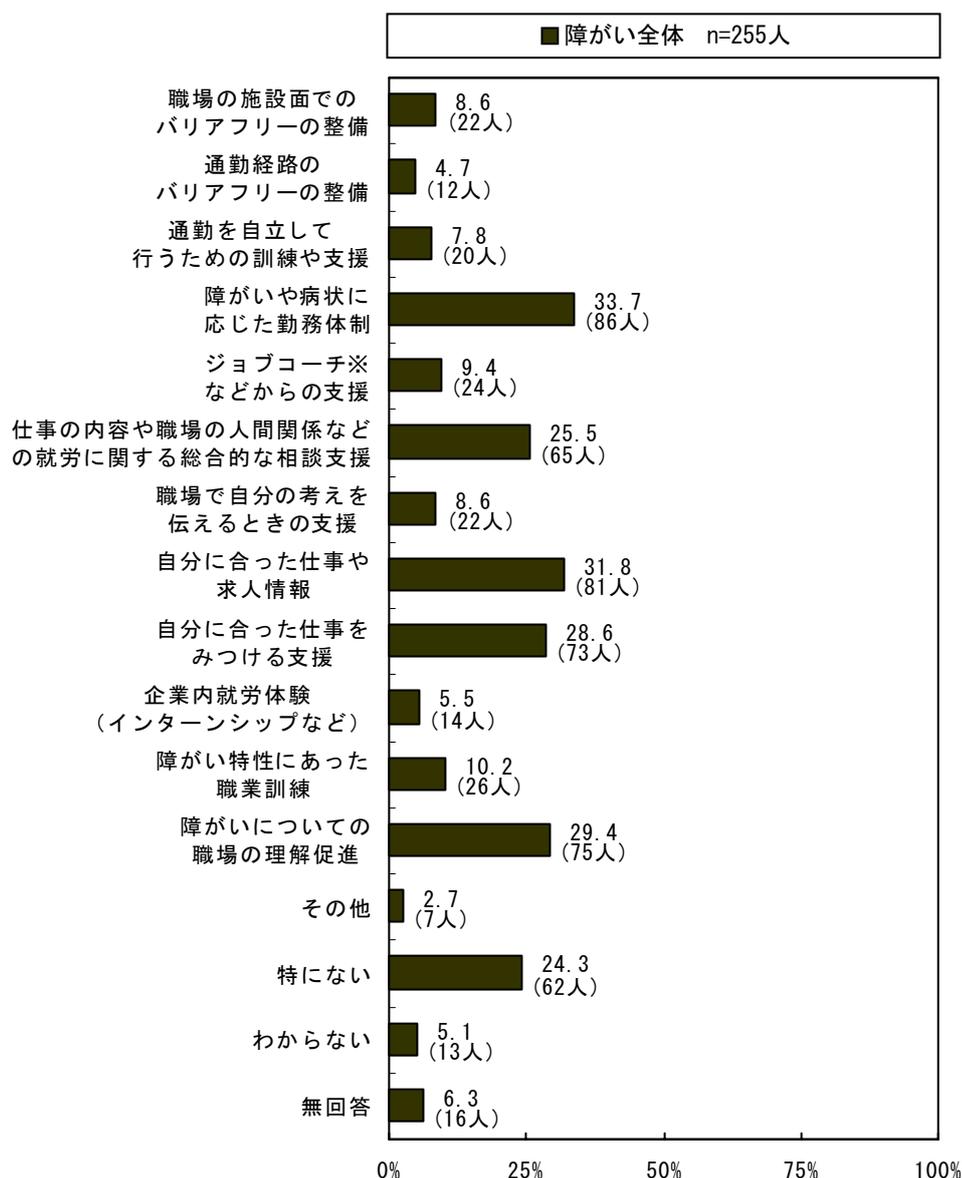
問 13 <18歳以上の方におたずねします。> 企業や自営業などでの就労（はたらくこと）についてどのようにお考えですか。（1つに○をつけてください）
 ※地域作業所などでの作業工賃が支払われるものを除きます。

図表 78 就労についての考え

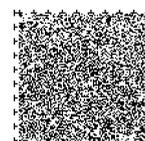


問 13-2 〈問 13 で「1」～「4」と回答した方（現在一般就労をしている方、または一般就労を希望する方）におたずねします。〉
 あなた自身が一般就労するため、または一般就労を続けていくために必要だと思うことは何ですか。（あてはまるもの全部に○をつけてください）

図表 79 一般就労するためまたは一般就労を続けていくために必要だと思うこと

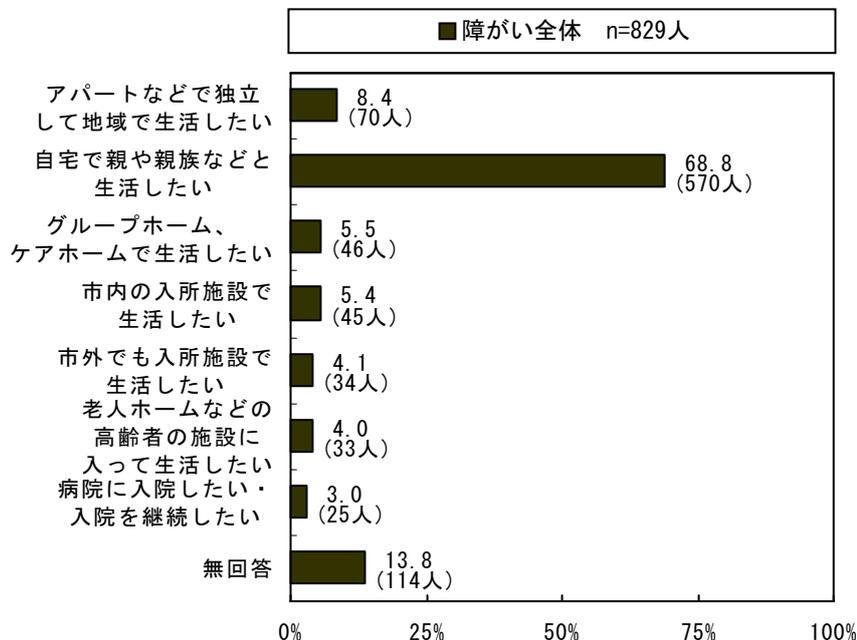


※「ジョブコーチ」とは、障がいのある人と一緒に職場に入り、ひとりで仕事ができるようになるまでの手助けをしたり、障がいのある人と勤め先などとの調整をする支援者です。



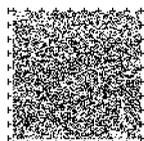
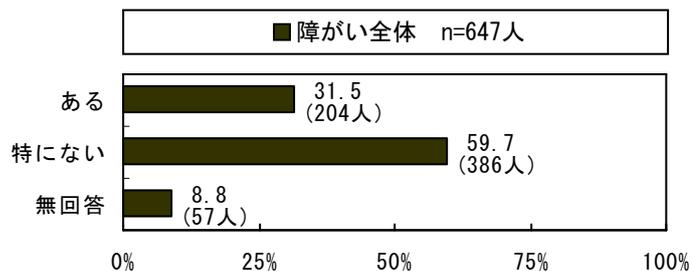
問 14 あなたは、これから次の中でどのような生活を希望しますか。
 (あてはまるもの2つまでに○をつけてください)

図表 80 これから希望する生活について



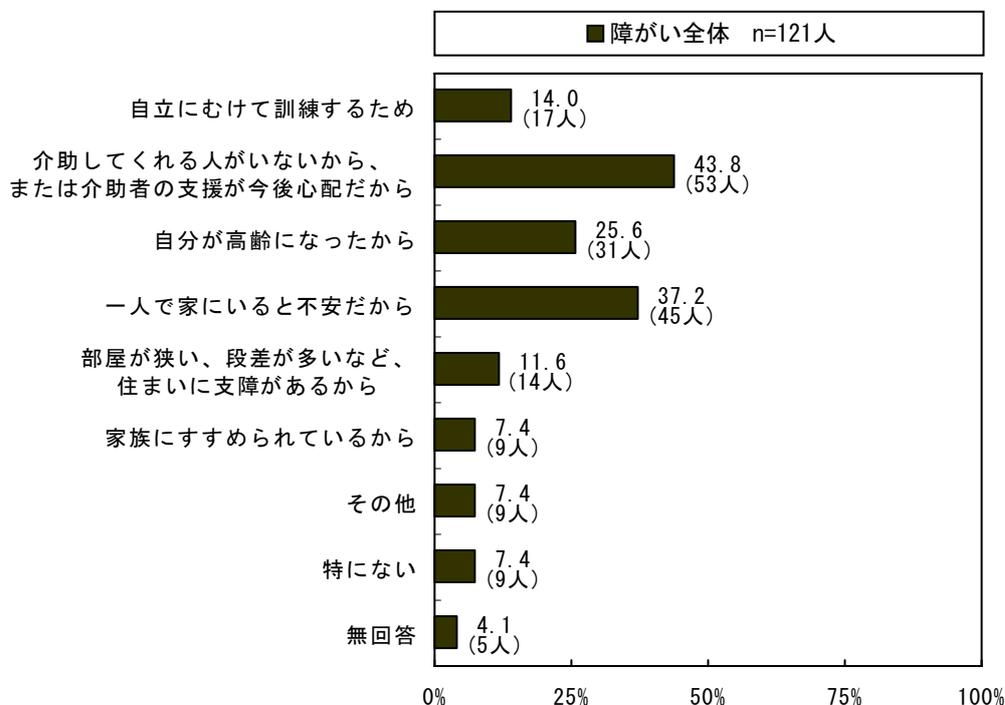
問 14-2 <問 14 で①～③と回答した方におたずねします。>
 地域で生活することに不安や悩みはありますか。(1つに○をつけてください)

図表 81 地域で生活することでの不安や悩みの有無



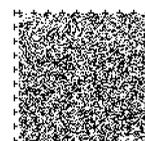
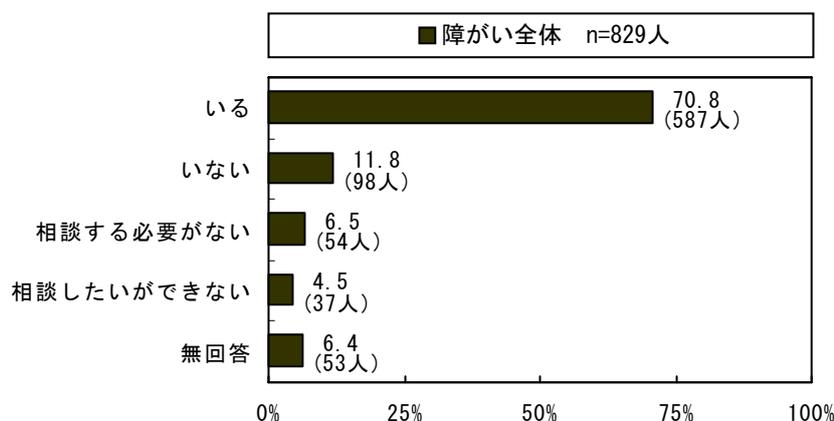
問 14-3 〈問 14 で④～⑦と回答した方におたずねします。〉施設への入所や病院への入院を希望する理由は何ですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 82 施設への入所や病院への入院を希望する理由



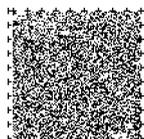
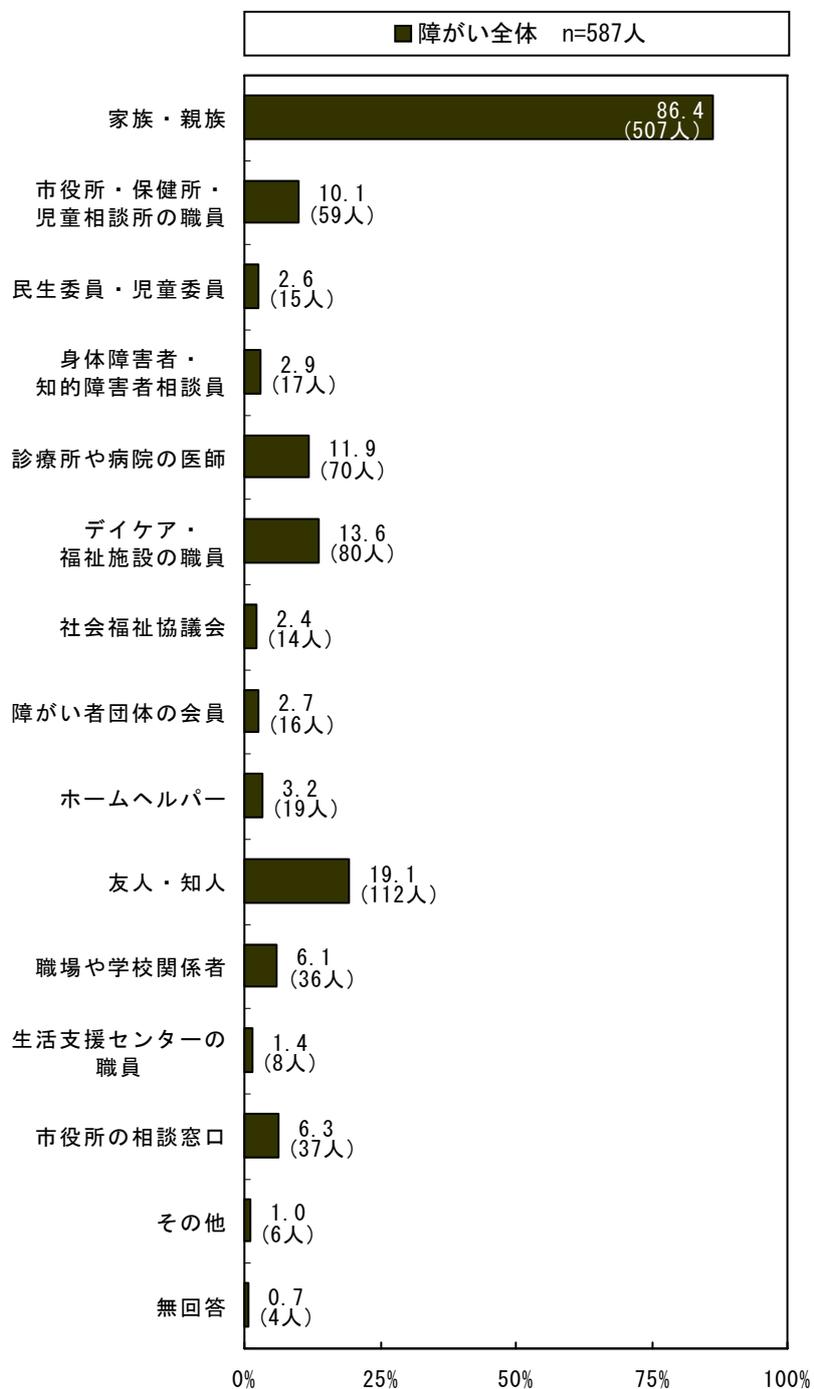
問 15 〈すべての方におたずねします。〉日常生活や職場で困ったことなどを相談する相手がいいますか。(1つに○をつけてください)

図表 83 困ったことなどを相談する相手の有無



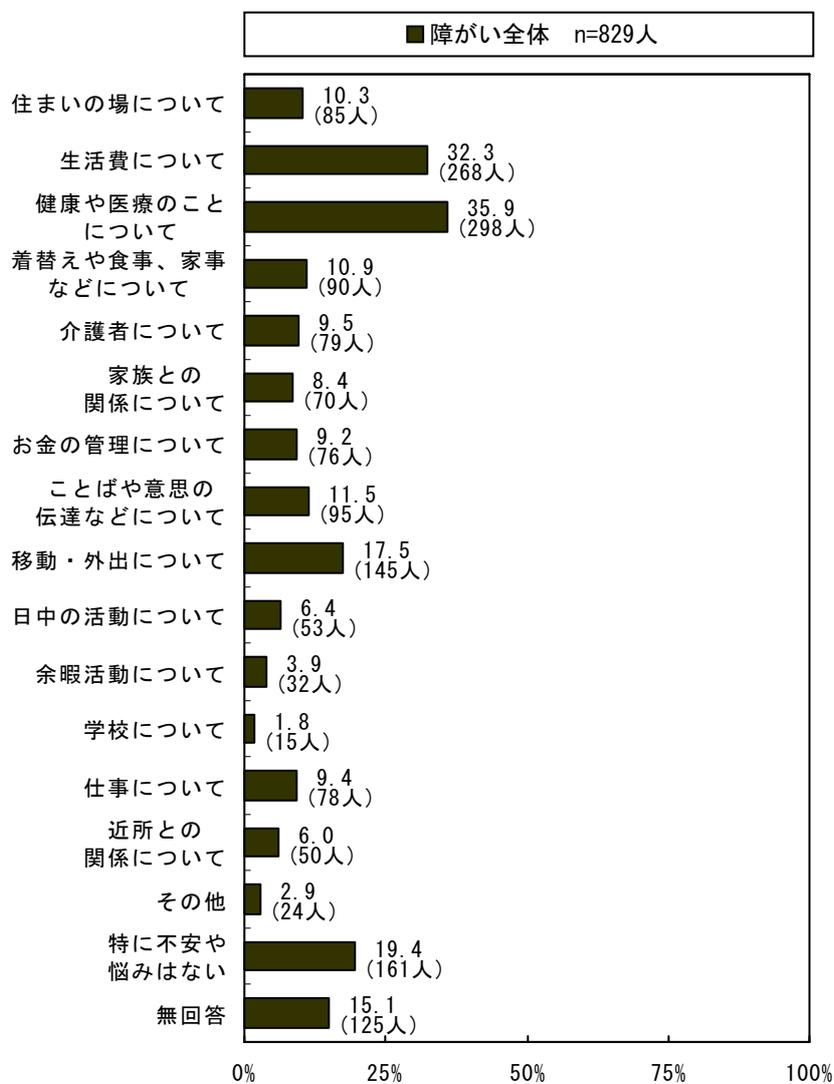
問 15-2 〈問 15 で「1 いる」と回答した方におたずねします。〉
 相談する相手はだれですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 84 相談する相手



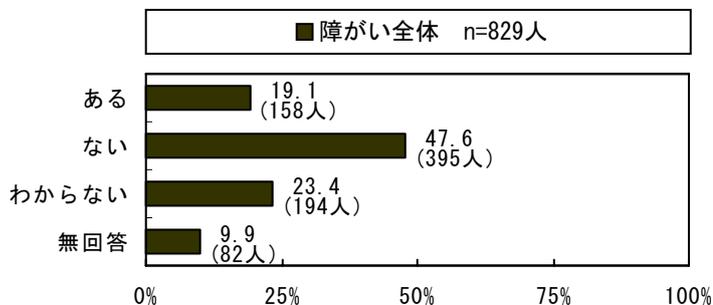
問 16 あなたは、今の生活について不安や悩みはありますか。
 (あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 85 今の生活についての不安や悩み



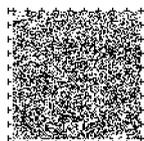
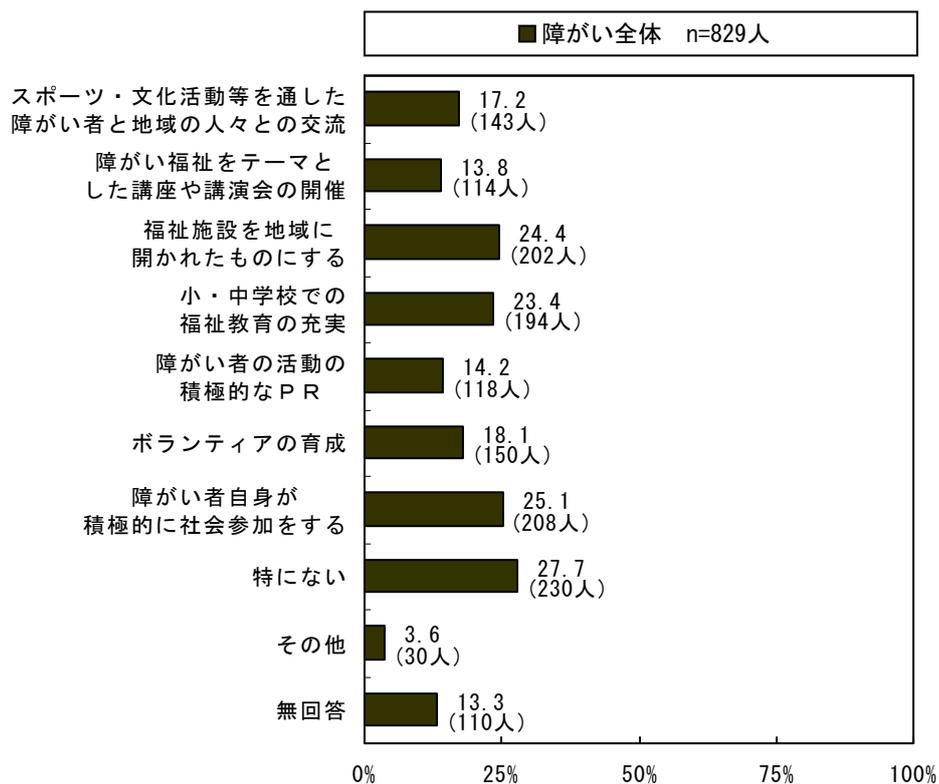
問 17 くすべての方におたずねします。日常生活や学校、職場などで障がい者への差別や疎外感などを感じたことがありますか。(1つに○をつけてください)

図表 86 障がい者への差別や疎外感を感じたこと



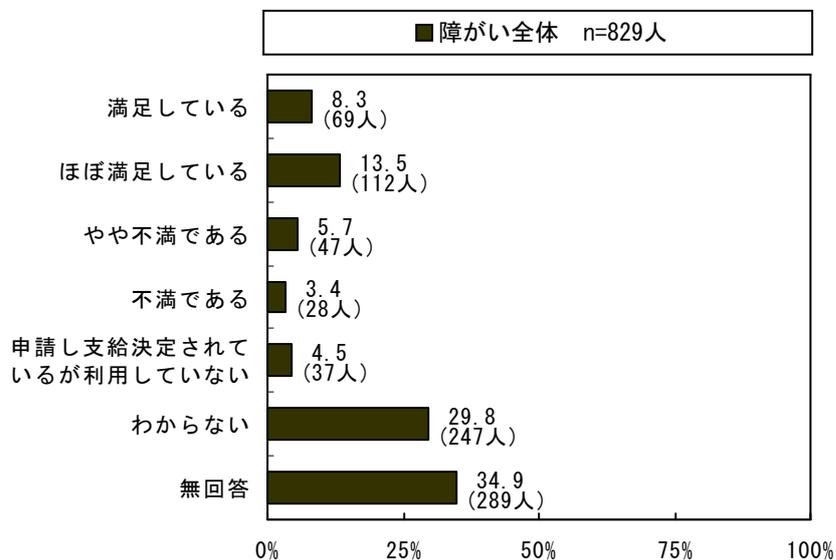
問 18 くすべての方におたずねします。障がい者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思いませんか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 87 障がい者への理解を深めるために力を入れるべきこと



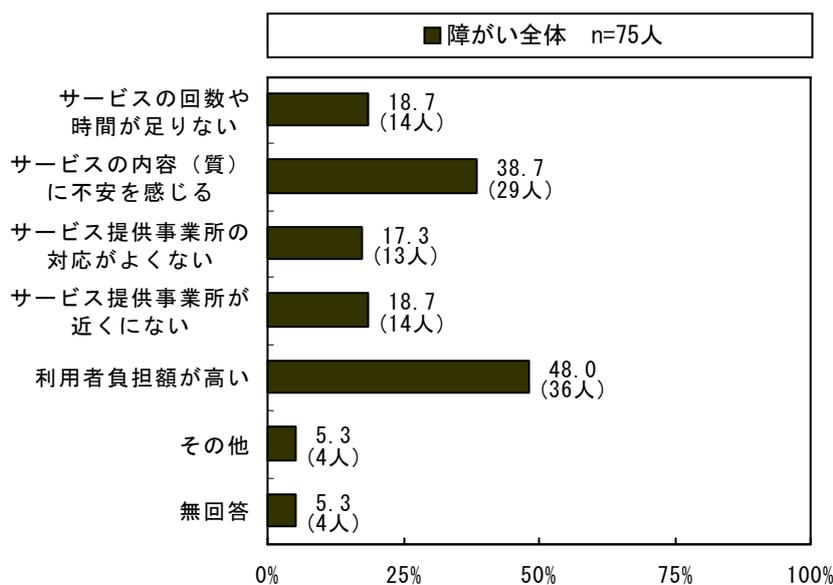
問 19 現在受けている障がい福祉サービス（ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所、生活介護など）に満足していますか。（1つに○をつけてください）

図表 88 障がい福祉サービスの満足度



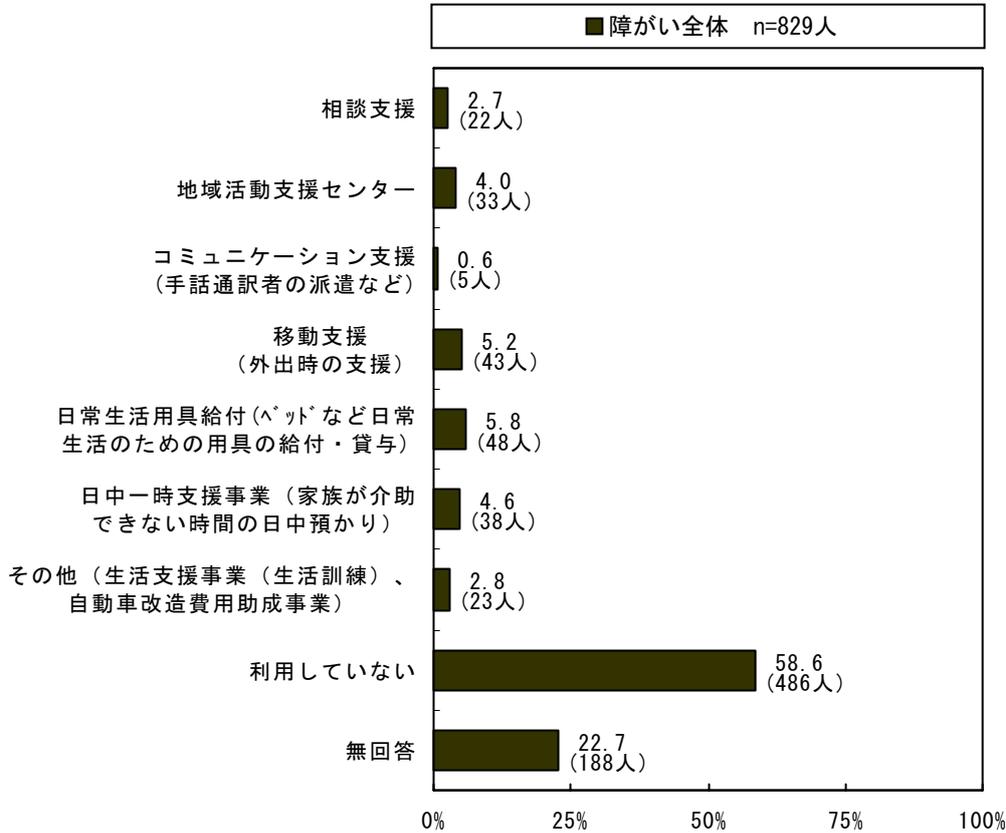
問 19-2 〈問 19 で「3 やや不満」あるいは「4 不満」と回答した方におたずねします。その理由を次の中から選んでください。（あてはまるもの全部に○をつけてください）

図表 89 不満と答えた理由



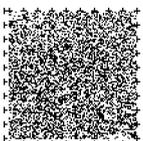
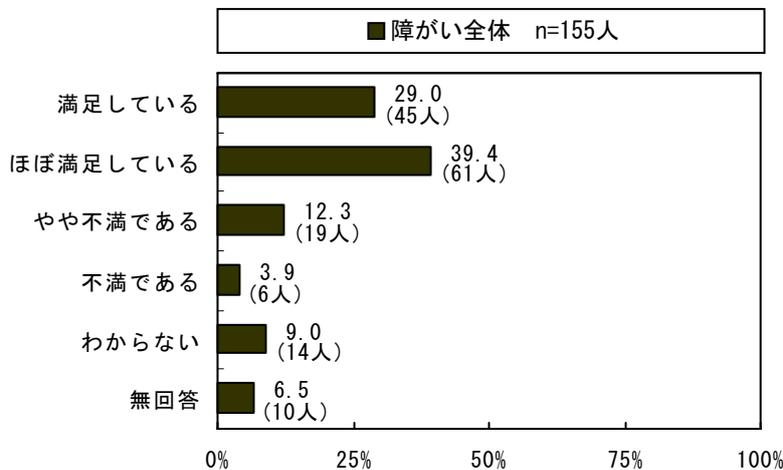
問 20 現在、地域生活支援事業のサービスで利用しているのは何ですか。
 (あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 90 利用している地域生活支援サービス



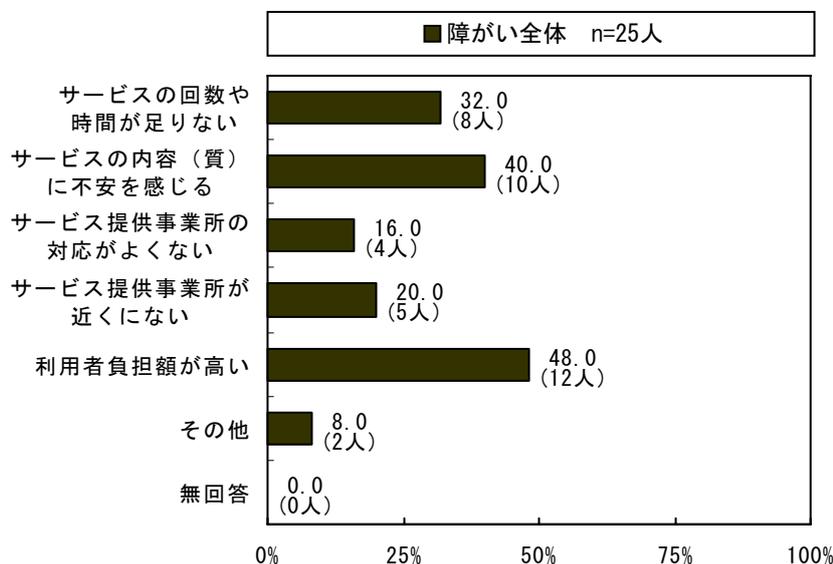
問 21 <地域生活支援事業(問 20 の 1~7) のいずれかのサービスを利用している方におたずねします。> 現在受けているサービスに満足していますか。(1 つに○をつけてください)

図表 91 現在受けているサービスの満足度



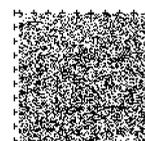
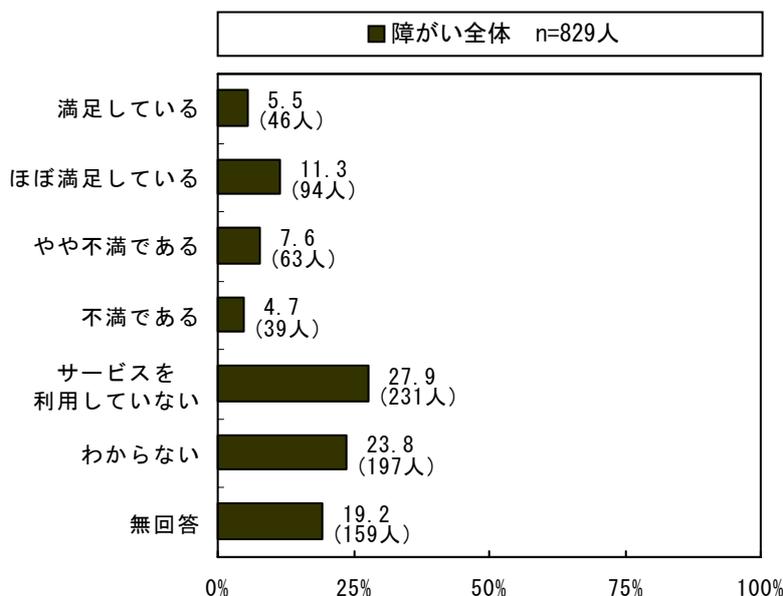
問 21-2 〈問 21 で「3 やや不満」あるいは「4 不満」と回答した方におたずねします。〉
その理由は何ですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 92 不満と答えた理由



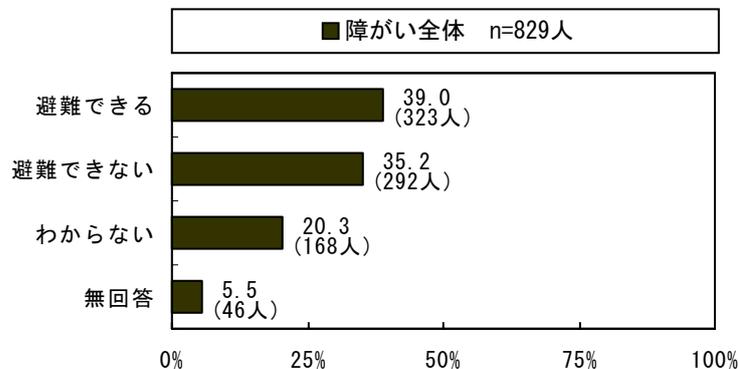
問 22 〈すべての方におたずねします。〉自立支援事業及び地域生活支援事業に係るサービス利用の自己負担額について満足していますか。(1つに○をつけてください)

図表 93 サービス利用の自己負担額についての満足度



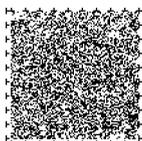
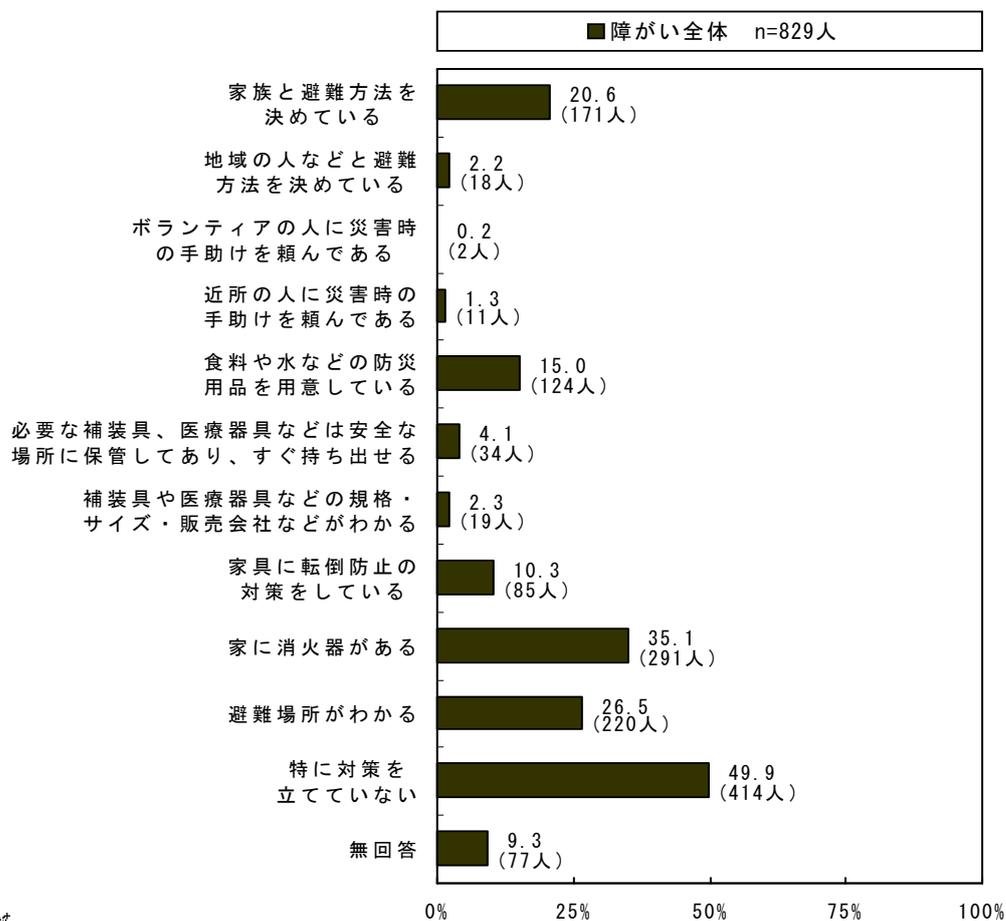
問 23 <すべての方におたずねします。> あなたは、災害時にひとりで避難できますか。
(1つに○をつけてください)

図表 94 災害時のひとりで避難



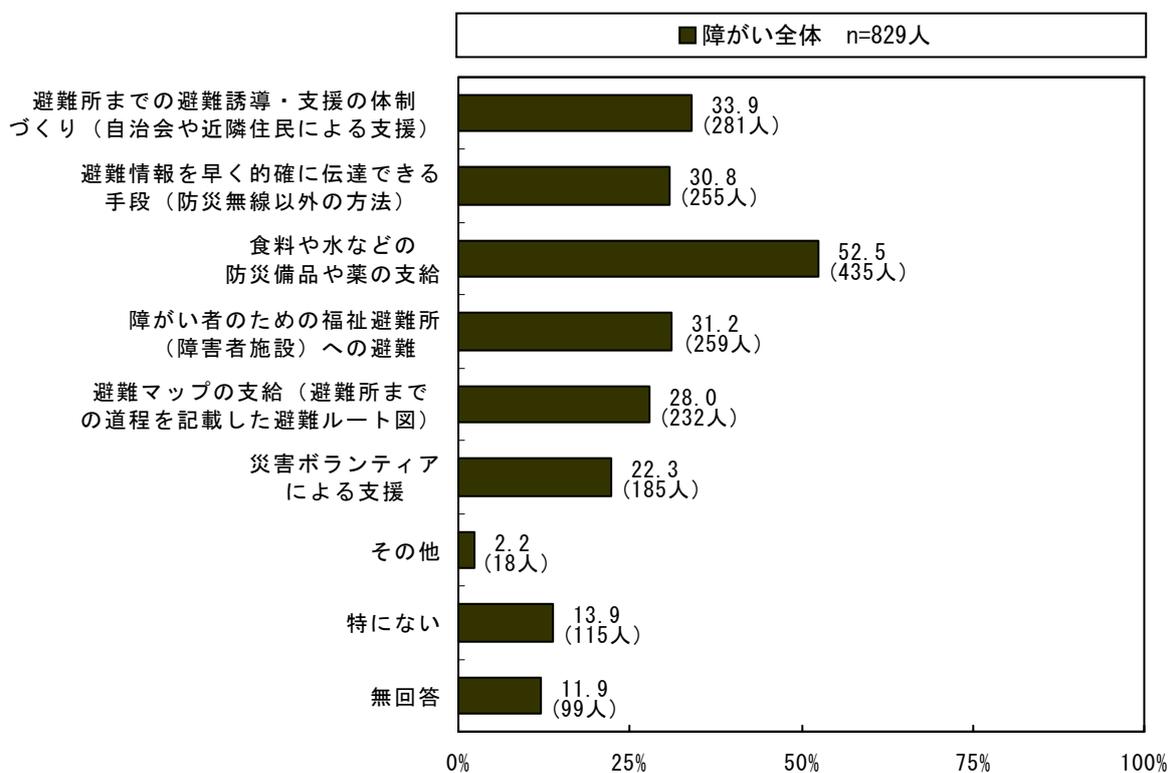
問 24 <すべての方におたずねします。> あなたは、災害時の対策を立てていますか。
(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 95 災害時の対策



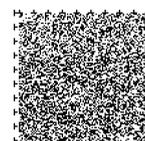
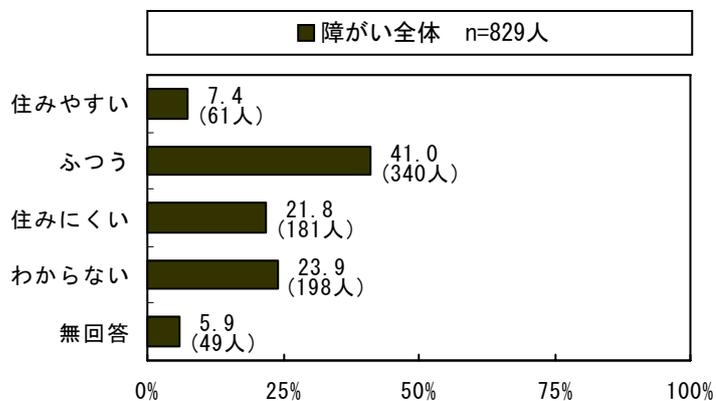
問 25 くすべての方におたずねします。市では「要援護者安心ネットワーク支援計画」を策定し、災害時での避難支援を実施する予定としています。あなたは、災害時にどのような支援を必要としますか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 96 災害時に必要とする支援



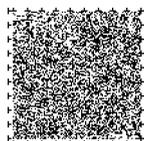
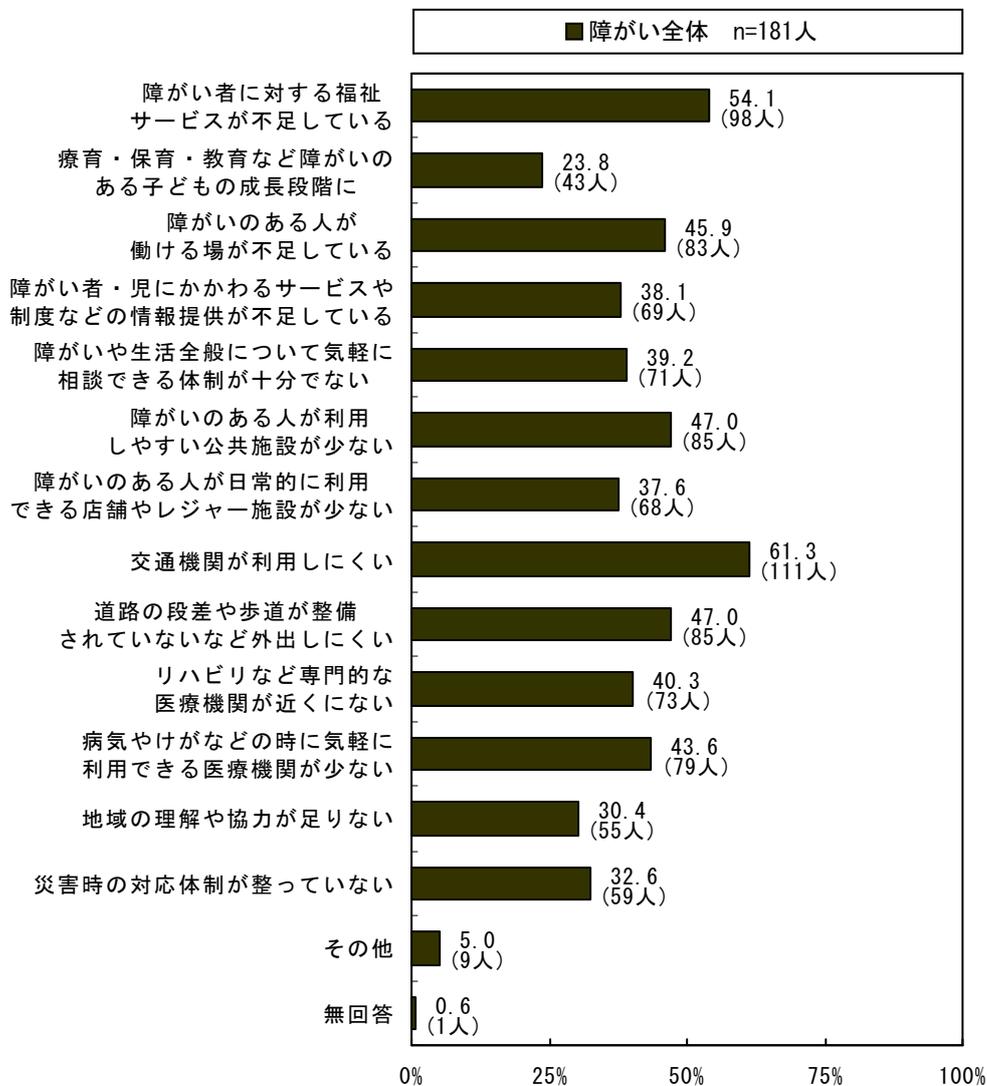
問 26 くすべての方におたずねします。富津市は、障がい者・児にとって住みやすいまちだと思いますか。(1つに○をつけてください)

図表 97 富津市の住みやすさ



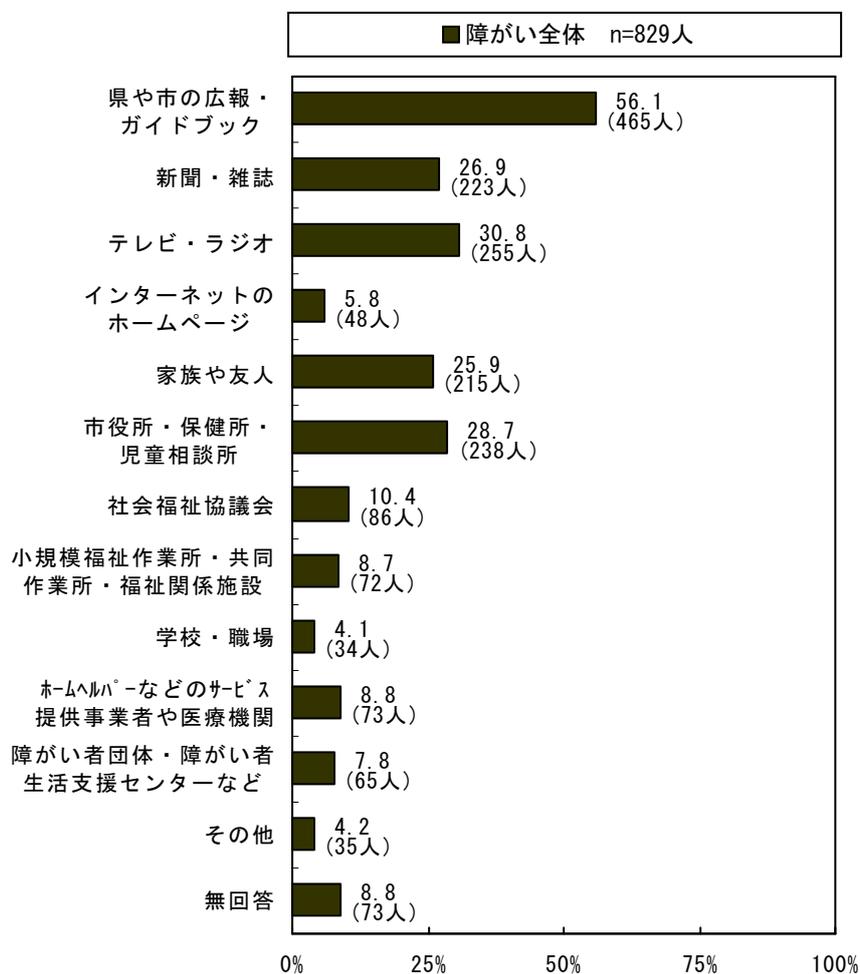
問 26-2 〈問 26 で「3」と回答した方におたずねします。〉 住みにくいと思う理由は何だとお考えですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 98 住みにくいと思う理由



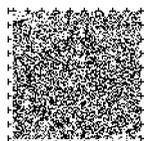
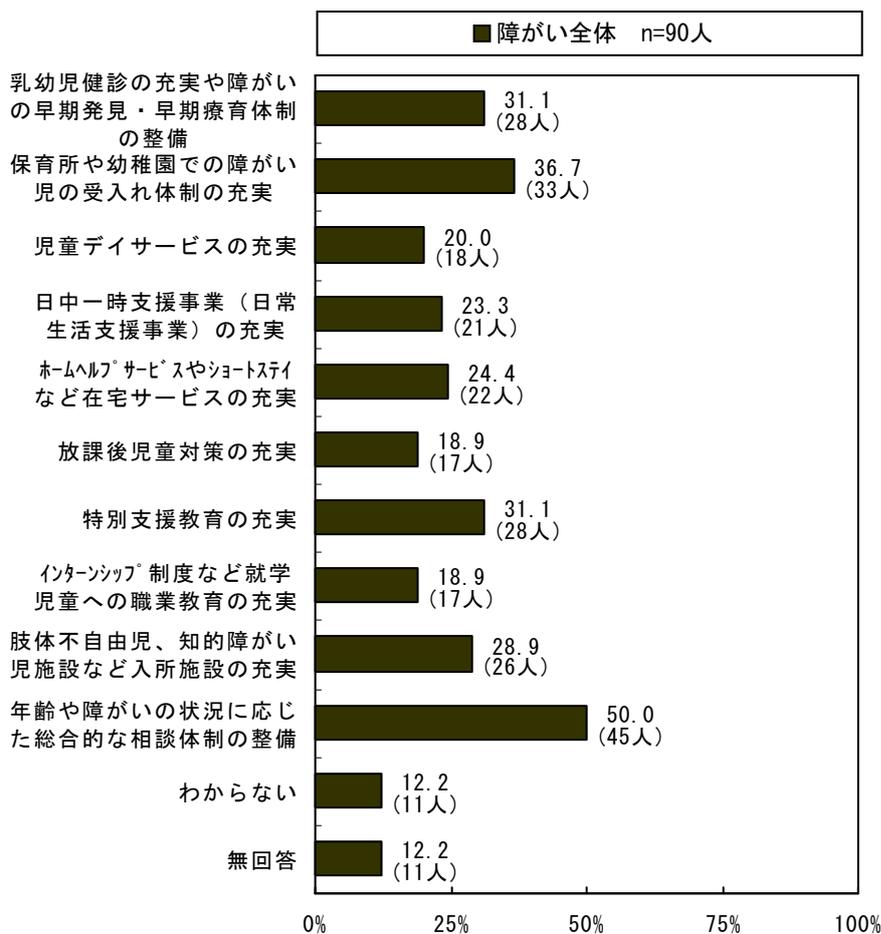
問 27 <すべての方におたずねします。> 福祉に関する情報は、どこから得ますか。
(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 99 福祉に関する情報を得るところ



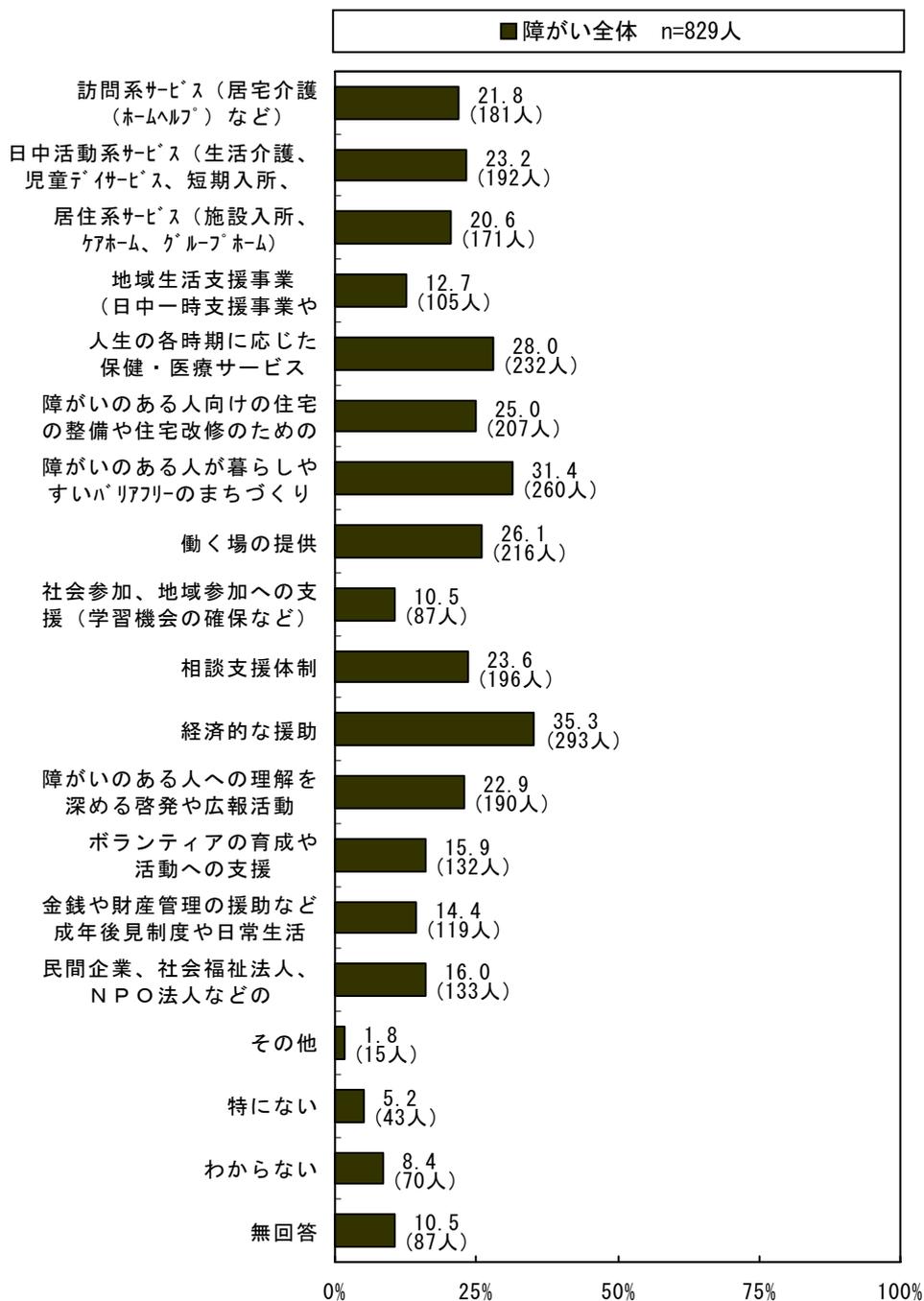
問 28 <29 歳以下の調査対象の方におたずねします。> 障がいのある子どもに対する支援サービスについて今後特に充実していくべきだと思われるのは次のどれですか。
(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 100 今後特に充実していくべきだと思われる障害のある子どもに対する支援サービス



問 29 <すべての方におたずねします。> 今後、市が障がい福祉の施策として、特に力を入れていくべきことは何だとお考えですか。(あてはまるもの全部に○をつけてください)

図表 101 市が特に力を入れていくべき障がい福祉の施策

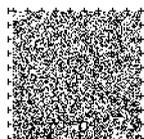


3 自由意見の要約（市への意見・要望）

意見 1 件の場合は件数を表記していません。

<身体障害>

意見・要望の内容	類似件数
相談体制の充実（市窓口での対応の改善と身近な出張所の窓口機能の整備、相談窓口の明確化、総合的な相談窓口の設置、対応の迅速化、社会福祉課への専門職員の固定配置等）	16 件
障がい者手当の充実、経済的支援の充実（支援金や助成金など）	13 件
障がい者などが安心して利用できるよう歩道の整備や管理の徹底 公共施設のバリアフリー化	7 件
市役所等へのアクセス（足の便）が悪い 市内バス路線の改善等公共交通機関の充実	6 件
障がい者施策や障害福祉サービス等に関する市からの積極的な情報提供（障害程度に応じて利用できるサービス等、わかりやすい内容等）	6 件
エレベーター設置等利用しやすい駅舎への改善	4 件
市内でのリハビリ機関の設置、医療機関の増設	4 件
手続きの簡素化、障がい者や高齢者にも書きやすい申請書類の作成	3 件
障がい者への理解を求めるための啓発広報活動や小中学生等への福祉教育の充実	3 件
障がい者施策の充実（十分な予算措置）	2 件
急激な体格の変動等による補装具等の新規作成時の迅速な対応や補装具対象品目の拡大	2 件
公民館等への障がい者トイレの設置	2 件
障がい程度認定の公平化 移動支援サービスの充実 グループホーム入所者への軽労働の機会の提供	2 件
防災対策の充実（山間地域の住民の不安解消のための防災対策）	2 件
スポーツ施設の整備	2 件
公立保育園、保育所の維持	
精神障がいに関する相談窓口の整備	
交通機関利用の無料化や定期券の発行	
保健センターや図書館など利用しやすい場所での設置	
スーパー等の公共的な施設での障がい者用駐車場の増設	
介護保険制度と自立支援給付との制度統一	
市町村事業の積極的推進と柔軟な制度運営	
市役所前の広場の民間（特にお年寄の方）への利用開放	
社会福祉課への専門職員の固定配置（異動が多すぎる）	
誰でも利用できる図書館の整備	
障がいの程度に応じたスポーツ大会等の開催	
地域生活支援センターの活動の充実	
障がい者雇用の拡充	



公安委員会等が行っている「駐車禁止除外」等の一律適用の改善	
ボランティアの育成や活動の支援	
移動支援サービスの充実、グループホーム入所者への軽労働の機会の提供	
障がい者が運転する車への標識の貼付（市にて出してもらいたい）	
市営住宅のトイレの水洗化	
道路拡幅（緊急車両進入可能な）	
公共施設や医療機関等での全面禁煙化	
防災放送の充実（放送が聞き取りづらい）	
重度心身障がい者医療費支給の増額	
障がい者向け老人ホームの整備	
要援護者安心ネットワーク支援制度の実施	
原動機付自転車の高齢者講習会の受講料の低減	
中央公民館など身近な場での健診（検診）の実施	
選挙投票所へのスロープ新設等障がい者への配慮	
行政と市民の意見交換をする場の設置	

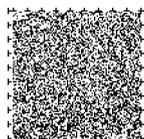
<知的障がい>

意見・要望の内容	類似件数
窓口対応の改善や相談体制の充実（専門的な対応が必要、職員の固定化）	5件
親の高齢化、親亡き後の問題への対応（身近な場でのグループホーム等の施設整備）	4件
情報提供の充実や市からの積極的な情報発信（各種サービス内容が一目でわかる資料づくり、メール等新たな情報発信媒体の活用等）	4件
手続きの簡素化・迅速化（障がい者にもわかりやすいよう申請書類の簡便化）	3件
経済的支援の充実（各種手当の充実、税金・保険料の減免）	2件
防災無線の充実（内容が聞き取れない、緊急避難時に不安、放送時間帯への十分な配慮）	2件
児童デイサービス実施事業所の増設	
災害時に障がい者・児が避難できる施設の確保と周知	
障がい児の学校受入れの推進	
福祉関係の書類や手続き等、遠方の人への配慮	
発達障がい児・者支援策の推進	
「ジョブコーチ」による就労支援の充実	
市内バス路線の見直し・改善	
障がい者が安心して利用できる歩道の確保	
NPO法人の活動に関する情報提供	
障がい者に関わる関係機関の充実	
障がい者、児をこころよく受入れてくれる病院、医療機関の表示	



<精神障がい>

意見・要望の内容	類似 件数
経済的支援の充実（無年金者の将来への不安）	7件
精神障がい者の働く場の確保（障がいの状況に応じた柔軟な勤務体制）	4件
自立支援法の自己負担額の見直し	2件
医療費助成	2件
障がい者に係る各種サービスに関する積極的な情報提供・発信	2件
健常者と障がい者の交流の場（カフェ等）の設置	
医療水準の高い大病院の設置	
タクシー券の配給	
精神障がい者のプライバシーへの十分な配慮	
手続きの簡素化・迅速化 （申請後の時間がかかりすぎる、身近な場所で手続きができるよう）	
自立支援医療費支給認定受給者証の更新手続きの時の必要書類等の周知	
公共交通機関の充実（電車の本数が少ない）	
生涯学習センターの設置	
相談体制の充実（総合的な相談窓口の設置）	
障がい者に係る各種サービスに関する積極的な情報提供・発信	



資料5 関係施設・事業所及び団体アンケート結果の概要

1 関係施設・事業所アンケート結果

※以下の結果は、施設・事業所を対象として実施したアンケート調査に対する回答結果をもとに整理しています。ただし、内容が類似したものについては、包括的な表現の中に包含しています。

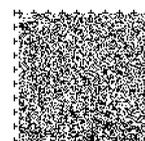
問1 貴施設・事業所の事業概要と運営状況について

(1) 回答施設・事業所のサービス区分

知的障がい者入所更生施設、知的障がい者更生施設、身体障がい者療護施設、授産施設、ショートステイ、生活訓練、グループホーム、ケアホーム、就労継続支援、地域活動支援センター事業、相談支援事業、日中一時支援事業、児童デイサービス

(2) 事業運営上の現状・課題

- ①人件費高騰や人材不足の深刻化
(障害者自立支援法の施行に伴う新体系サービスへの移行によって、配置基準から従前の倍の職員配置が必要。宿直・夜勤等の複雑な勤務へのパート職員の確保難。人材不足の中での重度障がい者の利用増によるショートステイ等の対応の困難さ、利用者の高齢化、病弱化への対応の遅れの発生など)
- ②障害者自立支援法施行に伴う自己負担の発生や日払い制への移行等を背景に、入所希望者の減少や利用者の欠員の慢性化
- ③入所者が地域移行を希望しても家族や保護者が受容しないケースが多く、施設からの地域移行が進展しない
- ④医療的ケアを要する人の受入れや就労の場の不足、住まいの場の不足など、地域移行を進めるための受入れ体制の不備
- ⑤個々の事業所では対応困難な事例に対する地域包括的な対処方法の確立が必要
- ⑥市内での日中活動の場の不足と就労へつなげていく上での受入れ先の不足(ケアホーム等の施設内で日中を過ごさざるを得ず、世話人の増員が必要となっている)
- ⑦受入れ先がないための長期のショートステイ利用者(施設入所待機状態での利用)の増加とこれに伴う一時的な利用者への対応の困難さ
- ⑧就労支援を進める上での就労先の不足問題
- ⑨障がい者と地域との交流機会の不足
- ⑩3障がい一元化の理念の一方で、精神障がい者への対応の不備であるのが現状
- ⑪人件費等をはじめ上記のような実情から厳しい経営状態が常態化。



問2 障害者自立支援法等による事業運営への影響と今後の事業方針

(人材確保・職員定数)

- ①報酬単価が下がり、必要な職員配置や人材確保が困難
- ②精神障がい者や医療的ケアを要する障がい者の地域生活を支援するための職員の新たな確保やスキルアップ
- ③利用者の加齢やA D L低下により個々の介助度が進んでいる状況下で、これに対応する職員配置が困難
- ④就労移行支援や自立訓練等での職員定数が作業指導の現場感覚と乖離

(報酬単価・経営基盤)

- ①日払い制度となり、毎月の収入が不安定
- ②グループホーム、ケアホームの報酬単価が低く、経営基盤が脆弱
- ③自己負担の発生により、サービスを手控える傾向が進んでいる。
- ④今後の新体系への移行を考えると、事業運営が困難

(事務手続き等)

- ①障害者自立支援法の施行以来、業務量が増大しその処理が煩雑化、本来業務にも支障。

(社会資源・地域の受入れ体制)

- ①障がい者の就労先の不足、特に精神障がい者をめぐる就労環境は厳しく、障がい者雇用に対する行政の強力な支援が不可欠
- ②市町村財政力により実施事業や支給量が異なってくるなど、地域格差を生み出す。
- ③サービスを利用しやすくする上での交通手段の確保も併せて検討すべき課題

(判定基準・サービス提供のあり方)

- ①判定基準に十分な客観性が確保されているとは言えない状況がある。
- ②判定基準が曖昧で、ある種、強引に区分にあてはめているのではと思われるような状況も見受けられる。障がい者・障がいの特性を無視した
- ③障がい者個々のライフスタイルを加味し、サービスをコーディネートする役割が必要。
- ④法のもとに一律に脱施設化を進めることが利用者ニーズに合致しているのか疑問
- ⑤就労継続支援B型を「働く場」と位置づけるための法の見直しが必要
- ⑥軽度の障がい者の将来をどのように保障するか新サービス体系によるビジョンが不明瞭
- ⑦3障がい一元化の理念は理解できるが、個々の事業所の専門性がなくなってくる。



問3 今後の事業運営において行政や地域に期待すること

- ▼
- | |
|--|
| ①前例や制度の枠に囚われない、個別ケースに即した柔軟な行政の判断とタイムリーな施策実施 |
| ②行政と施設・事業所との交流(意見交換)機会の拡大(支援費制度時に比べ格段に交流がない) |
| ③障がい者施策のみならず、高齢者施策・介護保険制度や教育、住宅等の関係施策との相互調整や施設・事業所がかかえる課題への相談機能の充実 |
| ④障がい者の地域生活を支援するための地域一体となった総合的なシステムの整備と生活環境の一体的な整備 |
| ⑤障がい者個々の状況に応じた適切なマネジメントに関する行政での実施体制の整備 |
| ⑥障がい者・児をもつ家庭への地域一体となったバックアップ体制の整備 |
| ⑦ボランティアの育成と障がい者・障がいへの理解の深化 |
| ⑧新体系サービスの実態に即した見直し等、障害者自立支援法の見直しに関する国への提言 |
| ⑨利用者負担軽減措置の実施 |
| ⑩障がい程度区分だけの判断でなく、障がい者の置かれた状況を総合的に勘案した真に施設入所が必要な人へのサービスの適切な判断 |
| ⑪障がい者の就労機会拡大のための行政の支援 |
| ⑫災害時の障がい者の受入れ体制の整備や避難所・備蓄品に関するマップ作りによる周知徹底 |
| ⑬グループホーム等入居時の家賃補助 |
| ⑭施設・事業所における健全な事業運営のための助成 |
| ⑮制度化されていない身体障がい者ケアホーム、グループホーム等、生活の場の確保 |
| ⑯行政からの役務の提供と授産製品の販売支援 |

問4 これからの障がい者支援のあり方

▼

(行政の総合調整機能の確立、地域自立支援協議会の早期設置と実効性ある運営)

- | |
|---|
| ①一施設・事業所では対応困難な諸問題への解決のための地域システムとしての「地域自立支援協議会」の実効性ある組織化、早期設置 |
| ②市内の障がい者にとって行政は身近な機関であり、相談窓口としての役割は大きいことからその拡充が必要。 |

(障がい者にわかりやすい情報提供)

- | |
|--|
| ・障害者自立支援法に基づくサービス利用にあたって制度の内容が十分に周知されていない状況があり、一層の情報提供や周知活動が必要 |
|--|

(地域としての取組み、その他)

- | |
|--|
| ①行政、施設・事業所、地域住民が障がい者やその家族の支援について定期的に議論する機会づくりが必要 |
| ②地域生活支援事業の充実等サービス利用に関する地域間格差の解消 |
| ③福祉現場で働く人材が希望をもてる制度改革 |
| ④公的な支援には馴染まない領域での地域ぐるみの支援体制、インフォーマルサービスの充実 |
| ⑥地域住民と障がい者のふれあいの場の拡充 |
| ⑦24時間体制で支援する入所型の地域中核型の支援施設の設置 |
| ⑧障がい者の生活基盤としてのグループホーム・ケアホームの増設 |
| ⑨地域生活者の経済面の支援の充実 |
| ⑩地域の理解を深めることによる障がい者の就労機会の確保 |



2 障がい者関係団体アンケート結果

※以下は、計画策定にあたり、市内の障がい者関係団体を対象に実施したアンケート調査の回答結果を要約してとりまとめたものです。

問1 団体活動の内容や活動上の課題、今後の方針について

(1) 団体の主な活動内容

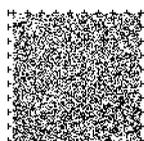
- ①富津市身体障害者福祉会
 - ・スポーツ大会、オリエンテーリング大会、ボーリング大会等のスポーツ・レクリエーション事業及び各種研修会の開催、福祉バザーへの参加 等
- ②富津市ろうあ協会
 - ・市手話講習会（24回実施）、市手話通訳者・要約筆記者派遣、実習者養成及び聴覚障がい者生活支援相談事業、ろうあ者生活教室の開催 等
- ③「あゆみの会」
 - ・広報誌「あゆみ」の発行（年3回）のほか、職業体験フェア、特別支援教育推進大会、富津市福祉バザー等への参加 等

(2) 活動上の課題、今後の方針

- ①身体障害者福祉会では、会員の減少と会員の高齢化（高齢化にともなって会員減少が加速）、新規会員の確保難
- ②ろうあ協会の今後の事業方針として、手話通訳者の市職員としての採用（複数配置）や聴覚障がい者向けの情報提供としてのテレビBBへの手話挿入や字幕スーパー挿入等を検討
- ③正会員の中での会合等への欠席者の増加（子どもの障がいを未だに受容できない状態にいる保護者の存在）が見られる現状をふまえ、賛助会員も含め本会活動の趣旨への理解を得ていくとともに、発達障がいに対する周囲の理解深化を図ることが必要

問2 団体活動推進上で地域や行政に期待すること

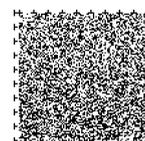
- ①身体障害者福祉会事務局の行政内部での開設
- ②地震等災害時の迅速な情報提供と支援体制の確立
- ③ボランティア研修会等での発表機会や広報ふつつを通じた発達障がいに関する市民への周知・啓発活動の充実
- ④発達障がいに関する行政職員・教職員の知識や専門性の向上



問3 これからの障がい者（児）支援のあり方について



- ①障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の理解を深める上でも、障がい者と健常者との定期的な交流の場を設定してほしい
- ②障がいという“ラベリング”ではなく、すべての子どもを対象とした「健やかな子育て」という観点に立った関連部署、関連施策の相互連携（縦割りの関係からの転換）
- ③障がいに関するわかりやすい資料づくりと世帯配布による市民の理解深化
- ④障がい種別に支援事業や支援機関・事業所・団体等がわかる資料づくりとだれもが相談できる体制づくり
- ⑤障がい者の社会参加に向けた支援策の充実
 - ・行政におけるボランティア活動や地域貢献活動等への障がい者の参加支援
 - ・民間企業等への助成による障がい者の雇用促進策の推進
 - ・介護分野や農業分野等、今後の少子高齢化によって労働人口の確保が必要となる産業分野での障がい者雇用の推進とそのための職業訓練の実施



資料6 用語解説

ア行

○アスペルガー症候群

広汎性発達障がいの一つで、知的障がいはないが、対人関係を築くことやコミュニケーションをすること、想像力や創造性に困難が生じるなどの症状のある障がい。

○移動支援事業

地域生活支援事業の1つで、支援費制度では居宅介護(ホームヘルプ)の移動介護に位置づけられていたもの。外出や余暇活動などの社会参加のための移動支援を行う。

カ行

○ガイドヘルプサービス・ガイドヘルパー

視覚障がい者・全身性障がい者などの外出時における移動の介護を専門的に行う介護員。

○学習障がい(LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用が困難な状態をいう。

○共同作業所

障がい者やその親などの関係者によって運営される、障がい者が働く場をいいます。法定外の施設であり、社会福祉関連の法律や障がい関連の法律に定められていない任意の社会福祉施設。

○グループホーム

障がい者が、施設生活から地域生活への移行や自立を促進する目的で設置される、少人数で生活する住居。専任の世話人が配置され、食事の提供、金銭出納、健康管理、その他日常生活の助言や援助を行う。

○ケアホーム

グループホームの対象者よりも介助を必要とする人を対象とした、障がい者の自立と地域生活を支援する生活の場所をいう。

○ケアマネジメント

利用者それぞれのニーズにあわせ、適切かつ効果的なサービスを提供するために各種サービスを調整することをいいます。

○高機能自閉症

知的障がいを伴わない(一般的にIQ70以上)自閉症のこと。



○更生施設

障がいのために養護・補導を必要とする要保護者のための施設のことで、個別や集団で日常生活での必要な訓練や作業を行い、障がい者が自立して生活できるように支援します。

○行動援護

自立支援給付の中の居宅サービスの1つで、重度の知的または精神障がいのために自己判断能力が制限されている者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

○広汎性発達障害

人とのコミュニケーションや人間関係をつくることに障がいがあるといった特徴がある発達障がいのことで、自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がいの総称。

○国際障害者年

昭和56年(1981年)に展開された国際年。国連が昭和51年(1976年)の総会において、昭和56年(1981年)を「国際障害者年」とすることを決議したことを受け、障がい者の援助や就労機会の保障、社会参加に関する世界規模での啓発活動が行われた。

○国連・障害者の十年

国際障害者年以降の昭和58年(1983年)から平成4年(1992年)までの10年間に取組みられた、障がい者の社会的統合を目指した国際的活動。

サ行

○自閉症

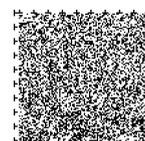
中枢神経系の機能異常による発達障がいの一で、他人との関わりや、コミュニケーションの障がい、特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。

○授産施設

就業したくてもできない障がい者等を入所または通所により受入れ、自活等に必要な訓練や職業の提供を行うことを目的とする施設。

○障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略

「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画をいいます。数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記した平成8～14年度の7か年計画で、障がい者対策推進本部で策定、関係省庁の施策を横断的に盛り込んでいた。



○障がい者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障がい者の雇用割合をいいます。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的障がい者を雇用する義務を負います（一般企業 1.8%、地方公共団体 2.1%）。

○小規模作業所

障がい者やその親などの関係者によって運営される、障がい者が働く小規模の場をいいます。法定外の施設であり、社会福祉関連の法律や障がい関連の法律に定められていない任意の社会福祉施設。

○ジョブコーチ

職場適応のために支援を要する障がい者が働く職場に出向き、障がいの特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

○精神障がい者社会適応訓練

協力事業所（職親）において、作業を通して訓練することにより、精神障がい者の社会復帰及び社会経済活動への参加の促進を図る事業。

○社会福祉法

社会福祉にかかわる事業・サービスの基本的共通項目を定めた、社会福祉サービスの基礎となる法律。平成12年(2000年)6月に社会福祉事業法から名称変更された。

○重症心身障害

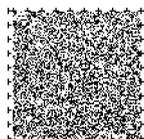
重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がい。

○障害者基本法

障がい者の自立と社会、経済、文化などあらゆる活動への参加の促進を目的として、日本の社会福祉における障がい者の定義や、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための事業・サービスの基礎的共通項目を定めた法律。この法律で精神障がい者が障がい者に位置付けられた。

○障害者の権利に関する条約

平成18年(2006年)12月に国連総会にて採択された障がい者の権利を保障する条約で、障がい者に対する差別を撤廃し、社会参加の促進を目的としている。20ヶ国が批准した段階で発効されるが、批准国は障がい者の権利を改善する法律を制定したり、あらゆる障がい者差別を禁止して、平等確保するための措置を取ることなどが義務づけられる。



○障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用が安定することを目的として、事業者の障がい者雇用の責務や職業リハビリテーションに関する事項を定めた法律。

○職親制度

就職することが困難な知的障がい者に対して、一定期間事業主(職親)のもとで、社会参加に必要な生活指導や就職に必要な技能習得訓練などを行う制度。

○成年後見制度

民法に規定されている制度で、自己決定を行うのに一定の支援を必要とする人(すなわち判断能力の不十分な人)がその人らしく暮らしていくために利用する制度のことを言います。後見人はその職務を行うにあたって、被後見人の生活に配慮することが求められている。

○生活習慣病

糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど、病気が発症するまでに食生活や飲酒、喫煙など、個人の生活習慣の因子が深く関係している病気の総称。

夕行

○短期入所(ショートステイ)

介護者の事情等により、在宅での介護が一時的に困難になった場合に、障がい者を短期間施設で預かり、必要なサービスを提供するもの。

○地域自立支援協議会

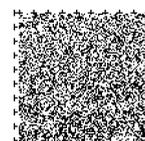
市町村が設置する協議会で、障がい者の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システム・ネットワークづくりにおける中核的な役割を担う機関です。

○地域生活支援事業

市町村が地域の実情に応じて、障がい者の地域における生活を支えるさまざまなサービスを実施する事業で、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業がある。

○注意欠陥多動性障がい(AD/HD)

多動で落ち着きがない、物事に集中できず気が散りやすい、衝動的で情緒的にも不安定などの症状が著しく、学校などの社会生活に適応できない障がい。



○特別支援教育・特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけではなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。従来の養護学校・盲学校・聾学校は特別支援学校に名称変更。

ナ行

○内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸などの機能障がいや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより、日常生活が著しく制限を受けるもの。

○日常生活用具

地域生活支援事業の1つで、在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活の利便を図るために給付または貸与される生活用具。

○日常生活自立支援事業（旧、地域福祉権利擁護事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者を対象に、都道府県社会福祉協議会が本人又は代理人と契約を締結した上で、福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理などを行う。

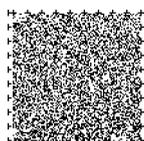
○ノーマライゼーション

障がい者を特別視せず、普通の人と同じように受入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいこうという考え方。

ハ行

○発達障がい

乳幼児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難などが生じる心身の障がい。代表的なものとしては広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群など）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などがある。



○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいいます。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。

○ピアカウンセリング

障がい者が自己決定、自己選択能力を培っていくことを目的として、同等な立場の障がい者同士が行うカウンセリングのこと。

○福祉ホーム

家庭環境や住宅事情のために家族との同居や住居の確保が難しい、ある程度の自活能力をもった障がい者を対象に、低料金で居室や設備を提供する施設。

○ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが障がい児(者)の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行う身体介護や、掃除、買物等の家事援助を提供するサービス。

○訪問入浴サービス事業

入浴に全面介助を必要とする重度の身体障がい者の人に、訪問入浴車を派遣し、入浴の介助を行うサービス。

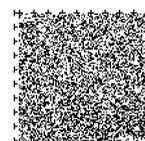
○ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性などを原則としている。

マ行

○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関をいいます。報酬を目的としない名誉職で、市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが、都道府県知事の推薦により厚生大臣から委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねている。



ヤ行

○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

○要約筆記

聴覚障がい者に対して、人が話している内容をその場で要約して、ノート、スクリーン、パソコン等で情報を伝える方法。

ラ行

○リハビリテーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方や、それに基づく社会福祉政策。

○療育

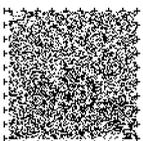
障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組み。

○療育手帳

知的障がい者（児）に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種支援を受けやすくするために、こども家庭相談センターまたは知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付される手帳をいう。

○療護施設

常時介護の必要な障がい者が入所し、治療や養護（介護）を受ける施設。



いきいきふっつ障害者プラン

発行 平成 21 年 3 月
企画・編集 富津市役所 社会福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地
TEL : 0439-80-1260
FAX : 0439-80-1355
URL : <http://www.city.futtsu.chiba.jp/>

この計画は、福祉振興基金を活用し作成しています。

